

桑名市都市計画マスタープラン 2020

KUWANA CITY PLANNING MASTER PLAN



ごあいさつ

桑名市は、日本の東西・南北を結ぶ交通・物流の要衝にあり、恵まれた地理・地勢を最大限に活かし、東海圏のハブシティを目指して、観光、交通資源の連携、中心市街地の魅力向上など、地理的優位を活かした元気なまちづくりを進めてきました。

近年、本格的な少子・高齢化や核家族化などの社会構造の変化が進み、将来に向け本市を取り巻く環境は大きく変化している中、ライフスタイルの多様化など、私たちの生活や価値観が大きく転換し始めています。

こうした中、これからのまちづくりにおいては、2027年の東京名古屋間のリニア中央新幹線開通を見据え、桑名駅周辺を中心とした賑わいの創出に取り組むとともに、「Society5.0」や「SDGs」、「自動運転」などの新しい社会的な取組みに対応していくことが、これまで以上に重要と考えています。

そのため、本市のまちづくりの基本方針である桑名市都市計画マスタープランを改定し、「次世代へと続く 快適な暮らしの中で ゆるぎない魅力が 本物として 成長し続けるまち 桑名」の実現に向けて、市民の皆さまが安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるとともに、訪れる人が本市のさまざまな魅力を感じる都市の実現を目指してまいります。

令和の時代を迎え、今後のまちづくりにおいて、本プランを実行していくためには「本物力こそ桑名力」を基本理念とする「桑名市総合計画」を踏まえ、全員参加型の一環として、「オール桑名」で取り組んでいく必要がございます。計画の推進に対する市民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、改定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました都市計画審議会の委員の皆さまをはじめ、ご協力いただきました市民の皆さまに心よりお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

桑 名 市 長 伊 藤 徳 宇

目 次

第1章 都市計画マスタープラン策定にあたって	1
1－1 都市計画マスタープランとは	1
1－2 これまでの経緯と改定の趣旨	2
1－3 都市づくりに関する近年の法改正等の動き	2
1－4 計画期間と計画区域	4
1－5 上位・関連計画の整理	5
第2章 桑名市の現状と課題	23
2－1 桑名市の状況	23
2－2 桑名市の都市整備の現状	28
2－3 桑名市を取り巻く環境変化と都市整備の課題	38
第3章 都市整備構想	45
3－1 都市整備の基本理念と将来像	45
3－2 都市整備の目標	46
3－3 将来の都市構造	50
第4章 土地利用の方針	53
4－1 土地利用の基本方針	53
4－2 土地利用フレーム	55
4－3 土地利用計画	63
第5章 まちづくりの方針	67
5－1 市街地整備の方針	67
5－2 交通施設整備の方針	70
5－3 公園緑地整備の方針	76
5－4 都市環境整備の方針	79
5－5 地域の魅力形成の方針	81

第6章 地域別整備構想.....	83
6－1 地域別整備構想の位置づけ.....	83
6－2 各地域の概要.....	86
第7章 計画推進にあたって.....	107
7－1 庁内の推進体制.....	107
7－2 住民主体のまちづくりの推進.....	109
7－3 公民連携によるまちづくりの推進.....	111
桑名市都市計画マスタープラン改定に係る資料編.....	113
桑名市都市計画審議会 委員名簿.....	113
桑名市都市計画マスタープラン 改定経緯.....	114
用語解説集.....	115

第1章 都市計画マスタープラン策定にあたって

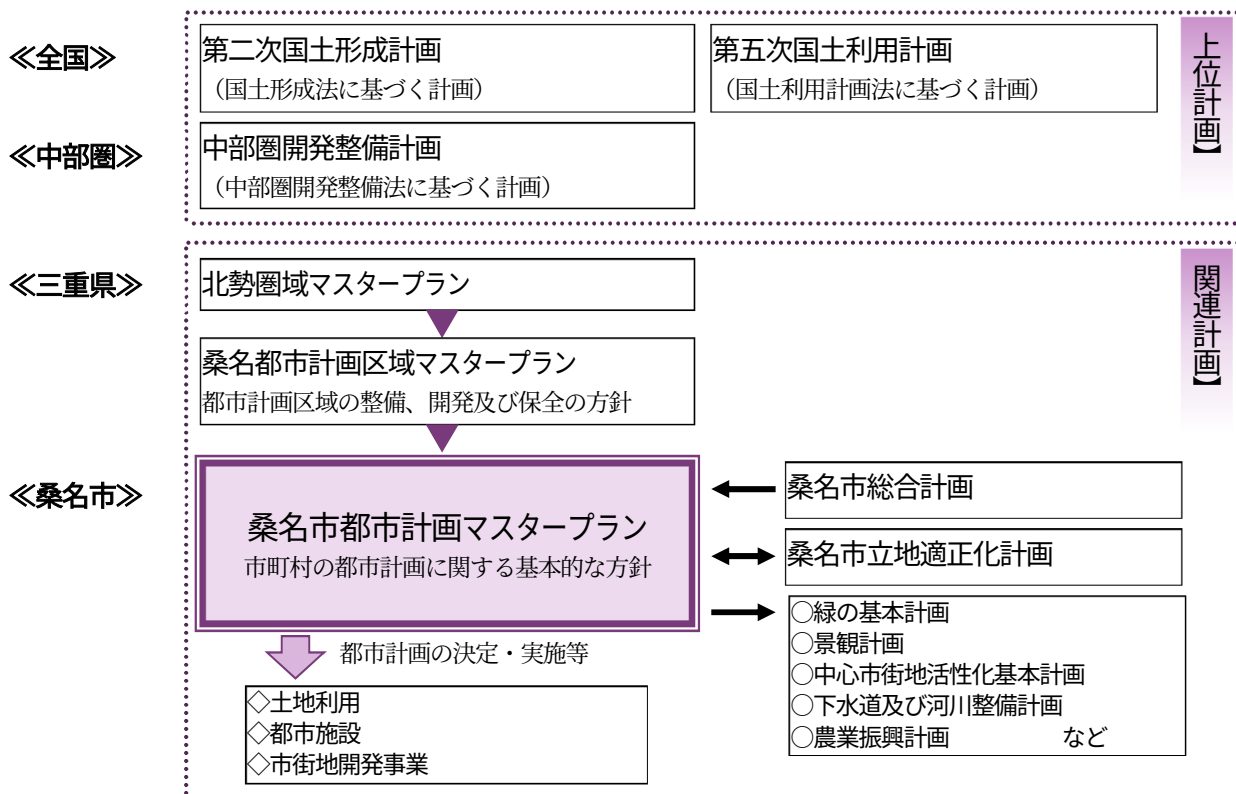
1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画とは、市民の生活や事業者の経済活動などが安全・快適に行われるようにするため、農林漁業との調和にも配慮しながら、秩序ある土地利用に向けて必要な規制・誘導を行ったり、道路・公園などの都市施設整備や土地区画整理事業などの市街地開発事業を推進したりするための計画です。

「桑名市都市計画マスタープラン」は、桑名市が都市全体の将来像を見据えたうえで、土地利用や都市施設の配置、規模等についての長期的な見通しを明らかにするものです。

都市計画法におけるマスタープランには、三重県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」と桑名市が定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」があり、様々な上位計画や関連計画のなかで位置づけられています。

図1-1 都市計画マスタープランの位置づけ



1-2 これまでの経緯と改定の趣旨

現行の都市計画マスタープラン（以下「現行マスタープラン」という。）は、平成16年に旧桑名市・多度町・長島町が合併した後、平成19年度にスタートした桑名市総合計画を受け、平成20年5月に策定しました。

それからおよそ10年が経過する中で、平成27年度には「本物力こそ、桑名力。」を基本理念とした新たな桑名市総合計画（「1-5 上位・関連計画の整理」参照）がスタートしました。また、この間に都市づくりに関する各種の法制度改正等が行われたことなどを受けて、都市計画として新たな取組みが必要になっています。

特に平成26年、都市再生特別措置法の一部改正により『立地適正化計画』制度が創設され、桑名市では平成30年度に同計画を策定しました（「1-5 上位・関連計画の整理」参照）。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられ、両計画の連携が強く求められることから、新たな総合計画や各種情勢変化への対応を含めて、現行マスタープランの一部について見直すこととしました。

1-3 都市づくりに関する近年の法改正等の動き

人口減少や少子高齢化、防災、環境問題等の社会的な課題に対応するため、様々な法改正等の動きがありますが、このうち特に都市計画との関わりが強く、都市計画マスタープランの改定にあたって踏まえるべき主な事項について以下に整理します。

表1-1 都市づくりに関する近年の法改正等の動き

年月	法改正等	概 要
平成23年 12月	「津波防災地域づくりに関する法律」施行	東日本大震災を契機に制定された法律で、最大クラスの津波が発生した場合でも「人の命が第一」という考え方で、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」の発想による津波災害に強い地域づくりを推進するもの
平成25年 12月	「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（南海トラフ法）」施行	東日本大震災を契機として、平成14年に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（旧法）」が南海トラフ法に改正 ◆H26.3 桑名市は同法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定（旧法より移行）
平成25年 12月	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」施行	大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進することなどを目的とするもので、都道府県や市町村による「国土強靱化地域計画」の策定を制度化
平成26年 4月	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務省要請）	全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中で、厳しい財政状況等を踏まえつつ、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要なことから、各地方公共団体に公共施設等総合管理計画の策定を要請するもの ◆H27.6 桑名市公共施設等総合管理計画【平成26年度版】策定
平成26年 6月	道路の上下空間又は地下における建築物等の一体的整備について	道路の区域を立体的に定めることにより、それ以外の上下空間で建物の建築を可能とする「立体道路制度」について、都市の国際競争力の一層の強化等を図るため、特定の地域の一般道路においても適用できるように規制を緩和したもの

年月	法改正等	概 要
平成26年 8月	「都市再生特別措置法の 一部を改正する法律」施行 ⇒『立地適正化計画制度』 創設	「立地適正化計画」は、住宅および都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設等）の立地の適正化を図ることを目的として、市町村が定める計画 ◆H31.3 桑名市立地適正化計画策定
平成26年 11月	「まち・ひと・しごと創生 法」施行	我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するもの ◆H27.11 桑名市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
平成26年 11月	「地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律」の 一部を改正する法律」施行	交通政策基本法（平成25年12月施行）の基本理念に則り、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの構築を目指すもので、「地域公共交通網形成計画」を制度化 ◆H29.10 養老線交通圏地域公共交通網形成計画策定
平成27年 2月	「空家等対策の推進に関 する特別措置法」施行	適切な管理が行われていない空家等に対し、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要なことから、市町村による空家等対策計画の作成等を通じて、関連施策を総合的かつ計画的に推進するもの ◆H29.4 桑名市空家等対策計画策定
平成27年 4月	「都市農業振興基本法」施 行	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの
平成28年 1月	「第5期科学技術基本計 画」策定 ⇒Society5.0を提唱	Society5.0は、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く5番目の新たな社会を指すキャッチフレーズで、IoT（モノのインターネット）やAI（人工知能）等の新たな技術を活用して、少子高齢化や地方の過疎化などの社会的課題の解決と経済発展の両立を目指すもの
平成28年 12月	「持続可能な開発目標 （SDGs）実施指針」策 定	平成27年9月に開催された国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が採択されたことを受け、日本の取組みの指針として、8つの優先課題と具体的施策等を定めたもの
平成28年 12月	市街化調整区域における 既存建築物の用途変更に関 する「開発許可制度運用指 針」改正	市街化調整区域の古民家等の既存建築物を観光振興や移住・定住促進に活用しようとする場合に用途変更ができるよう、開発許可制度の運用を弾力化するもの（対象とする用途類型の例：観光振興のために必要な宿泊、飲食等の提供の用に供する施設、既存集落の維持のために必要な賃貸住宅等）
平成29年 5月	「自転車活用推進法」施行	自転車による環境負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、健康増進等を図ることが重要なことから、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とするもので、都道府県や市町村による「自転車活用推進計画」の策定を制度化
平成29年 6月	「都市緑地法等の一部を 改正する法律」施行（一 部は平成30年4月施行）	様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等を改正するもの
平成30年 7月	「自治体戦略2040構想研 究会第二次報告」公表	高齢者人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックキャスティングに今後の自治体行政の在り方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的に研究会を設置し、そこでの検討結果をとりまとめて報告

1-4 計画期間と計画区域

計画期間は、現行マスタープランどおり、おおむね20年を目標として計画を推進します。ただし、本プランで掲げる目標数値については、国勢調査等の実施時期を勘案し、2027（令和9）年を目標年次とします。なお、この計画期間が終了する時期に合わせて全面改定を行う予定ですが、総合計画の基本計画の節目となる時期や関連する法制度改正の動向を確認していく中で、必要に応じて改定を行います。

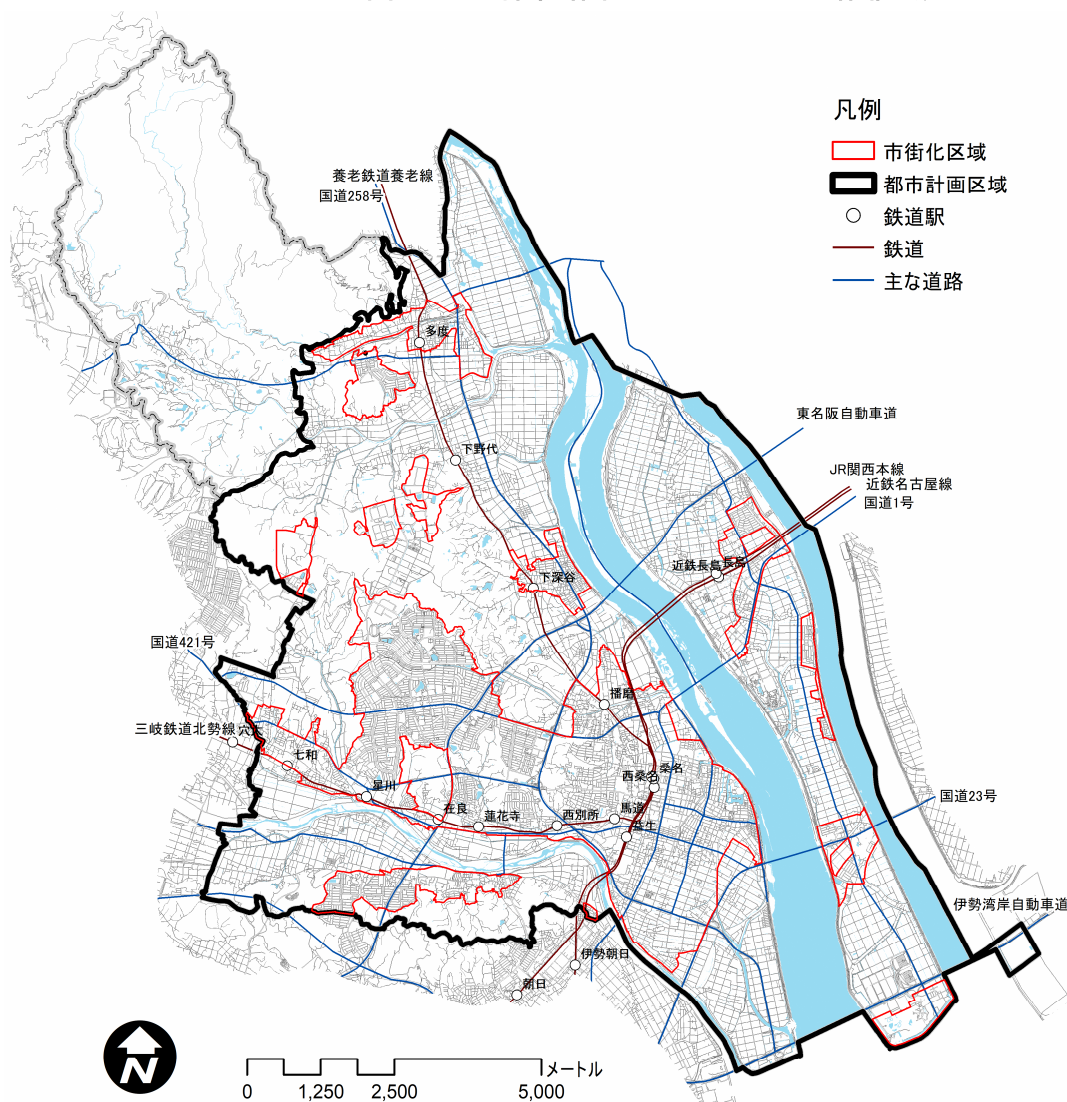
計画区域については、桑名市内の都市計画区域を基本にしつつ、都市計画区域外も計画区域とします。

表1-2 計画区域

	面積（ha）
行政区域	13,668
都市計画区域	11,178.4
市街化区域	3,014.8
市街化調整区域	8,163.6
都市計画区域外	2,490

資料：行政区域面積/平成30年全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院）
都市計画区域等/令和3年3月末時点

図1-2 都市計画マスタープランの計画区域



1-5 上位・関連計画の整理

本プランが踏まえるべき主な上位・関連計画について、それぞれの概要を整理します。

① 上位計画

(1) 国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～（平成26年7月）

「国土のグランドデザイン2050 ～対流促進型国土の形成～」は、本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有しつつ、2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示すものです。

「時代の潮流と課題」を踏まえ、「基本的考え方」、「基本戦略」、「目指すべき国土の姿」等が示されています。

表1-3 国土のグランドデザイン2050の概要

1.時代の潮流と課題	(1)急激な人口減少、少子化 (2)異次元の高齢化の進展 (3)都市間競争の激化などグローバリゼーションの進展 (4)巨大災害の切迫、インフラの老朽化 (5)食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題 (6)ICTの劇的な進歩など技術革新の進展
2.基本的考え方	(1)コンパクト+ネットワーク ①質の高いサービスを効率的に提供 ②新たな価値創造 ・コンパクト+ネットワークにより「新しい集積」を形成し、国全体の「生産性」を高める国土構造 (2)多様性と連携による国土・地域づくり ①各地域が「多様性」を再構築し、自らの資源に磨きをかける ②複数の地域間の「連携」により、人・モノ・情報の交流を促進 (3)人と国土の新たななかかわり (4)世界の中の日本 (5)災害への粘り強くしなやかな対応 (6)国土づくりの理念<国土づくりの3つの理念> ①「多様性（ダイバーシティ）」 ②「連携（コネクティビティ）」 ③「災害への粘り強くしなやかな対応（レジリエンス）」
3.基本戦略	基本的考え方を踏まえ、2050年の目指すべき国土像を実現するため、12の基本戦略を定めることとする。 (1)国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 (2)攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり (3)スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成 (4)日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進 (5)国の光を観せる観光立国の実現 (6)田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 (7)子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 (8)美しく、災害に強い国土 (9)インフラを賢く使う (10)民間活力や技術革新を取り込む社会 (11)国土・地域の担い手づくり (12)戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応
4.目指すべき国土の姿	(1)実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」の形成 (2)大都市圏域：国際経済戦略都市へ (3)地方圏域：小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合 (4)大都市圏域と地方圏域：依然として進展する東京一極集中からの脱却 (5)海洋・離島：我が国の主権と領土・領海を堅守

(2) 第二次国土形成計画（全国計画）（平成27年8月）

新たな国土形成計画（全国計画）は、「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえて、本格的な人口減少社会の到来、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識のもと、2015年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めたものです。

表1-4 第二次国土形成計画（全国計画）の概要

計画期間	2015年～2025年
1.国土に係る状況の変化	(1)国土を取り巻く時代の潮流と課題 （表1-2「1.時代の潮流と課題」参照） (2)国民の価値観の変化 ・ライフスタイルの多様化（経済志向、生活志向）、共助社会づくりの広がり等 (3)国土空間の変化 ・低・未利用地や荒廃農地、必要な施業が行われない森林、空き家等の増加等
2.国土づくりの目標	(1)安全で、豊かさを実感することのできる国 (2)経済成長を続ける活力ある国 (3)国際社会の中で存在感を発揮する国
3.国土の基本構想	(1)「対流促進型国土」の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉 （対流とは多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き） (2)「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」 (3)東京一極集中の是正と東京圏の位置付け (4)都市と農山漁村の相互貢献による共生
4.国土の基本構想実現のための具体的方向性	(1)ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土 ○個性ある地方の創生：（小さな拠点の形成）（コンパクトシティの形成）（連携中枢都市圏の形成） ○活力ある大都市圏の整備 ○グローバルな活躍の拡大 (2)安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤 ○災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築 ○国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成 ○国土基盤の維持・整備・活用 (3)国土づくりを支える参画と連携 ○地域を支える担い手の育成等 ○共助社会づくり
5.分野別施策の基本的方向	計画の推進のために必要な基本的な施策を政策分野別に示している。 (1)地域の整備に関する基本的な施策 (2)産業に関する基本的な施策 (3)文化及び観光に関する基本的な施策 (4)交通体系、情報通信体系及びエネルギーインフラに関する基本的な施策 (5)国土基盤ストックに関する基本的な施策 (6)防災・減災に関する基本的な施策 (7)国土資源及び海域の利用と保全に関する基本的な施策 (8)環境保全及び景観形成に関する基本的な施策 (9)多様な主体による共助社会づくりの実現に向けた基本的な施策
6.計画の効果的推進及び広域地方計画の策定・推進	(1)国土利用計画との連携 ・国土利用計画法に基づき、国土形成計画と一体のものとして策定 (2)広域地方計画の策定・推進（8つの広域ブロックごとに計画策定）

(3) 第五次国土利用計画（全国計画）（平成27年8月）

国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的としているもので、計画には以下の事項を定めることとなっています。

1. 国土の利用に関する基本構想
2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

国土利用計画には、全国の区域について定める計画（全国計画）、都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）、市町村の区域について定める計画（市町村計画）があります。

表1-5 第五次国土利用計画（全国計画）の概要

1. 国土の利用に関する基本構想	(1) 国土利用の基本方針 ○「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。 ○今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、「複合的な施策の推進」、「国土の選択的な利用」が必要。 (2) 地域類型別の国土利用の基本方向 ・都市：都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化／集約化した都市間のネットワークを充実／より安全で環境負荷の低いまちづくり／都市防災／美しくゆとりある環境の形成等 ・農山漁村：良好な生活環境の整備／農林水産業の成長産業化等／「小さな拠点」の形成／集落の維持／「田園回帰」を踏まえ共生・対流の促進／農地と宅地が混在する地域での計画的かつ適切な土地利用等 ・自然維持地域：野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保／自然環境の保全・再生・活用 (3) 利用区分別の国土利用の基本方向 ・農地：優良農地の確保／多面的機能の維持・発揮／農地の集積・集約／市街化区域内農地の計画的な保全と利用 ・森林：国土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備・保全／国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用 ・原野等：湿原・草原等の貴重な自然環境を形成している原野の保全・再生／その他の原野及び採草放牧地の適正な利用 ・水面・河川・水路：安全性の向上／より安定した水供給などに要する用地の確保／健全な水循環の維持又は回復を通じた自然環境の保全・再生への配慮 ・道路：地域間の対流を促進／災害時における輸送の多重性・代替性を確保／既存用地の有効利用 ・住宅地：人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現／既存住宅ストックの有効利用等を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制 ・工業用地：グローバル化等に伴う工場の立地動向、インフラの整備状況、地域産業活性化の状況等を踏まえ、必要な用地を確保／工場跡地の有効利用 ・その他の宅地：土地利用の高度化、都市の集約化、より安全な地域への市街地の集約化 ・その他：公用・公共用施設の用地：国民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮／低・未利用地：各種影響への配慮をしつつ積極的かつ有効に活用／沿岸域：総合的利用や海岸の保全等を推進
------------------	---

2.国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

(1)国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
(単位：万ha)

	H24年 (基準年次)	R7年 (目標年次)	
人口	—	1億2,070万人	
一般世帯数	—	5,200万世帯	
利用区分ごとの規模	農地	455	440
	森林	2,506	2,510
	原野等	34	34
	水面・河川・水路	134	135
	道路	137	142
	宅地	190	190
	住宅地	116	116
	工業用地	15	15
	その他の宅地	59	59
	その他	324	329
合計	3,780	3,780	
人口集中地区(市街地)	127	121	

(2)地域別の概要(R7年)
(単位：万ha)

	三大都市圏	地方圏	
人口	6,400万人	5,700万人	
利用区分ごとの規模	農地	56	384
	森林	316	2,194
	原野等	—	33
	水面・河川・水路	19	116
	道路	29	113
	住宅地	40	76
	工業用地	5	10
その他の宅地	18	41	
その他	56	273	
人口集中地区(市街地)	64	57	

3.必要な措置の概要

○土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進

○所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討

○都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制

○災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進

○地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的实施

○各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる

(4) 中部圏開発整備計画（平成28年3月）

中部圏開発整備計画は、「富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県」の区域を対象としており、このなかで特に三重県と愛知県は、都市整備区域として中部圏における重要な地域に位置づけられています。

桑名市は以下に示すように中部圏開発整備計画に存在し、かつ都市整備区域に属しています。

表1-6 中部圏開発整備法の指定区域

都市整備区域 (36市16町1村)	三重県：桑名市、四日市市、いなべ市（一部）、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町 愛知県：名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、飛島村
----------------------	--

表1-7 中部圏開発整備計画の概要

計画期間	・1「中部圏を取り巻く諸状況と課題、2「中部圏の将来像とその実現のための施策」……概ね10年間 ・3「施設の整備計画」……概ね5年間
1.中部圏を取り巻く諸状況と課題	(1)国土づくりの目標 ・安全で、豊かさを実感することのできる国 ・経済成長を続ける活力ある国 ・国際社会の中で存在感を発揮する国 (2)国土の基本構想 ・対流促進型国土の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉 ・「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靱な「コンパクト＋ネットワーク」 (3)中部圏の現状と課題 ・産業、インフラ ・国際交流、観光 ・環境・エネルギー・土地 ・災害リスク
2.中部圏の将来像とその実現のための施策	(1)中部圏が目標とする社会や生活の姿 ○世界最強・最先端のものづくり産業・技術のグローバル・ハブ ・世界に冠たるものづくり技術と品質 ・世界中からビジネスチャンス求めて、ヒト、モノ、カネ、情報が集まり対流 ・環太平洋・日本海に開かれた我が国の一大産業拠点 ○リニア効果を最大化し都市と地方の対流促進、ひとり一人が輝く中部 ・高速交通ネットワークを活かし、太平洋側から日本海側まで広がる国内外との交流連携、対流促進 ・産業や文化、ライフスタイルなど新たな価値創造、ひとり一人の豊かさを実感、地方創成 ○災害に強くなやかと、環境と共生した国土 ・環境共生、国土保全、国土基盤の維持管理・活用など、国土の適切な管理による安全安心で持続可能な国土 ○暮らしやすさに磨きをかけさらに輝く ・魅力ある暮らしやすい生活環境を有する都市圏と農山漁村や自然が共生する自立的に発展する圏域づくりを進め、「職」「住」「遊」「学」を充実させることで、世代・価値観に応じた多彩な生活、就業、交流の機会を誰もが享受し、豊かさを実感することのできる、「暮らしやすさに磨きをかけ更に輝く」圏域

	○大都市圏に近接する特性を活かし、日本海・太平洋2面活用型国土形成を牽引 ・港湾や空港等のインフラの充実を図り、ユーラシアへのゲートウェイとしての機能を強化するとともに、太平洋側において想定されている巨大地震や近年の気候変動に伴う災害リスクの解決等に積極的に取り組み、「大都市圏に近接する特性を活かし、日本海・太平洋2面活用型国土形成を牽引」する圏域 (2)将来像実現に向けた基本方針 1.世界最強・最先端のものづくりの進化 ・戦略産業の育成、広域産業クラスターの形成、新たな産業の創生 等 2.スーパー・メガリージョンのセンター、我が国の成長を牽引 ・リニア効果を最大化する地域づくり、国際大交流時代の観光交流の先導 等 3.地域の個性と対流による地方創生 ・「小さな拠点」づくり、地域産業の活性化、次世代交通システム構築 等 4.安全・安心で環境と共生した中部圏形成 ・太平洋・日本海2面活用型の強靱な国土、生物多様性、景観、低炭素 等 5.人材育成と共助社会の形成 ・高度人材、グローバル人材、女性活躍、高齢者参画、障害者共生、多文化共生 等 6.個性ある圏域の創生 ・生活支援サービス、雇用環境の充実、職住近接、防災減災対策、環境保全 等 7.競争力のある産業の育成 ・同業種・異業種や高等教育機関の対流、交通ICTネットワーク環境の充実 等 8.日本海側の中核圏域の形成 ・国際物流・旅客機能の強化、海域・空域の安全確保・保安対策 等 9.対流・交流人口の創出 ・地域資源の磨き上げ、観光周遊ルートの充実、誘客促進と魅力の発信 等 (3)区域の指定 中部圏開発整備法における政策区域として、都市整備区域、都市開発区域、保全区域がある。 ・都市整備区域：産業開発の程度が高く、経済発展が予想される地域で、計画的に基盤整備を行う区域 ・都市開発区域：産業都市等として開発整備する区域 ・保全区域：観光資源を保全し若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する区域
3.施設の整備計画 〔※桑名市に係るもの〕	1.道路 ・主要地方道 水郷公園線(福吉橋)(三重県桑名市) 27.かんがい排水施設及び農用地 ・農業農村整備事業等

② 関連計画

(1) 北勢圏域マスタープラン（平成30年3月）

圏域マスタープランは、都市計画区域ごとに整備、開発及び保全の方針を定めた「都市計画区域マスタープラン」の改定に先立ち、県内を北勢圏域・中南勢圏域・伊勢志摩圏域・伊賀圏域・東紀州圏域の5つの圏域に区分し、圏域ごとに20年後の将来都市像を展望し、都市計画の課題や理念、目標などを示すものです。

本市を含む北勢圏域の圏域マスタープランの概要は以下のとおりです。

北勢圏域マスタープラン			
都市計画の理念と目標	『未来に向けて新しい価値を創造する都市（まち）』 三重県の中核的圏域として、わが国屈指の産業集積と地域の自然環境や歴史・文化を基盤に、県内の経済をけん引し続けるとともに、住みたくする都市環境を創出し、持続的に発展する都市をめざします。		
	《4つの方向ごとの目標》 ➤ 産業振興による地域活力の向上 ーさらなる産業集積と広域交流促進による活力ある圏域づくりー ➤ 都市機能の効率性と生活利便性の向上 ー都市機能の集約化と広域連携による中核的圏域づくりー ➤ 地域の個性を生かした魅力の向上 ー魅力と個性を生み出す地域づくりによる多様性のある圏域づくりー ➤ 災害に対応した安全性の向上 ー災害に強く、しなやかな圏域づくりー		
圏域・都市計画区域の将来都市構造（桑名市関連の拠点）	広域拠点	近鉄・養老鉄道・JR桑名駅、三岐鉄道西桑名駅周辺	
	交流	自然交流拠点	国営木曽三川公園
	拠点	歴史・文化交流拠点	桑名城下町地区（桑名七里の渡し公園）、多度大社
		レクリエーション等交流拠点	浦安地区（ナガシマスパーランド）

図1-3 北勢圏域将来都市構造図(1/4)【産業振興による地域活力の向上】

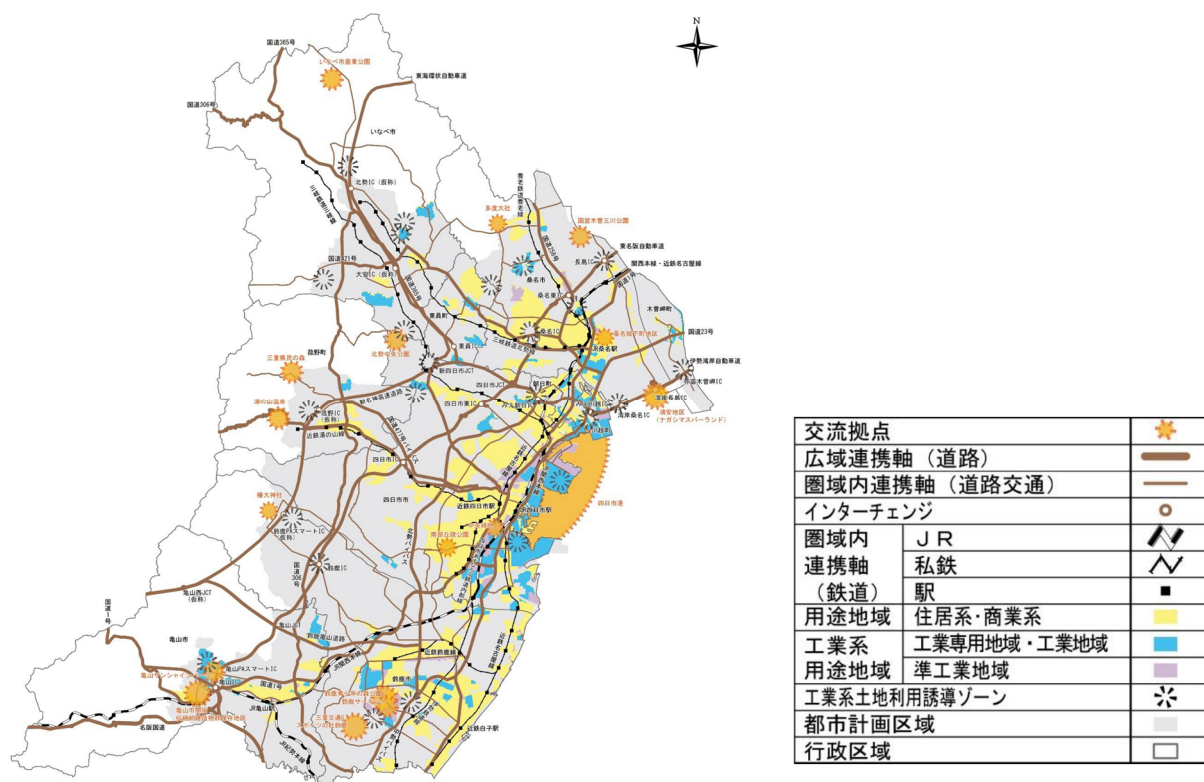


図1-4 北勢圏域将来都市構造図(2/4)【都市機能の効率性と生活利便性の向上】

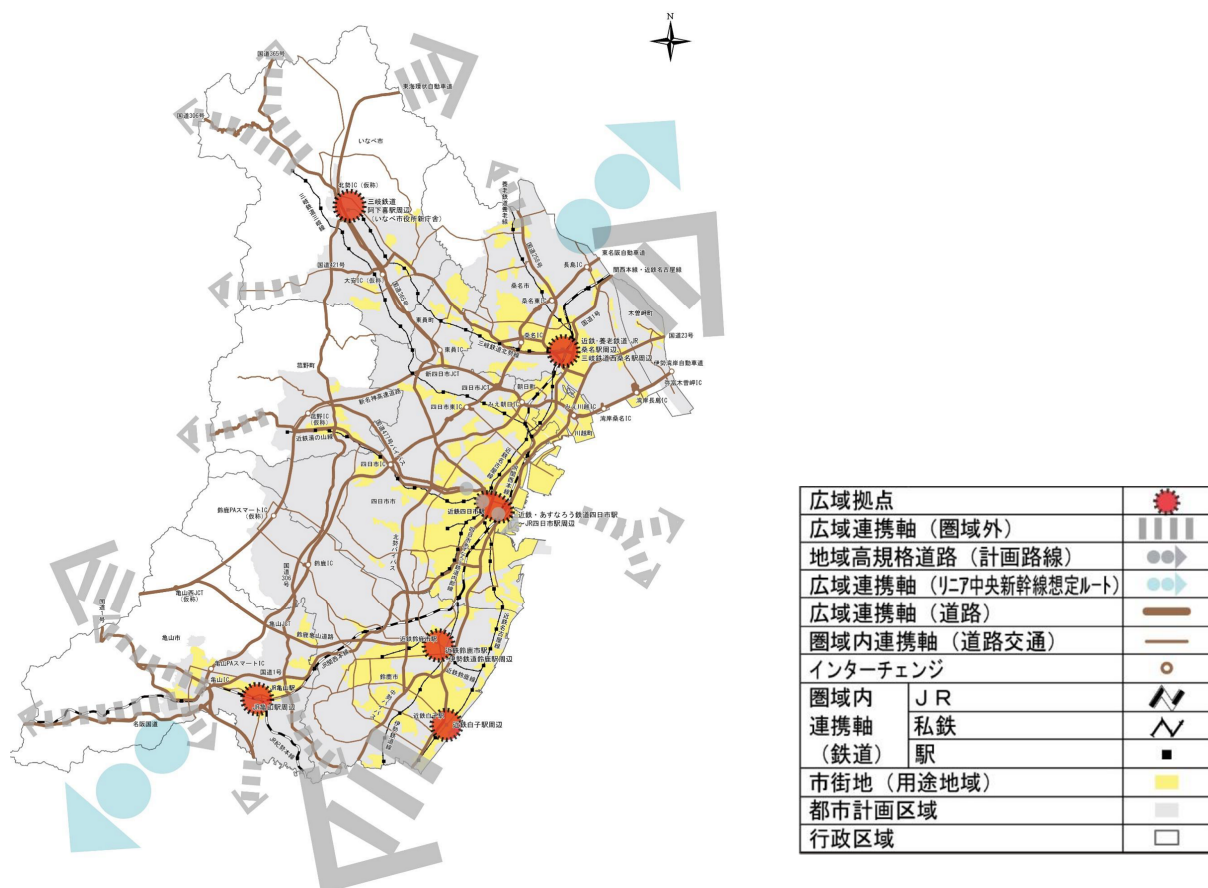


図1-5 北勢圏域将来都市構造図(3/4)【地域の個性を生かした魅力の向上】

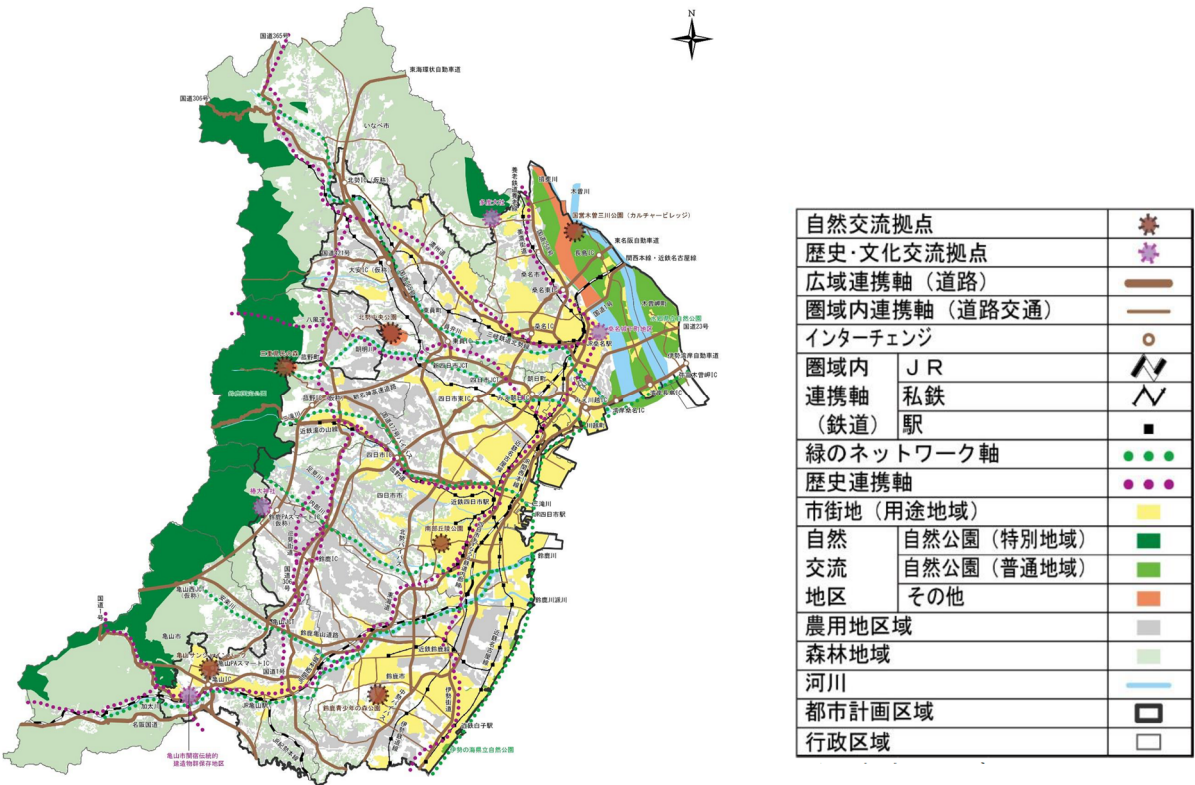


図1-6 北勢圏域将来都市構造図(4/4)【災害に対応した安全性の向上】

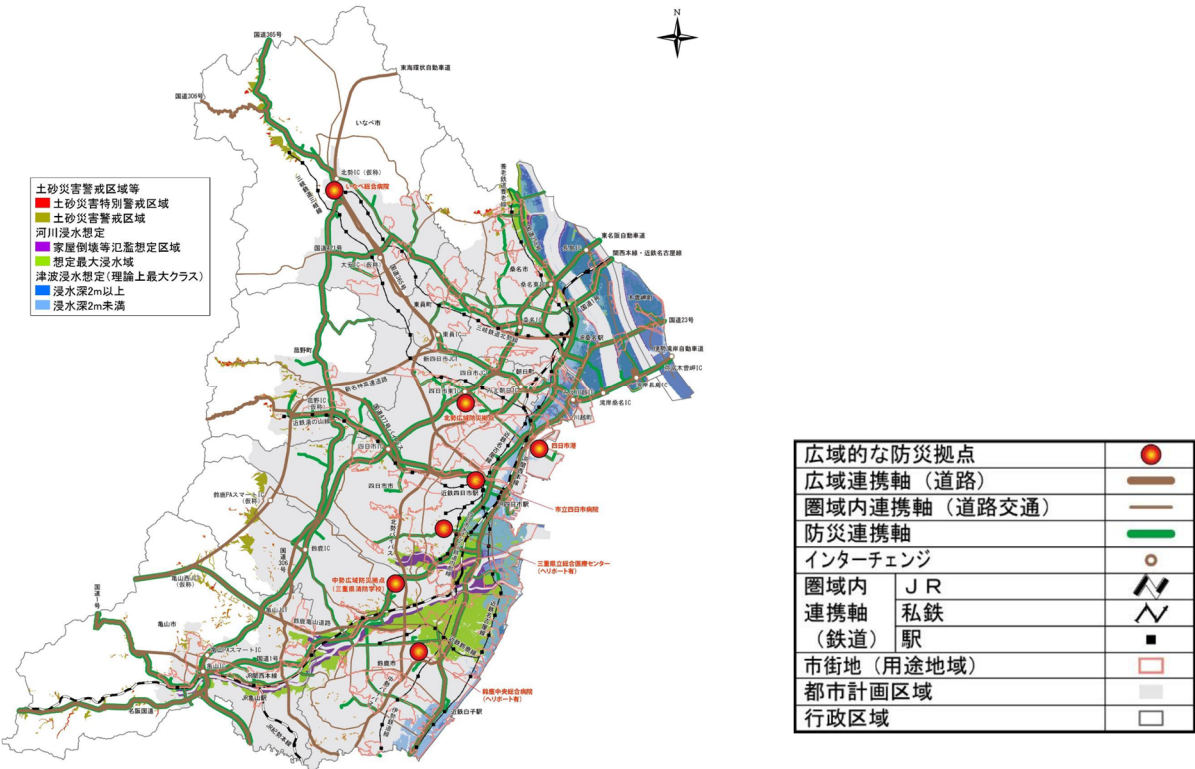
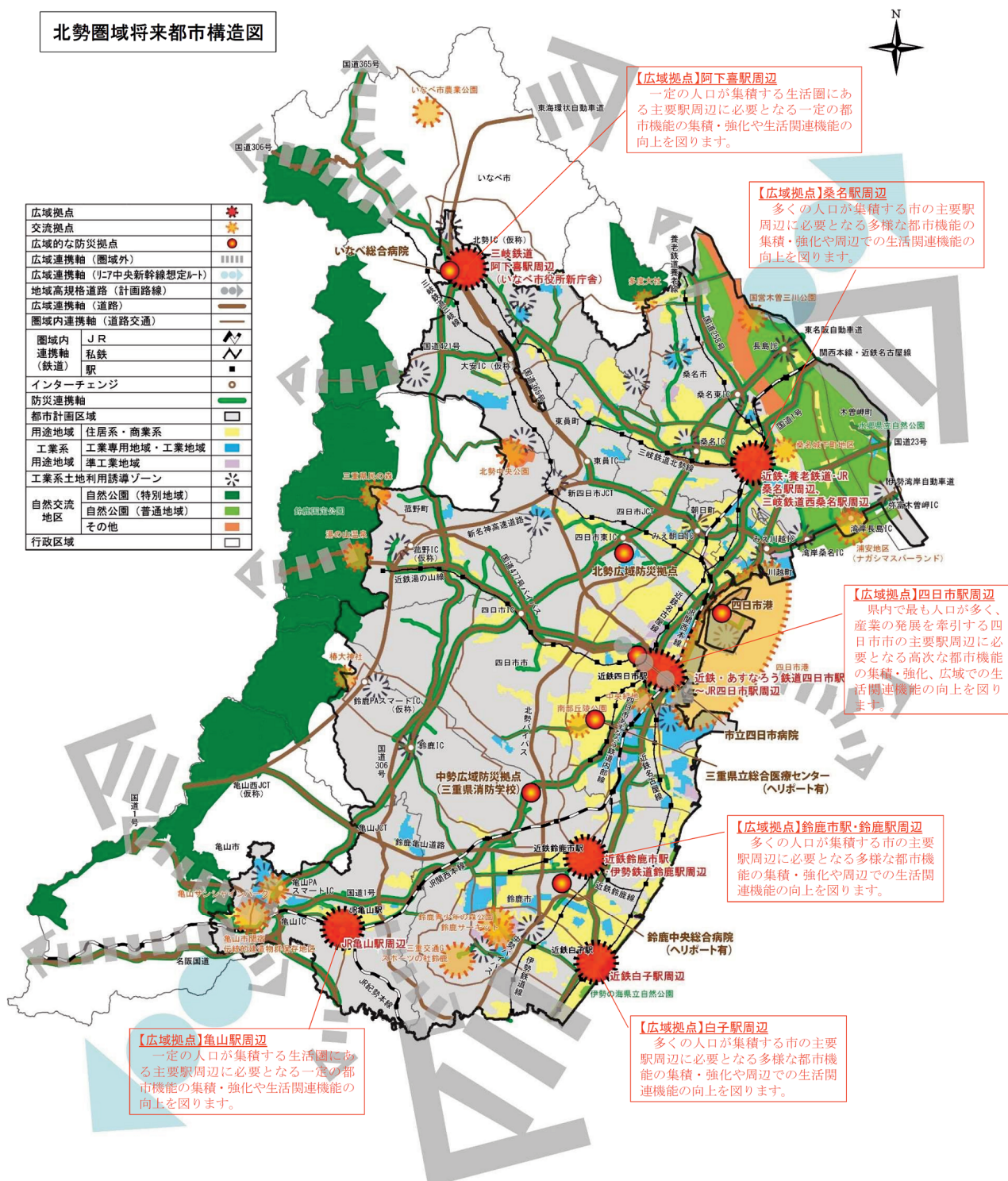


図1-7 北勢圏域将来都市構造図（平成30年3月）



※広域連携軸および圏域内連携軸は、本計画策定時の道路および計画・構想を示したものです。

(2) 桑名都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（桑名都市計画区域マスタープラン）

（平成25年5月） ※令和2年度に改定予定

都市計画法第6条の2の規定に基づき、三重県が広域的見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本的方針を定めたもので、計画期間は平成22(2010)年から概ね20年です。

三重県では、都市計画区域マスタープランに定めるべき項目のうち「都市計画の目標」については、圏域マスタープランで定めることとしているため、桑名都市計画区域マスタープランにおける都市計画の目標は、前項(1)で示したとおりとなります。

また、都市計画区域マスタープランでは、都市計画の目標を踏まえて、「土地利用規制の基本方針」および「主要な都市計画の決定方針」を定めています。

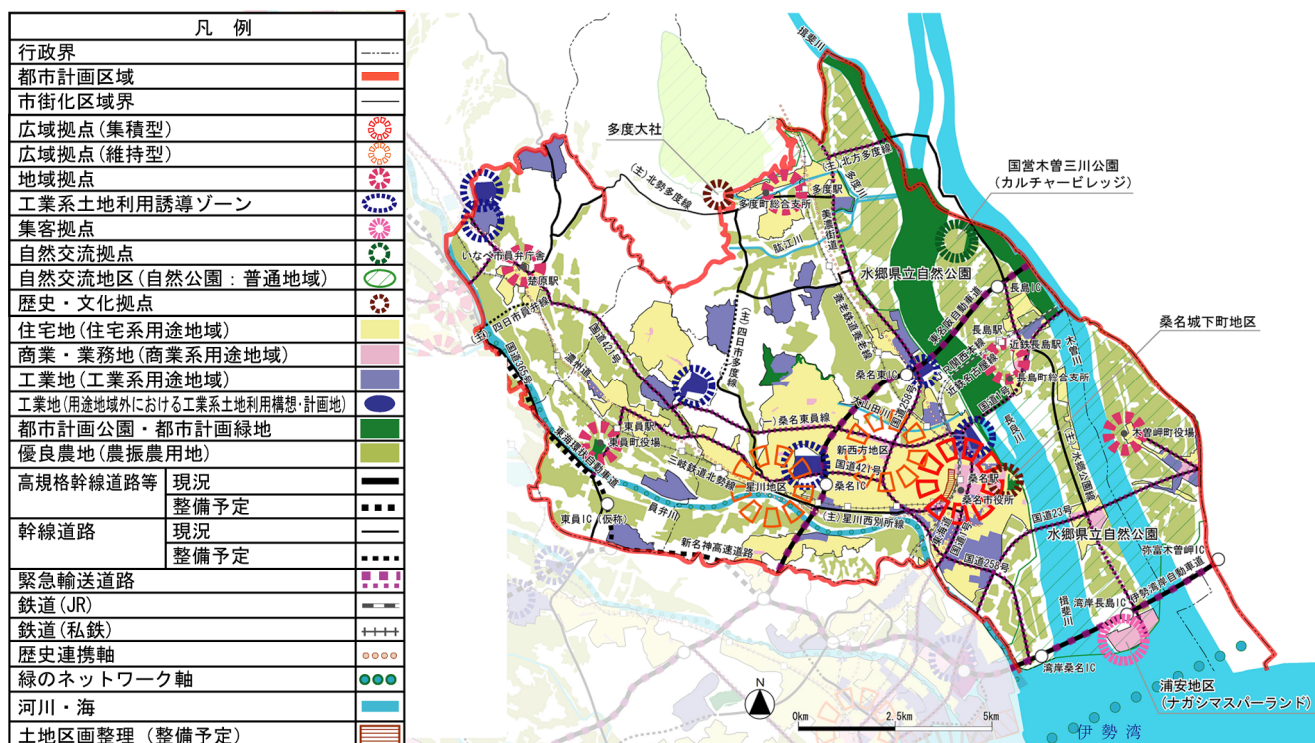
土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	
主要用途の配置方針	
住宅地	広域拠点（集積型）では、都心居住を促進・支援するため、まちづくりの方針にあわせて、土地の高度利用や複合利用を図ります。 地域拠点に位置づけた各区域は、定住人口や地域コミュニティの維持を図るため、公共交通の利便性向上に向けた支援を促進し、日常生活圏の形成のため、必要な範囲で居住環境の改善を図ります。 低層・高密な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、建物の建て替え等にあわせて道路や公園等の都市施設の整備を進めます。 良好な居住環境を備えた既存の住宅団地等は、定住人口を維持し地域コミュニティの維持・増進を図るため公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。 多くの低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針を明らかにし、その方針に応じた地区計画の適用等を進めます。桑名市の西部に広がる丘陵地や多度町小山地区等、新たな住宅地の形成を進める地区では、引き続き都市基盤の整備を促進し、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図ります。
商業・業務地	広域拠点（集積型）では、広域交流の促進や中心市街地の活性化、都心居住を支援する商業・業務、文化等の各都市機能の集約を進めるため、商業地域又は近隣商業地域の指定を維持し、新たな大規模集客施設の立地を許容します。 また、隣接する歴史・文化拠点である桑名城下町地区の来訪者を取り込んだ活性化方策についてもあわせて検討します。 広域拠点（維持型）では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持又は指定し、既存の大規模集客施設の立地を維持します。 地域住民の日常の消費需要に対応する広域拠点以外の商業・業務地では、商業地域又は近隣商業地域の用途地域を維持するとともに、大規模集客施設の立地を抑制します。なお、大規模集客施設の立地の可能性がある場合は、必要に応じて特別用途地区の併用指定を促進します。 また、集客拠点として位置づけた浦安地区（ナガシマスパーランド）では、広域的な集客交流機能を維持するため、必要に応じ、用途地域の変更等を行います。
工業地	圏域において位置づけた工業系土地利用誘導ゾーンについては、積極的に企業誘致を図り、必要な都市基盤の整備を進めます。 なお、市街化調整区域に位置する工業系土地利用誘導ゾーンは、地区計画制度を適用し、必要な都市基盤の整備を行います。なお、必要に応じて市街化区域への編入及び工業系用途地域の指定を進めます。 市街化区域内の工業系用途地域内の未利用地は、既存ストックを活用し、必要な都市施設等の整備を図り、計画的な集積を進めます。 準工業地域で、住・商・工が混在している地域では、それぞれの地域の実情に応じて、計画的に工業系若しくは住居系への純化を図り、適正な用途地域へ変更します。

市街地における建築物の密度構成に関する方針	
市街地における既存ストックの活用や市街地郊外における自然環境の保全等を考慮し、広域拠点や地域拠点の配置を基本として、建築物の密度構成を調整することで、集約型都市構造の構築を図ります。 広域拠点（集積型）では、多様な都市機能の集約に対応するため、地域に応じたまちづくりの方針にあわせた土地の高度利用・複合利用により、容積率400%、建ぺい率80%を基本とする高密度な市街地の形成を図ります。 地域拠点では、日常サービスが受けられる都市機能の集約に対応するため、容積率200%、建ぺい率80%を基本とする中密度な市街地の形成を図ります。 工業系地域については、容積率200%、建ぺい率60%を基本とします。 その他の区域では、現在の密度を維持し、良好な住宅団地においては、ゆとりある居住環境を維持します。	
市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針	
土地の高度利用	広域拠点（集積型）では、商業・業務、文化等の都市機能の集約や都心居住を促進するため、必要な都市施設等を総合的に再整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の充実を促進します。
用途転換、用途純化又は用途の複合化	桑名市の中心市街地における商業系用途地域や工業系用途地域で、住居系土地利用が進行している区域では、実態にあわせた用途地域の見直しについて検討していきます。
居住環境の改善又は維持	市街地内の低層・高密度な住宅地では、良好な居住環境を形成するため、道路や公園等の都市施設の整備を進めます。 地震による建物の被害を軽減し、県民の生命や財産を守るため、昭和56年の建築基準法改正以前に建設された住宅については、「三重県耐震改修促進計画」等に基づき、耐震診断や耐震補強等を支援し、耐震化を促進します。 低・未利用地を抱える住宅地では、それらを活用した良好な居住環境の形成方針を明らかにしたうえで、方針に応じた地区計画や面的整備の適用等を進めます。 今後、少子・高齢化が進む郊外の良好な居住環境を備えた既存の住宅団地では、定住人口を維持するため、地域コミュニティの維持・増進を図るとともに、徒歩や公共交通の利便性向上に向けた支援を促進します。
市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持	市街地における身近な緑地の適切な維持や保全を図るため、公園・緑地や街路樹等の維持、公共施設や民地内の緑化等について、市民や市内事業者との協働により取り組みます。 桑名市の高塚山古墳周辺の農地や竹林及び九華公園周辺は、歴史的資源の保全を図りながら、市街地に残された貴重な緑地空間として保全と活用について検討していきます。 生産緑地は、市街地における貴重な緑地として、引き続き保全を図ります。

市街化調整区域の土地利用の方針	
優良な農地との健全な調和	一団の優良農地については、引き続き開発を抑制し、保全を図ります。
災害防止の観点から必要な市街化の抑制	農地や山地等については、保水・涵養機能を維持するため、市街化を抑制します。 木曽三川に接する低地の中で、溢水・湛水等の災害の恐れがある区域については、引き続き市街化を抑制します。 土砂災害の危険性が高い地域では、現在の土地利用を踏まえつつ、新たな宅地化や開発行為を抑制します。
自然環境形成の観点から必要な保全	桑名市北西部、いなべ市南部、東員町に広がる丘陵地は、養老山系に連なる緑地帯として、引き続き保全を図ります。 特に、自然環境形成の観点から保全が必要な区域については、公園・緑地、風致地区等を定めます。
秩序ある都市的土地利用の実現	市街化調整区域の集落等では、集落の維持を図るため、必要な区域について地区計画制度を活用し、日常生活における利便性の向上に資する機能の導入を図ります。 また、工業の増進等を目的とする一定規模以上の開発は、立地の確実性、周辺環境への影響等を勘案し、計画的に市街化を図ります。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	
交通施設の都市計画の決定方針	
交通体系	本区域では、本格的な高齢社会への対応を図るため、公共交通の充実を図るとともに、自動車交通や自転車・徒歩と適切に連携することで、総合交通体系の構築をめざします。 そのため、本区域の中心となる桑名駅（近鉄・養老鉄道・ＪＲ、三岐鉄道西桑名駅）と近鉄益生駅及びその周辺を総合交通体系の要と位置づけ、交通結節機能の充実を図ります。 本区域の鉄道は、中部圏や近畿圏との広域交流を支えるとともに、環境や人にやさしく、誰もが円滑に移動できる公共交通網の形成を図るため、自動車交通、バス交通、自転車・徒歩と適切に連携することで利便性を向上させ、利用促進及び路線の維持を図ります。 また、中部圏や近畿圏と連携する高規格幹線道路網、将来都市構造において連携軸として位置づけた高規格幹線道路網や国道、主要な県道等は、圏域内外の拠点間の連絡や産業誘導で重要な役割を担うことから、引き続き、交通処理・空間形成・景観形成等の諸機能の維持・増進を図ります。 なお、都市計画道路は、社会経済情勢や住民の意向等を踏まえながら、道路の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを進めます。
主要な施設の配置方針	
鉄道	鉄道は、本格的な高齢社会に対応した、地球環境にやさしい公共交通の要として、持続可能な地域づくりの実現に向けて中心的な役割を担います。 そのため、バス交通等の公共交通や自動車交通との連携強化を促進し、公共交通の骨格としての路線を今後も維持します。 また、当区域にあるＪＲ関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線、三岐鉄道北勢線においては、交通結節点及び周辺の整備によって利便性を向上させ、利用促進を図ります。
その他	バス交通については、鉄道との一体的な利用を促進するため、交通結節点及び周辺の整備について検討します。 市内の各拠点と既存集落地等との連携については、地域公共交通総合連携計画に基づき、コミュニティバス等の導入等を検討し、高齢者等誰もが移動しやすい環境の整備を進めます。

図1-8 土地利用構想図（平成25年5月）



(3) 桑名市総合計画（平成27年3月）

本計画は、桑名市の中長期のまちづくりの方向性を示す最も重要な計画で、計画期間は平成27(2015)年度から令和6(2024)年度までの10年間です。

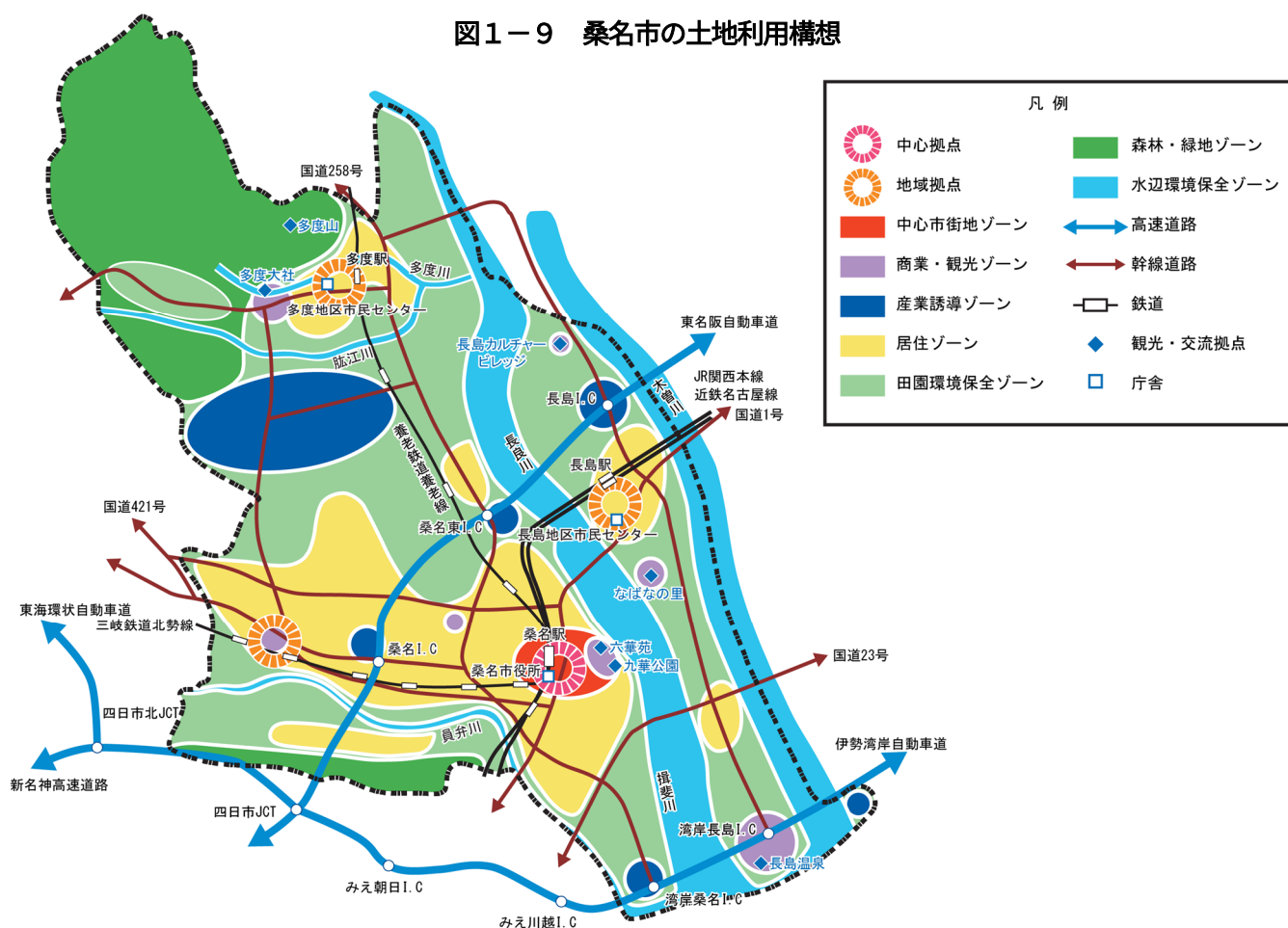
総合計画基本構想では、『本物力こそ、桑名力』を基本理念に、『快適な暮らしを次世代にも誇れるまち』『桑名市の魅力が自他ともに認められるまち』を将来像として、『次世代へと続く快適な暮らしの中でゆるぎない魅力が本物として成長し続けるまち 桑名』を目指しており、この将来像の実現のために7つのビジョンを掲げ、取組みを進めています。

その中の一つ、『地理的優位性を活かした元気なまち』では、本市が日本の東西・南北を結ぶ交通・物流の要衝にある地理・地勢や、東海環状自動車道・新名神高速道路が整備されることによる広域交通の利便性向上など、地理的優位性を活かす取組みを行うことで、桑名に求心力を持たせ、ヒト・モノ・カネが集まる、活気あふれるまちづくりを進めることとしています。

また、『桑名をまちごと『ブランド』に』では、本市には日本や世界に誇れる多くの価値や資源があるものの、掘り起こせてないものや活かしきれてないものなどあることから、この価値や資源を発掘し、磨きあげ、日本や世界に発信することで、桑名のまちの魅力を向上させるまちづくりを進めることとしています。

本市の土地利用の構想として、少子高齢化と人口減少に対応するため、主要な駅や公共施設周辺など都市機能が集積された拠点を活かし、コンパクトで持続可能な都市の構築を目指して、以下のゾーン・拠点を設定しています。

図1-9 桑名市の土地利用構想



土地利用構想【基本構想から抜粋】

1 土地利用の方針

1.地理的優位性の活用

将来にわたって桑名の活力を維持・強化するために、広域的な幹線道路ネットワークの要衝にある優れた交通条件を活用して、東海圏のハブシティとして活気あるまちづくりを進めます。

2.市街地の保全

将来にわたって人々が集まり、住み続けられるようにするために、既存市街地の住環境の保全を図るとともに、これまで集積させてきた既存ストックを活用し、都市機能をコンパクトに集約していきます。また、古くから継承されている歴史・文化的機能を活用した魅力づくりを進めます。

3.豊かな自然環境の保全・活用

市内に広がる農地、丘陵部や多度山に残された樹林地、木曾三川の水辺は、農業生産や自然生態系、防災、レクリエーションなどの多面的な役割を有する貴重な資源として保全していきます。また、環境学習や余暇活動など自然と親しむ場として積極的な活用を図ります。

2 ゾーン別の方針

1.中心市街地ゾーン：桑名駅の東西に形成されている市街地を中心市街地として位置づけ、各種都市機能の集積を図り、内外から人が集まる賑わいと活力ある拠点づくりを進めます。

2.商業・観光ゾーン：商業施設が集積する商業地は、選択性・利便性に富んだ市民の消費生活を支えることができるように、現状の商業・サービス機能の維持・更新を支援し、桑名が誇る観光・交流拠点の魅力を積極的に発信し、広域からの集客を図ります。

3.産業誘導ゾーン：多度地域の南部やインターチェンジ周辺を産業誘導ゾーンとして位置づけ、自然環境や周辺景観との調和に配慮しながら、産業の誘致及び支援を進めます。

4.居住ゾーン：生活道路や下水道などのインフラ整備や維持、公園・緑地の適正管理や緑化の推進に努め、快適に暮らせることができる居住ゾーンを形成します。また、少子高齢化と人口減少に伴って発生が見込まれる居住地における空洞化及び過疎化への対策を進めていきます。

5.田園環境保全ゾーン：優良農地の保全に努め、農業生産基盤の維持を図ります。また、田園環境を保全しながら、道路など日常生活に必要な生活基盤の整備を進め、居住環境の充実を図ります。

6.森林・緑地ゾーン：景観や防災、環境保全などの森林が持つ多面的な機能の維持・増進を図るとともに、市民や来訪者が楽しむことができるレクリエーション空間として活用します。

7.水辺環境保全ゾーン：木曾三川や市街地を流れる河川の貴重な水辺環境を保全するとともに、水産資源を活用した漁業の振興を図ります。河川環境を生かしたうるおいのある親水空間を整備するとともに、地震、風水害に備えた防災対策を強化します。

8.中心拠点：交通結節点である桑名駅周辺を中心市街地として位置付け、コンパクトな都心を目指すため、機能の再構築を図ります。

9.地域拠点：地域の日常生活の拠点として、地域コミュニティの維持と良好な居住環境の創出を図ります。

(4) 桑名市立地適正化計画（平成31年3月）

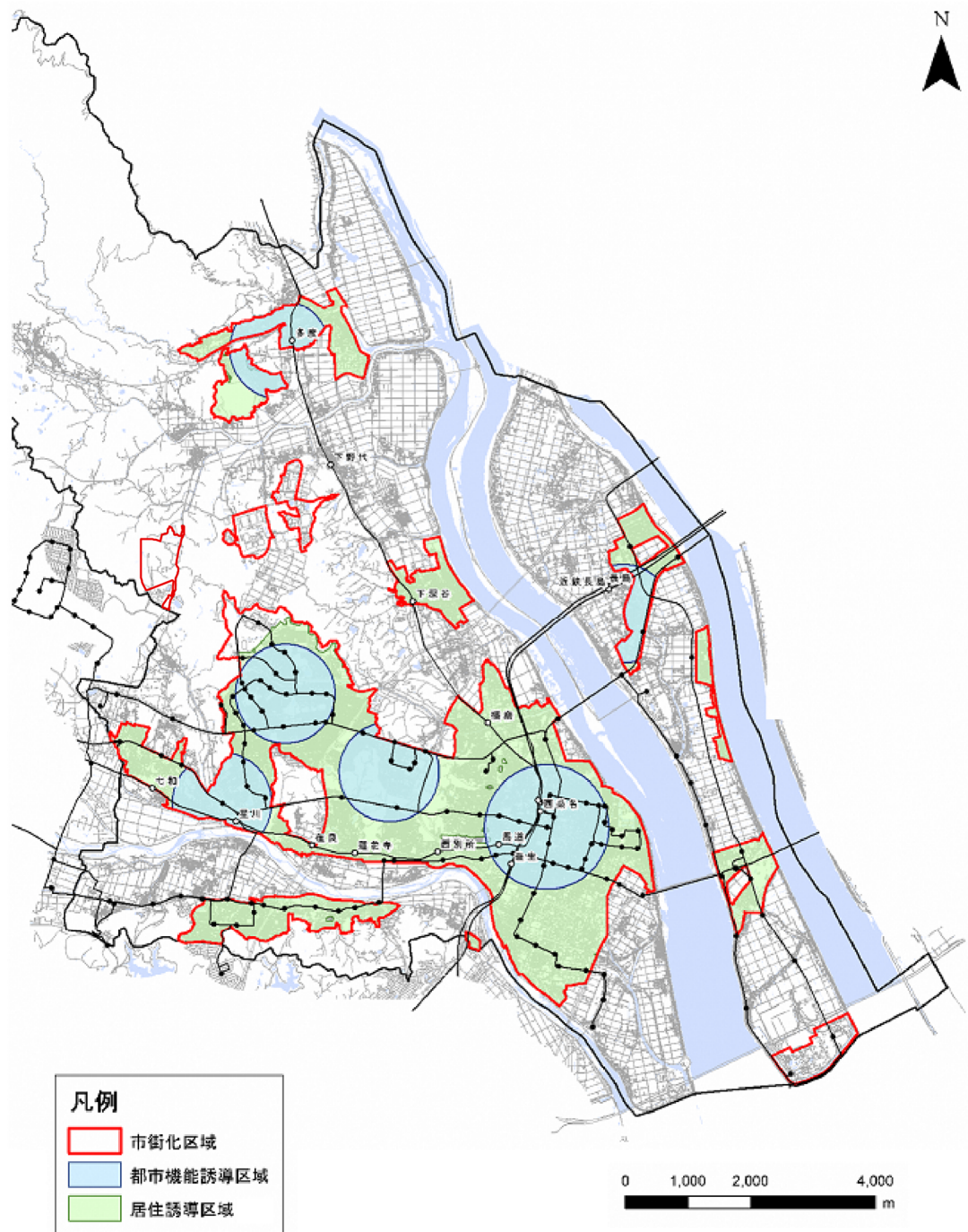
立地適正化計画制度は、全国的に進む人口減少と高齢化を背景に、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできる都市構造として『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるために創設された制度です。

計画には、市街化区域内に住民の居住を誘導する「居住誘導区域」、さらに原則としてその内側に生活サービス施設を誘導する「都市機能誘導区域」を定め、都市機能誘導区域には、その区域に誘導する施設等を定めます。

■桑名市立地適正化計画の主な内容

目標年次	2035年（令和17年）
基本理念	桑名市特有の歴史・文化を受け継ぎ、今後の人口減少・超高齢社会に対応する持続可能な安全で快適な都市環境の形成
将来都市像	快適な暮らしを次世代にも誇れるまち
基本的な方針（桑名市が目指す都市構造）	①歴史や文化を継承し、桑名駅を中心に交通結節点の機能が強化され、都市機能の集積やまちなか居住により中心市街地が一体となり活性化する都市構造 ②鉄道やバス路線などの公共交通が維持され、交流が促進される都市構造 ③歩いて行ける範囲に生活サービス施設（商業施設、医療福祉施設等）が立地し、皆が健康に暮らすことのできる都市構造 ④地域行事への参加や趣味の活動等を通じて地域コミュニティが育まれ、誰もが居場所のある都市構造 ⑤都市基盤や都市機能等の既存ストックが有効に活用される都市構造 ⑥地震、津波、がけ崩れ等の災害から人の命を守ることを最優先とする都市構造
桑名市の集約型都市構造の構築の基本的考え方	

都市機能誘導
区域・居住誘
導区域



誘導施設	誘導施設	定義	中心拠点 桑名駅 周辺	地域拠点 多度駅 周辺 長島駅 周辺 星川駅 周辺			地域生活拠点 大山田 地区 新西方 地区	
	保育所等	児童福祉法第6条の3第6項及び第7項に規定する地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業と、児童福祉法第39条に規定する保育所。	◎		◎		◎	◎
	商業施設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する店舗面積1,000㎡以上の商業施設。	◎	◎		◎		
都市機能の誘導のための施策	◆国等が直接行う施策 ・誘導施策に対する税制上の特例措置 ・民間都市開発推進機能による金融上の支援措置 ◆国の支援を受けて、市が行う施策 ・都市再構築戦略事業による桑名駅東駅前広場施設整備事業の実施 ・（仮称）桑名駅西子育て支援複合施設整備事業の実施 ◆市が独自に行う施策 ・地域拠点及び地域生活拠点における、必要に応じた基盤整備や市街地開発事業等の検討 ・各拠点へのアクセス利便性を高める道路の整備や公共交通の利用環境向上 ・民間事業者が都市機能誘導区域内に誘導施設を整備しようとする場合、市有財産の活用の可能性について事業者と協議							

第2章 桑名市の現状と課題

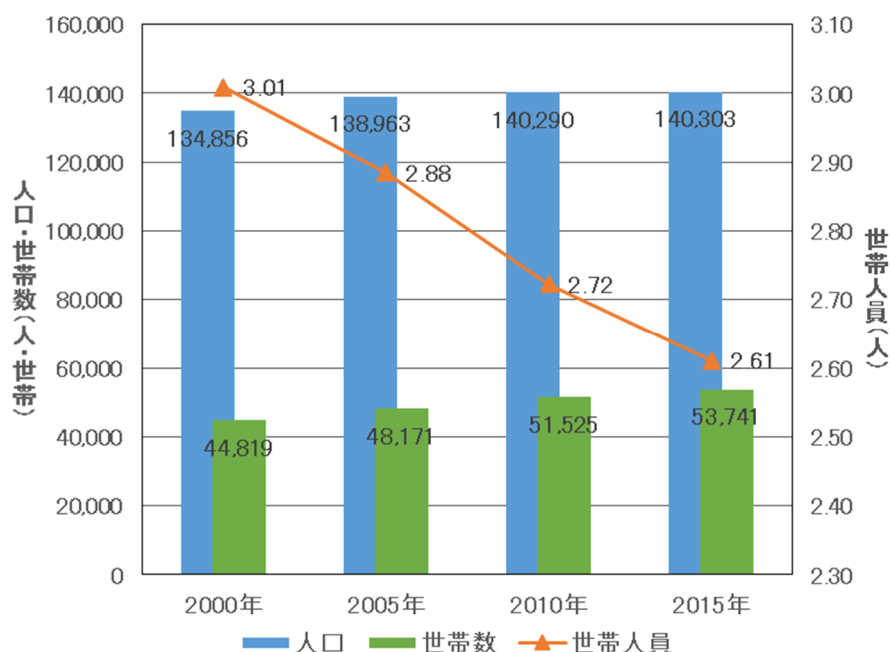
2-1 桑名市の状況

① 市民の状況

(1) 人口・世帯数

国勢調査によると、2000（平成12）年から2015（平成27）年にかけて人口は増加傾向にありますが、近年は概ね横ばいの推移となっています。一方、世帯数は増加傾向が続いているため、相対的に世帯人員は減少傾向が続いています。

図2-1 人口・世帯数・世帯人員の推移

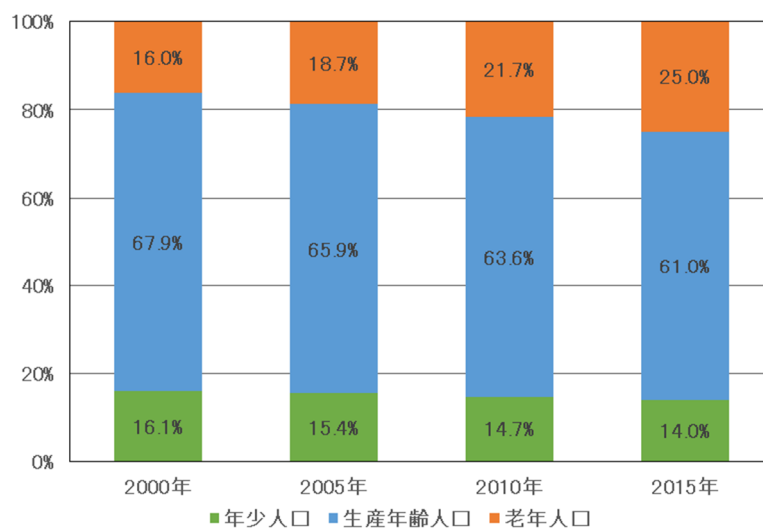


資料：国勢調査

(2) 年齢3区分構成比

老年人口の割合が過去15年で9%増加し、年少人口の割合は約2%、生産年齢人口の割合は約7%減少しており、急速に高齢化が進展しています。

図2-2 年齢3区分別人口構成比の推移

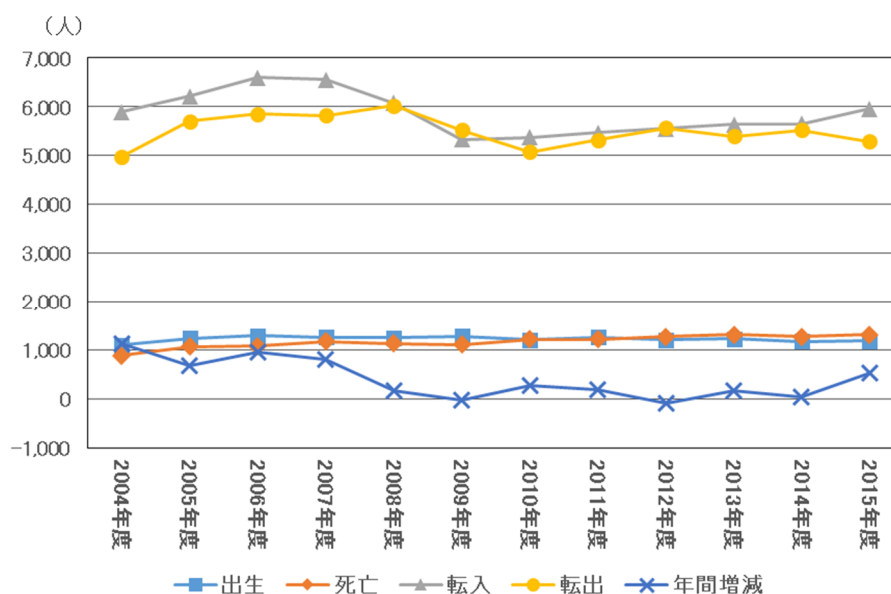


資料：国勢調査

(3) 人口動態

出生数と死亡数は、近年死亡数がやや多く、自然増減は微減となっています。また、転入と転出は、2008（平成20）年以降ほぼ同数で推移していましたが、2015（平成27）年には転入が転出を大きく上回り、全体の増減も大きく増加となっています。

図2-3 人口の自然増減・社会増減



資料：住民基本台帳

(4) 地区別人口

桑名市の地区別人口を見ると、大成地区が9千人を超えて最も多く、逆に最も少ない多度西地区は1千人に満たず、地区により大きな差があります。また、高齢化も深谷地区の36.3%から星見ヶ丘地区の7.5%と幅があり、年齢層が大きく異なります。

表2-1 地区別人口

2018年3月末現在

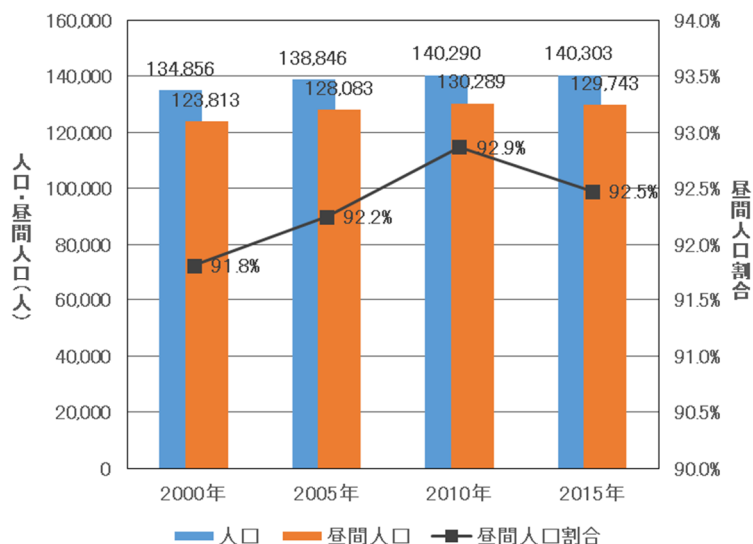
地区名	世帯数	男	女	人口計	65歳以上人口	高齢化率
日進	2,704	2,899	3,051	5,950	1,625	27.3%
精義	2,013	2,063	2,377	4,440	1,401	31.6%
立教	1,631	1,755	1,833	3,588	1,267	35.3%
城東	957	1,007	1,013	2,020	692	34.3%
益世	3,460	3,754	4,074	7,828	2,257	28.8%
修徳	2,632	2,941	3,038	5,979	1,261	21.1%
大成	4,067	4,573	4,590	9,163	2,328	25.4%
大和	1,288	1,408	1,450	2,858	929	32.5%
新西方	1,415	1,862	1,852	3,714	429	11.6%
桑部	2,011	2,478	2,576	5,054	1,508	29.8%
在良	3,552	4,062	4,263	8,325	2,743	32.9%
七和	2,900	3,438	3,450	6,888	1,835	26.6%
星見ヶ丘	2,182	3,011	3,058	6,069	456	7.5%
深谷	2,034	2,237	2,238	4,475	1,625	36.3%
久米	2,655	3,412	3,406	6,818	1,517	22.2%
城南	3,797	4,443	4,238	8,681	2,084	24.0%
筒尾・陽だまりの丘	2,999	4,195	4,244	8,439	1,374	16.3%
松ノ木	1,623	2,174	2,232	4,406	1,016	23.1%
大山田	2,396	3,311	3,209	6,520	1,436	22.0%
野田	1,078	1,186	1,223	2,409	788	32.7%
藤が丘	1,121	1,522	1,549	3,071	581	18.9%
多度中	2,068	2,754	3,049	5,803	1,494	25.7%
多度東	426	585	625	1,210	383	31.7%
多度南	424	618	632	1,250	426	34.1%
多度西	295	394	426	820	269	32.8%
多度北	859	1,008	966	1,974	561	28.4%
長島中部	3,313	4,166	4,144	8,310	2,265	27.3%
長島北部	1,025	1,400	1,434	2,834	974	34.4%
長島伊曾島	1,661	1,837	2,058	3,895	1,029	26.4%

資料：住民基本台帳

(5) 昼間人口

非就労者に桑名市内で就職・就学している人を加えた昼間人口と、その人口に対する割合である昼間人口割合は、2000（平成12）年から2010（平成22）年にかけては増加していましたが、2015（平成27）年にはわずかながら減少に転じています。

図2-4 昼間人口・昼間人口割合の推移

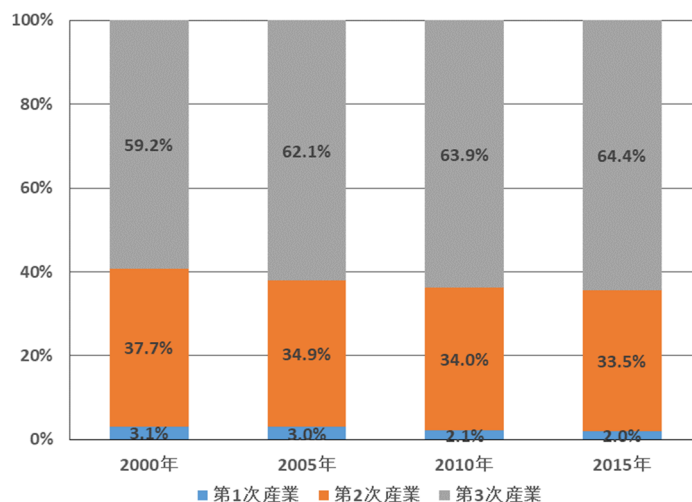


資料：国勢調査

(6) 産業別就業者人口

2000（平成12）年から2015（平成27）年にかけて、第3次産業の就業者数の割合は約5%増加しているのに対し、第2次産業の就業者数の割合は約4%減少しています。また、第1次産業の就業者数の割合も減少を続け、2015（平成27）年には約2%となっています。

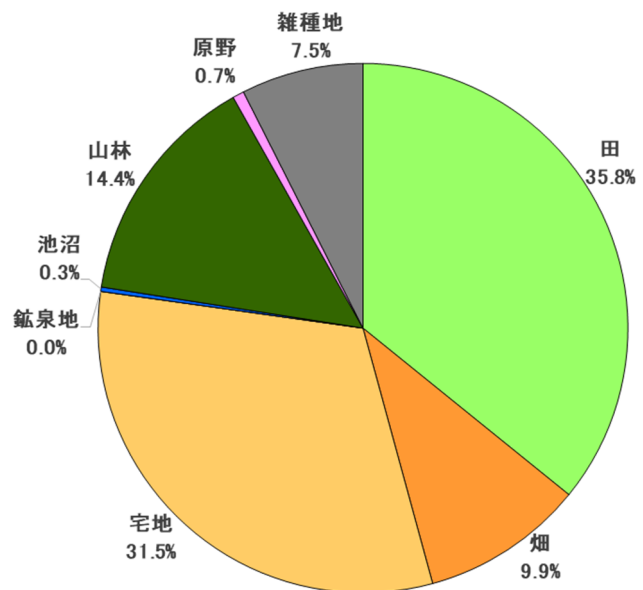
図2-5 産業別就業者数（割合）の推移



資料：国勢調査

② 土地利用の状況

桑名市の面積は13,668haであり、そのうち6,527haある民有地の地目別の割合は、「田」が35.8%と最も多く、「宅地」が31.5%と続いています。

図2-6 地目別民有地面積割合
(2017年1月1日現在)

資料：三重県地域連携部市町行財政課

図2-7 土地利用現況図

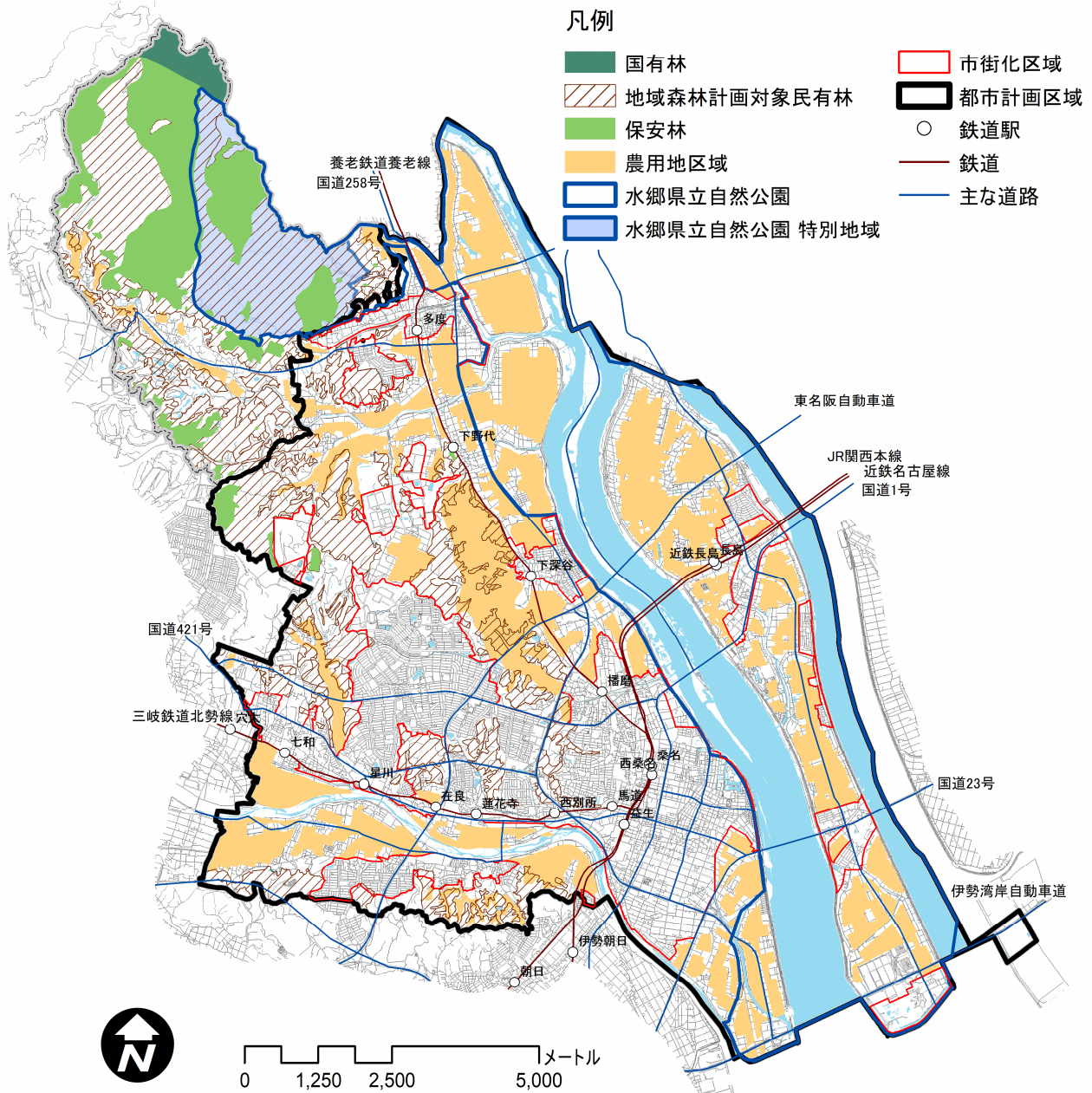


資料：桑名市都市計画基礎調査(平成30年度)

(2) その他の土地利用規制

都市計画法以外の法律等に基づく土地利用規制として、生産緑地地区や農用地区域などの土地利用規制があります。

図2-9 土地利用規制図



② 都市整備の状況

(1) 市街地開発

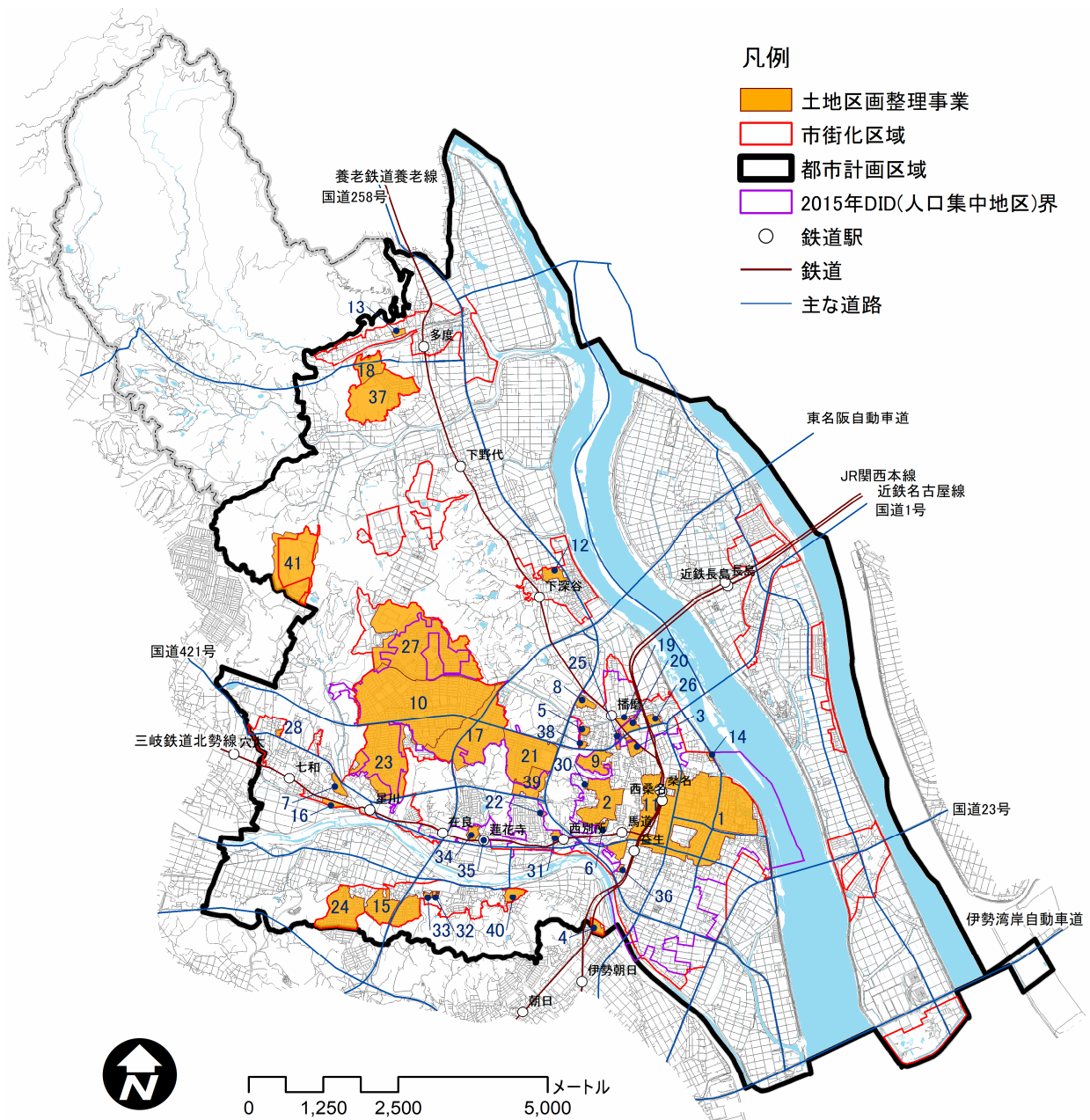
桑名市は、市街化区域の約3分の2で土地区画整理事業が実施されており、計画的に市街地整備を進めています。

表2-3 土地区画整理事業の状況

図面 番号	名称	施行面積 (ha)	事業主体	施行期間 (年度)	施行状況
1	桑名都市計画復興土地区画整理事業	190.7	知事	S21～S41	施行済
2	西方土地区画整理事業	32.5	市長	S31～S36	施行済
3	東方土地区画整理事業	2.1	組合	S38～S40	施行済
4	東金井土地区画整理事業	3.8	組合	S39～S40	施行済
5	播磨前土地区画整理事業	1.8	組合	S41～S42	施行済
6	笠松土地区画整理事業	1.9	組合	S41～S43	施行済
7	星川土地区画整理事業	4.8	組合	S43～S46	施行済
8	播磨台土地区画整理事業	4.4	組合	S44～S46	施行済
9	北別所土地区画整理事業	15.7	組合	S44～S49	施行済
10	大山田土地区画整理事業	194.0	公団	S46～S57	施行済
11	桑名駅西土地区画整理事業	26.6	市	H13～H36	施行中
12	深谷土地区画整理事業	6.9	組合	S50～S52	施行済
13	宮川土地区画整理事業	0.9	組合	S50～S56	施行済
14	東太一丸土地区画整理事業	0.8	個人	S51～S52	施行済
15	能部・赤尾土地区画整理事業	36.0	組合	S54～S57	施行済
16	星川里土地区画整理事業	3.2	組合	S55～S56	施行済
17	蓮花寺特定土地区画整理事業	82.3	公団	S59～H10	施行済
18	祢宜谷土地区画整理事業	13.0	組合	S60～S62	施行済
19	第一農住土地区画整理事業	2.4	個人	S61～S62	施行済
20	第二農住土地区画整理事業	4.3	個人	S62～H2	施行済
21	新西方土地区画整理事業	56.9	組合	S62～H6	施行済
22	西別所土地区画整理事業	0.8	組合	S62～H元	施行済
23	星川土地区画整理事業	84.2	組合	S63～H10	施行済
24	赤尾土地区画整理事業	36.0	組合	S63～H6	施行済
25	寿農住土地区画整理事業	2.8	個人	H4～H8	施行済
26	第三農住土地区画整理事業	3.2	個人	H4～H8	施行済
27	播磨特定土地区画整理事業	156.0	機構	H5～H25	施行済
28	五反田土地区画整理事業	1.0	組合	H7～H9	施行済
29	第五農住土地区画整理事業	0.5	個人	H8～H10	施行済
30	第六農住土地区画整理事業	0.6	個人	H8～H12	施行済
31	西別所農住土地区画整理事業	2.5	個人	H9～H13	施行済
32	篠原東農住土地区画整理事業	1.1	個人	H9～H14	施行済
33	篠原西農住土地区画整理事業	1.2	個人	H10～H14	施行済
34	蓮花寺農住土地区画整理事業	4.0	個人	H11～H15	施行済
35	蓮花寺東農住土地区画整理事業	0.5	個人	H11～H13	施行済
36	川成農住土地区画整理事業	1.0	個人	H11～H13	施行済
37	小山土地区画整理事業	67.1	組合	H12～H31	施行中
38	播磨前農住土地区画整理事業	1.3	個人	H17～H24	施行済
39	西別所北部土地区画整理事業	18.0	組合	H17～H29	施行済
40	城山土地区画整理事業	5.3	組合	H19～H26	施行済
41	多度力尾土地区画整理事業	73.6	組合	H21～H31	施行中

資料：市政の概要 令和元年版

図2-10 土地区画整理事業図



資料：三重県都市計画基礎調査(平成28年度)

(2) 道路・公共交通

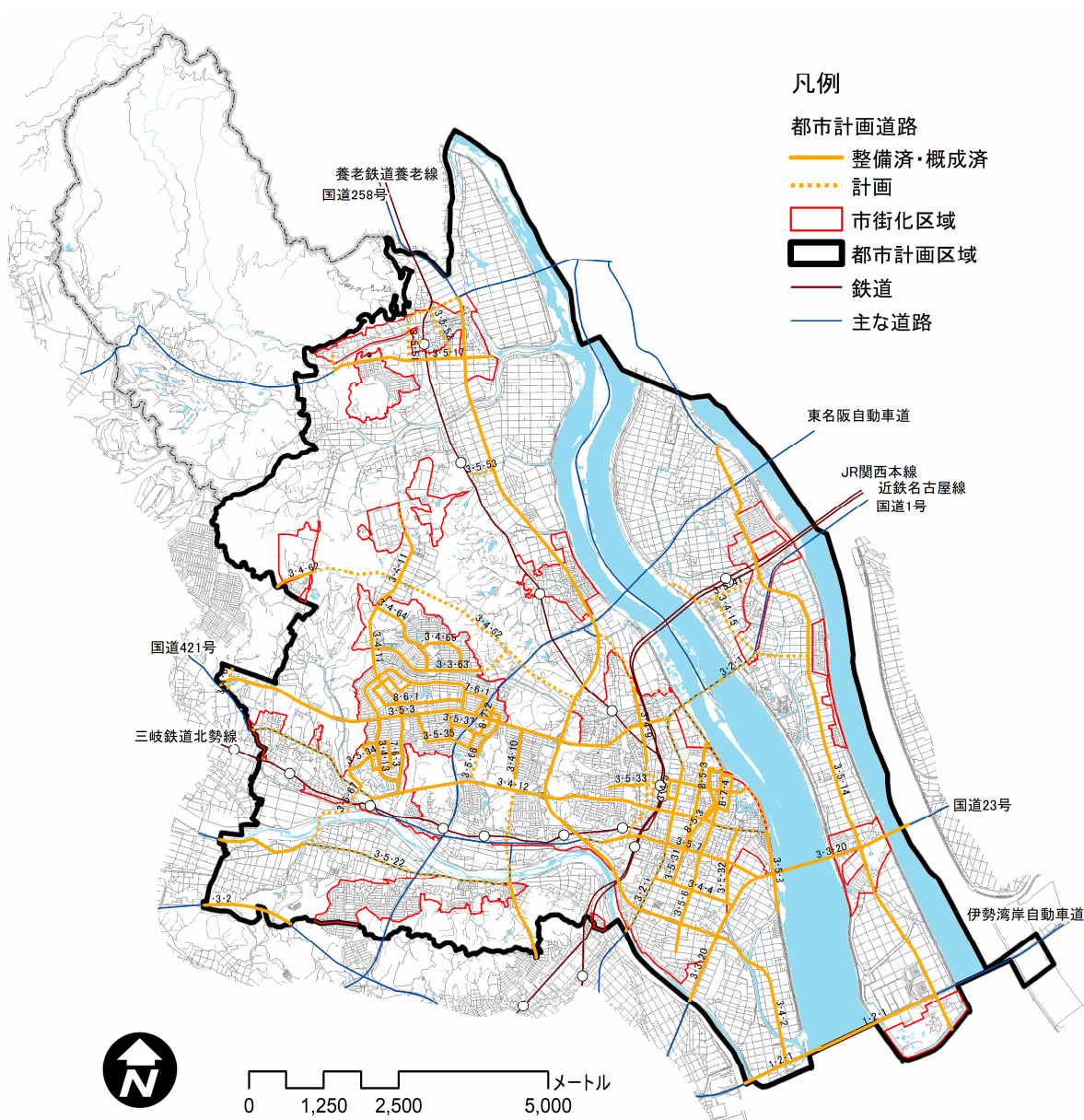
桑名市には、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道をはじめ、国道1号、23号など主要な国道が通っているほか、国道258号、421号やいくつかの幹線道路が整備されています。

また、公共交通は、鉄道ではＪＲ関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線、三岐鉄道北勢線が運行されており、バスでは路線バスが市内を走っているほか、交通手段が少ない地域を中心にコミュニティバスが運行されています。

【都市計画道路】

都市計画道路としては47路線が計画決定されており、2019（平成31）年3月31日現在で約92.7kmが施行済となっています。

図2-11 都市計画道路路線図



資料：三重県都市計画基礎調査(平成28年度)

表2-4 都市計画道路一覧

2019(平成31)年3月31日現在

番 号	名 称 街 路 名	計 画 決 定			延 長 (m)	
		幅員(m)	延長(m)	車線数	概成済	施行済
1・2・1	伊勢湾岸道路	31	3,500	6	0	3,500
1・3・2	東海環状自動車道	23.5	1,400	4	0	1,400
3・2・1	国道1号線	30	5,570	4	730	1,446
3・3・20	国道23号線	22	5,290	4	0	5,290
3・3・63	大山田播磨線	25	2,540	4	0	1,900
3・4・2	大垣桑名線	20	15,420	4	0	15,420
3・4・4	江場安永線	20	1,370	2	0	1,370
3・4・5	桑名駅前線	20	420	2	0	420
3・4・9	蛸塚益生線	18	3,590	2	1,070	1,411
3・4・10	桑部播磨線	16	3,760	2	350	2,355
3・4・11	額田御衣野線	16	5,330	2	520	4,810
3・4・12	桑名中央東員線	16	9,030	2	3,140	5,890
3・4・13	大山田星川線	16	4,100	2	0	4,100
3・4・15	千倉鎌ヶ地線	16	2,020	2	0	0
3・4・16	多度駅前線	16	170	2	0	50
3・4・62	桑名北部東員線	16	6,240	2	0	474
3・4・64	播磨筒尾線	16	1,460	2	0	1,460
3・4・65	播磨笹尾線	16	1,010	2	0	1,010
3・5・3	桑名員弁線	12	7,910	2	0	7,910
3・5・6	伊勢大橋小泉線	15	4,160	2	1,240	2,640
3・5・7	小貝須西別所線	15	3,310	2	320	2,990
3・5・8	西桑名小貝須線	15	3,600	2	2,200	1,400
3・5・14	西川名四線	12	10,910	2	7,946	2,964
3・5・17	多度香取線	12	3,080	2	0	2,810
3・5・22	桑部長深線	12	5,010	2	3,230	1,780
3・5・31	太一丸江場線	12	2,480	2	0	2,480
3・5・32	伊賀町江場線	12	1,250	2	0	1,250
3・5・33	西桑名西方線	12	740	2	0	615
3・5・34	星川中央線	12	1,340	2	0	1,340
3・5・35	松ノ木蓮花寺線	12	1,950	2	0	1,950
3・5・36	松ノ木中央線	12	460	2	0	460
3・5・37	蓮花寺松ノ木1号線	12	650	2	0	650
3・5・41	長島中央線	12	1,670	2	0	0
3・5・51	柚井小山線	12	1,600	2	0	0
3・5・52	多度中央線	12	880	2	0	0
3・5・53	大桑下野代線	12	350	2	350	0
3・5・66	蓮花寺南北線	12	470	2	0	90
3・5・67	島田星川線	15	1,370	2	0	0
3・5・69	西口駅前線	14	530	2	0	0
7・6・1	蓮花寺筒尾1号線	9	700	2	0	700
7・6・2	蓮花寺筒尾2号線	9	470	2	0	470
7・6・3	星川環状線	9	1,610	2	0	1,610
8・6・1	大山田歩行者専用道路	8	2,500	-	0	2,500
8・7・2	蓮花寺歩行者専用道路	6	880	-	0	880
8・7・3	桑名城外堀線	14	1,700	-	0	1,700
8・7・4	船馬片町線	5.9	1,250	-	0	1,250
8・7・5	桑名駅自由通路	6	170	-	0	0
計			135,220		21,096	92,745

資料：市政の概要 令和元年版

(3) 公園・緑地

現在、桑名市には都市公園が195箇所あり、そのうち、街区公園169箇所、近隣公園10箇所、地区公園2箇所、総合公園1箇所、運動公園2箇所、特殊公園1箇所、都市緑地10箇所となっています。これら都市公園の総面積は106.49haであり、市民一人あたり約7.48㎡/人となっています。

表2-5 都市公園の供用状況

		箇所数	供用面積 (ha)	1人あたり 面積(㎡/人)	標準値 (㎡/人)
住区基幹公園	街区公園	169	23.84	1.68	1
	近隣公園	10	17.88	1.26	2
	地区公園	2	17.1	1.20	1
	小計	181	58.82	4.14	
都市基幹公園	総合公園	1	5	0.35	1
	運動公園	2	25.81	1.81	1.5
	小計	3	30.81	2.16	
特殊公園		1	0.21	0.01	
都市緑地		10	16.65	1.17	
合 計		195	106.49	7.48	

※桑名市人口142,274人（平成31年3月31日）

資料：市政の概要 令和元年版

(4) 下水道

桑名地域と多度地域の公共下水道は、北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の関連公共下水道として整備を進めており、計画処理面積3,306.72haのうち、2019（平成31）年3月31日現在、事業認可区域2,303.90ha中、施工済区域1,769.70ha、進捗率77%となっています。

雨水関係はポンプ場8箇所て揖斐川、員弁川、新堀川、多度川へ排除し、污水関係は流域下水道の桑名幹線・員弁川幹線に接続し、川越町の北部浄化センターにて処理・放流されています。

長島地域は、単独公共下水道として事業を進めており、現在事業認可区域613.80haのうち、施工済区域595.80ha、進捗率97%となっています。

また、雨水関係は、2000（平成12）年に発生した東海豪雨において水害被害の大きかった大島排水区について、2002（平成14）年度に新たに雨水計画の事業認可区域135.85haを公共下水道事業に加え、2009（平成21）年3月末に供用を開始しています。

以上から、2019（平成31）年3月31日現在、公共下水道普及率は市全体で76.3%、水洗化率は96.0%となっています。

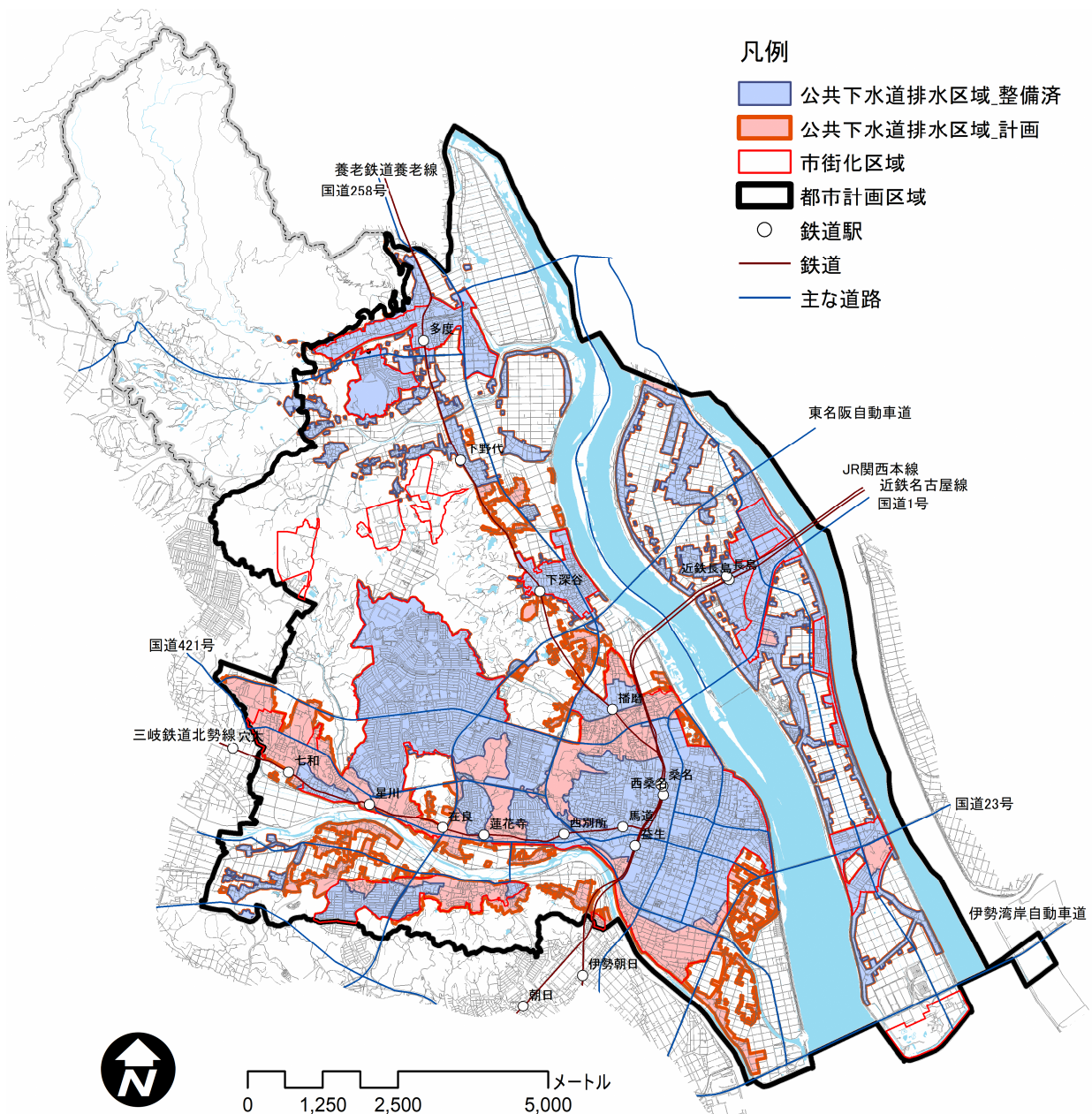
表2-6 公共下水道普及状況

2019(平成31)年3月31日現在

下水道普及状況	桑名市全体	流域関連公共下水道 (桑名・多度地域)	単独公共下水道 (長島地域)
処理区域面積 (ha)	2,346.8	1,769.7	577.1
行政人口 (人)	142,274	127,376	14,898
処理区域内人口 (人)	108,542	93,879	14,663
処理区域内水洗化人口 (人)	104,151	90,780	13,371
普及率 (%)	76.3	73.7	98.4
水洗化率 (%)	96.0	96.7	91.2

資料：市政の概要 令和元年版

図2-12 下水道整備計画(汚水)

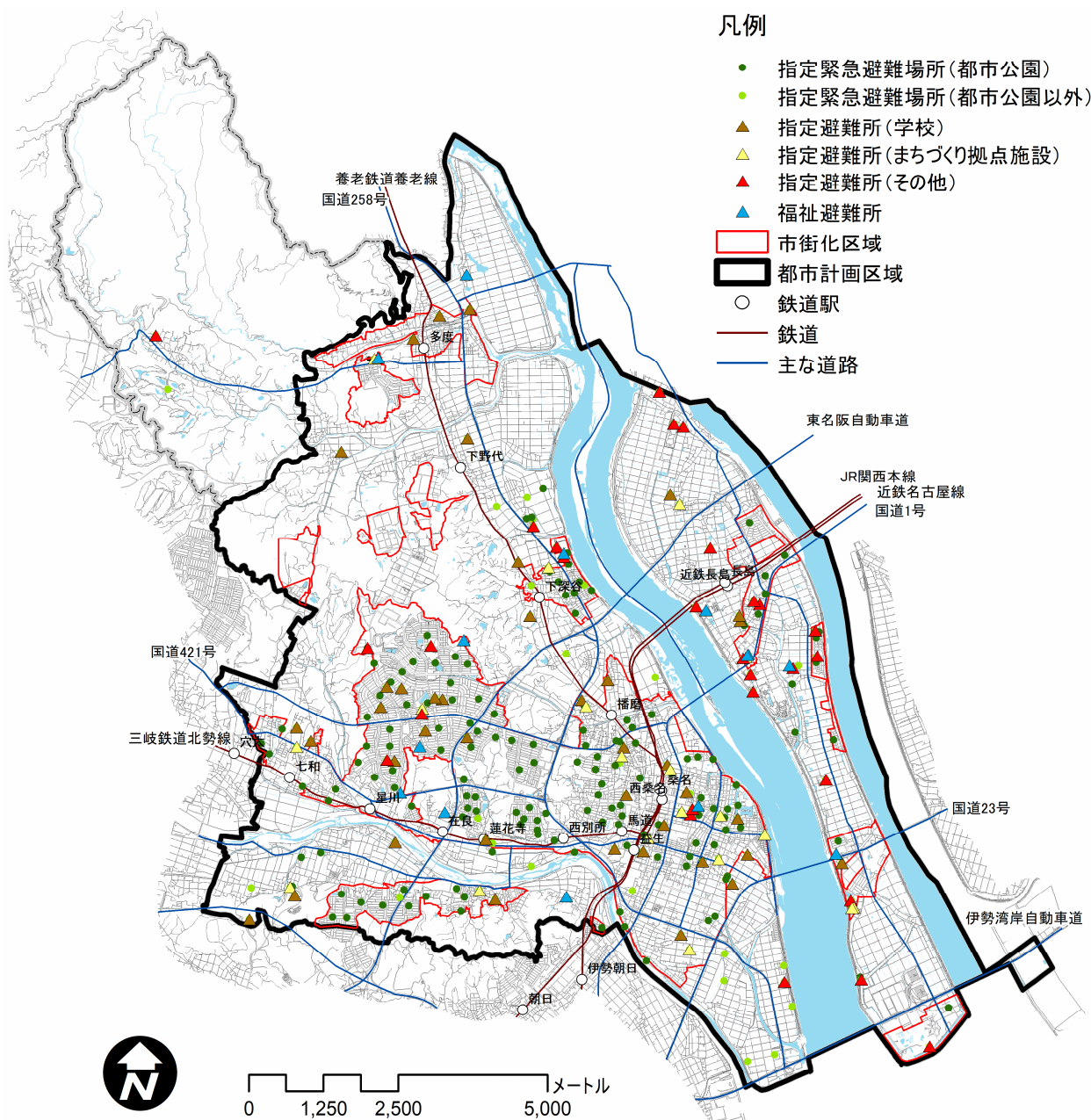


(5) 防災

桑名市は、2002（平成14）年度に東海地震に係る「地震防災対策強化地域」の指定を受け、その後2014（平成26）年3月には南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けています。また、活断層の存在も確認されており、発生が予想される巨大地震への対策が不可欠です。

過去においては、伊勢湾台風などによる高潮・風水害や土砂災害も経験していることから、あらゆる災害を想定し、被害を未然に防止したり、最小限に抑制したりする総合的な防災体制を確立する必要があります。

図2-13 避難場所等位置図



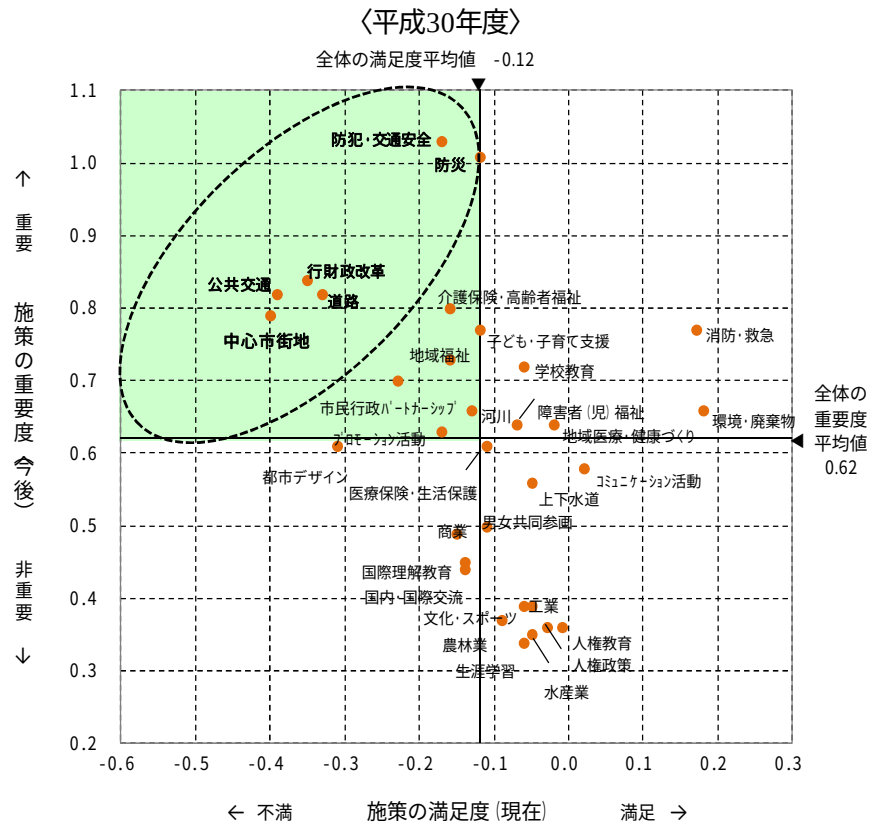
(6) 市民意識

施策の満足度・重要度に対する市民意識について、平成27年度と平成30年度の調査結果をみると、「中心市街地」「道路」「公共交通」等は2時点とも、満足度が低かつ重要度が高い領域（図の左上の網掛け部分）にあり、引き続き重点的に取り組むべき施策分野であることを示しています。

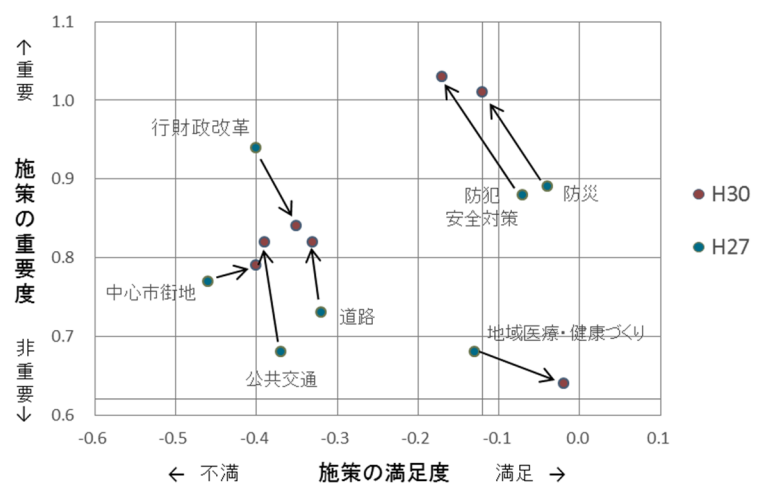
このうち「中心市街地」は、重要度にほぼ変化はないものの、満足度はやや改善されており、近年の桑名駅周辺整備などの効果が表れていると見られます。

一方、「道路」や「公共交通」については、満足度がほとんど変わらない中で、重要度が高まっており、こうした施策分野に関しては、より一層の対策が必要と考えられます。

図2-14 満足度・重要度の分布図【全体】



〈平成27年度と平成30年度の比較〉



資料：平成30年度桑名市民満足度調査
平成27年度桑名市まちづくりアンケート調査

2-3 桑名市を取り巻く環境変化と都市整備の課題

① 土地利用・市街地整備について

(1) 桑名市を取り巻く環境変化

【人口、高齢化】

- 国勢調査によると、桑名市の人口は増加傾向にありましたが、近年は概ね横ばいの推移となっており、今後はわずかに減少していく見通しです。しかし、名古屋駅周辺のビジネス拠点化、三重県北勢地域の企業立地の進展の動きもあり、桑名市においては、政策的に人口減少の抑制を図ることが可能なポテンシャルを有していると思われます。
- 一方、桑名市の高齢化率は全国・三重県に比べて低く、平成 27 年以降 25%代で推移しています。高齢社会が到来しており、今後も高齢者の増加が見込まれます。
- 主に桑名駅周辺の旧来の市街地や比較的早い時期に開発された大山田団地などでは高齢化とともに人口減少が進み、空き家や空き地が気泡のように各地で発生する「都市のスポンジ化」が進行することが懸念されます。

【産業】

- 産業面では、鋳物製造を中心とした金属製品製造、「サンダル履物」といった伝統工芸産業は、今後、従業員の高齢化により厳しい環境が続くものと予想されます。その反面、自動車産業関連については、国際競争力の強化に向けた様々な取組みが行われている名古屋港と自動車産業地帯を結ぶ高速道路沿いにある桑名市は、企業立地のポテンシャルが高い状態がしばらく続くものと期待されます。さらに、中部地域において「アジア№1 航空宇宙産業クラスター形成特区」が指定されたことにより、市内に立地する関連事業所も国の支援を受けており、今後そうした航空宇宙関連産業の成長が期待されます。
- 商業は、郊外に大規模小売店舗などの立地が進み、買い物が便利になった一方で、商店街では客足が遠のいたり、さまざまな要因によって店舗数が減り、特に中心市街地の商業機能の低下・空洞化が進んでいます。身近な商業施設の減少は今後も続くものと予想され、その結果、車を運転しない高齢者の日常生活に支障が生じることが危惧されています。
- 農業を取り巻く環境は、後継者不足や担い手の高齢化による農業従事者の減少がある一方で、食の安全や食育などの面から農業に対する関心は高まっています。

(2) 都市整備の課題

- 政策的に人口減少の抑制を図ることが可能なポテンシャルを活用して、産業誘致政策とあわせて、桑名市立地適正化計画等に基づいた街なか居住の推進によるコンパクトシティをめざした取り組みや市街化区域内の低未利用地における秩序ある開発の誘導により、人口の流入と定住化を促進することが求められます。
- それには、計画的な市街地整備を進め、良好な自然環境を維持・保全しつつ、快適な都市環境を形成することが必要です。また、若い世代が住み子育てしやすい環境整備、確実に増加する高齢者

が歩いて暮らせる居住環境の整備が必要となります。

- 工業については、桑名市の立地条件を活かした成長性の高い新産業の立地誘導を図るとともに、金属製品製造などの既存産業や伝統工芸産業は、都市型産業として生き残りを図ることが必要です。それには住工混在を解消しつつ関連産業の集積を図り、企業間連携が可能な産業構造を形成することが期待されます。
- 商業については、都市機能誘導区域における食料品スーパー等の立地を誘導するとともに、団地内や農村集落地内の高齢者の生活の利便性を確保するため、用途変更等による小規模店舗の誘導を図る必要があります。都市機能誘導区域のうち、長島駅周辺地区では駅自体が市街化調整区域にあり、原則として店舗等の立地が制限されていることから、店舗等と公共交通ネットワークとの連携が図りづらい状況にあります。このため、長島駅を含む一帯の土地利用の方針について検討が求められます。

② 交通施設整備について

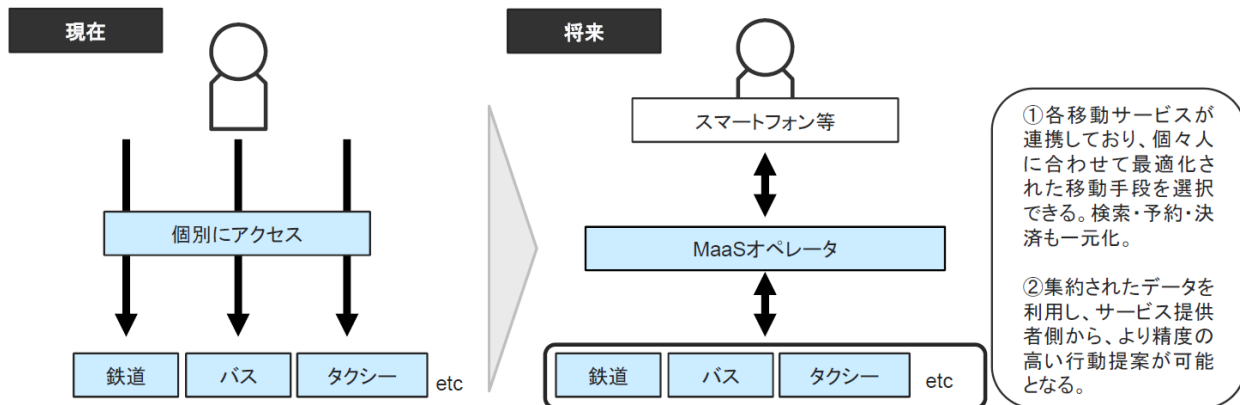
(1) 桑名市を取り巻く環境変化

- 伊勢湾岸道路（新名神高速道路）、東名阪自動車道、東海環状自動車道、名古屋都市高速道路などの名古屋圏の交通網の整備の進展により、名古屋圏の交通条件は飛躍的に向上しています。これに伴い、企業立地や観光面の動きが活発になっています。
- 2027年に予定されている東京～名古屋間のリニア中央新幹線の開通により、桑名市は東京と1時間圏都市として結ばれることになり、関東圏への通勤も現実的となってきます。また、人の流れも大いに期待されることから、地域の活性化や賑わいの創出へつながると期待されます。
- 桑名市は、こうした高速道路網の一角に位置しており、優れた広域交通条件を活用することが可能となっています。そのため、広域交通ネットワークと結ぶ都市内の交通ネットワークの充実が重要になります。
- 高齢化の進展に伴い、公共交通の役割がより重要となる中で、公共交通に関連する計画等として、桑名市立地適正化計画や養老線交通圏地域公共交通網形成計画、桑名市都市総合交通戦略が策定され、公共交通の機能の維持・増進が図られています。
- 桑名駅においては「桑名駅周辺地区整備構想」に基づき、交通結節機能の強化などが図られています。
- AI（人工知能）、自動運転、MaaS^(※)、カーシェアリング等、交通を取り巻く新たな技術やサービスが急速に進展しています。

※MaaS（Mobility as a Service）とは

さまざまな種類の輸送サービスに一元的にアクセスできるプラットフォームを通じて、移動経路探索から予約・決済等を一括して行うことができるもので、サービス提供者側からは、集約されたデータを利用してより精度の高い行動提案が可能となる。

〈MaaSプラットフォームの基本コンセプト〉



資料：日本政策投資銀行 今月のトピックス№291-14（2018年11月15日）

(2) 都市整備の課題

- 名古屋都市圏の一翼を担う都市として、優れた広域交通網のさらなる充実を図るとともに、市民が市内各地域をスムーズに移動できるよう都市内幹線道路の整備が課題となっています。
- 桑名市では、これまで市の主要な産業であった自動車関連部品製造などに加え、多度地域を中心に、電子・IT関連企業などの進出・拡大が進んでおり、これらの企業立地をサポートするため、工業地域と市内の広域幹線道路とのアクセス性を向上させることが求められます。
- 長島地域においては、大規模レジャー施設の利用者などの交流人口の増加に伴い、地域内を縦貫する南北軸の整備とともに、他地域との連携強化が望まれています。
- 鉄道については、JR関西本線、近鉄名古屋線、養老鉄道養老線および三岐鉄道北勢線の利用を促すための基盤整備が課題となっています。
- コミュニティバスの継続的な利便性向上に向けた取組みが望まれます。
- 交通を取り巻く新たな技術やサービスを福祉、観光等のまちづくりに活用するため、交通施設整備にあたって必要な機能の付加等の対応が求められます。

③ 公園・緑地整備について

(1) 桑名市を取り巻く環境変化

- 桑名市には、養老山系の南東部に位置する山地・丘陵地帯が広がり、市街地に近接して緑が残され、良好な居住環境が形成されています。しかし、丘陵地開発による緑の減少や自然災害が見られるようになり、こうした緑の環境を維持・回復する方策が求められています。
- 伊勢湾に面して木曽三川と員弁川がつくる沖積平野、長良川と木曽川によってつくられた輪中地

帯が広がり、古くから舟運が発達した地域となっています。現在は、河川整備が進められているものの、河川空間が十分活用されているとは言えない状況にあります。

- 都市公園等の緑空間について、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市公園法等の関連法が平成29年6月に改正され、制度充実が図られています。

(2) 都市整備の課題

- 豊かな水と緑という自然資源を活かしてうるおいのある居住環境を形成・維持するためには、住宅地周辺の緑地の保全と整備が課題となっています。そのため、緑の基本計画に沿って緑地の保全・整備に向けた規制や整備を進める必要があります。
- また、荒廃が進む山においては、魅力的な資源や多面的機能としての再生を図ることが課題となっています。
- 河川空間を有効に活用して緑の環境の充実を図るために、河川を軸とした景観の保全・形成を図るとともに、市民が河川に親しみ・楽しむことができるように、河川公園、舟運などによる活用を図ることが課題となっています。
- 都市公園等について魅力増進や利用の向上を目指し、民間活力の導入も視野に、あり方を検討する必要があります。

④ 都市環境整備について

(1) 桑名市を取り巻く環境変化

- 桑名市は、河口地帯にあり、水害が懸念されるため、河川整備、排水機の整備などの水害対策が進められ、防災機能が強化されてきました。しかし、地球温暖化等の影響により局地的な集中豪雨が増えており、水害や土砂災害の不安が高まっています。
- 土砂災害に関しては、桑名地域から多度地域にかけての広範囲で、土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定がなされています。
- また、河口地区以外にも住宅開発等による緑や水田の減少で保水能力が低下し、局地的に水害の発生しやすい地区が残されています。こうした災害を防止するには、河川整備や排水機整備だけでは限界があるため、総合的な治水対策が必要となっています。
- 市内には、漁村集落や中心市街地周辺などにおいて密集市街地が形成されています。桑名市は「東海地震防災対策強化地域」「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、密集市街地の防災対策が急務となっています。
- 南海トラフ地震により想定される甚大な被害に対し、防災施設整備等のハード対策のみでは限界があることから、都市計画として防災的視点からの土地利用誘導等の検討が必要になっています。
- 桑名市では、防災に関して洪水、津波、土砂災害のハザードマップを作成するなど、市民への情報提供に努めています。

(2) 都市整備の課題

- 水害の危険性に対応するために、河川整備、排水機整備、下水道（雨水）整備などを推進すると

ともに、農地や森林の保全などによる保水機能の向上を図り、総合的な治水対策を推進することが課題となっています。

- 漁村集落や中心市街地周辺などの密集市街地においては、地域の歴史的資産を大切にしながら、オープンスペースの確保などの防災力を高める整備が求められています。
- 南海トラフ地震による地震・津波リスクの軽減を目指し、「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に従い、地震・津波リスクを考慮した都市づくりを進める必要があります。
- 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域においては、指定の趣旨に基づき、避難体制の確立や適切な規制・誘導を図る必要があります。
- あらゆる自然災害に対して、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築を図っていく必要があります。

⑤ 地域の魅力形成について

(1) 桑名市を取り巻く環境変化

- シニア世代を中心に、今後自由に使える時間が増加することが予想され、そのパワーを活用することが重要なテーマとなります。
- 桑名市は、豊富な歴史・文化と自然環境に恵まれているほか、大規模レジャー施設が立地し、多くの観光客が訪れており、観光でシニア世代を引き付ける可能性を有しています。
- シニア世代を中心に、観光以外にも様々な活動ニーズを持っている市民が増加しており、地域のなかでニーズにあった活動ができるかどうかが今後大きな課題となります。
- 桑名市特有の自然や歴史の資源を活かしつつ、魅力ある都市景観を育成・創造していくため、桑名市景観計画を策定し、総合的な景観行政を進めています。
- 全国的に外国人観光客が増加する中で、桑名市では長島地域の大規模レジャー施設等に多くの外国人が訪れています。

(2) 都市整備の課題

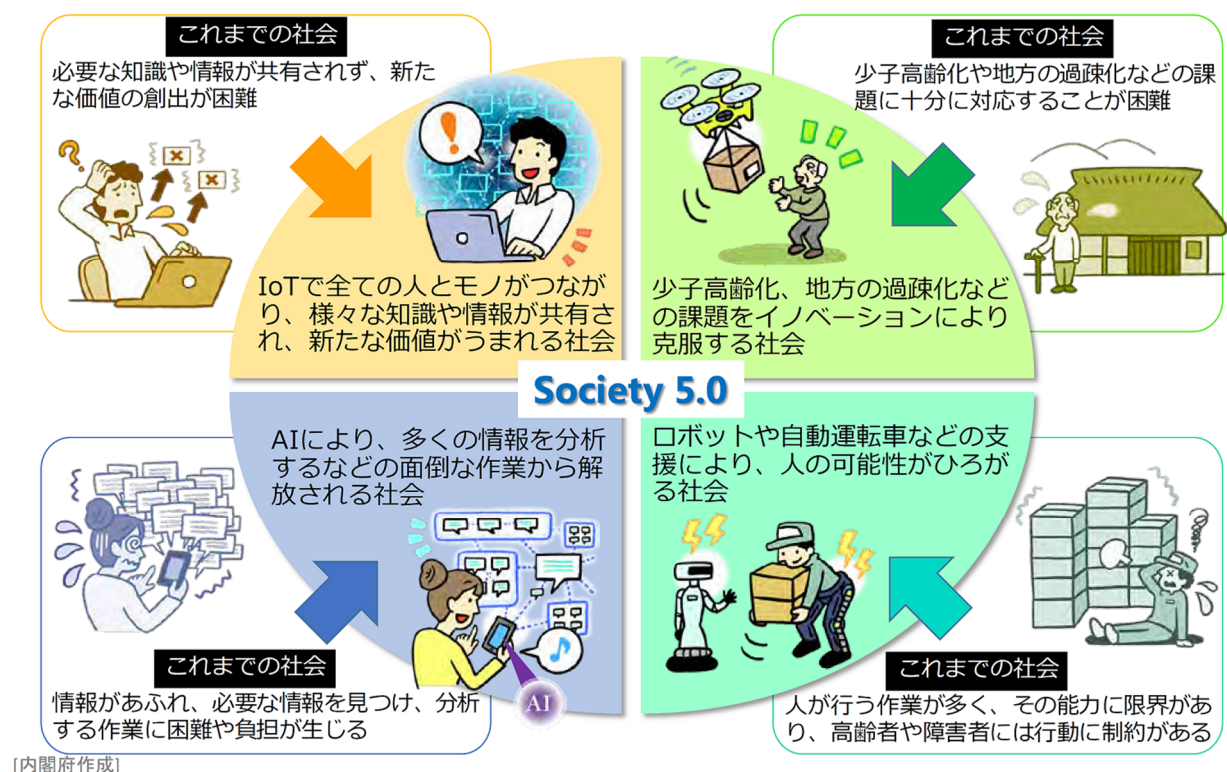
- 東海道唯一の海路の渡し口を有する宿場町や城下町として栄えた桑名地域、多度山をはじめとする養老山系に抱かれた多度地域、多くの水害を経験し、水との共存を図ってきた輪中の郷である長島地域、それぞれの豊富な歴史・文化や豊かな自然の魅力を対外的に発信するとともに、外国人を含め多くの観光客の受入れ基盤を整備することが課題となっています。
- 桑名市の特性を活かした観光交流を促進するため、桑名市景観計画に基づき、市内の各地域がそれぞれ有する良好な都市景観を維持・形成することが求められます。
- 地域の歴史文化資源の価値を見直し、観光客だけではなく市民にとっても、心の豊かさにつながるような魅力の向上を図ることが必要です。そのため、市民の多様な活動ニーズに即して地域のなかで活躍できる活動機会をつくる必要があります。
- 市街化調整区域における既存建築物の用途変更に係る開発許可制度の改正を踏まえ、廃止後の公共施設の建物を含めて、地域の魅力形成に向けた活用について検討する必要があります。

⑥ 計画の推進について

(1) 桑名市を取り巻く環境変化

- 地方交付税の減少、福祉などに使われる扶助費や市の借入金を返済するために充てられる公債費などの義務的経費の増加により、建設事業などに投入できる桑名市の投資的経費は大幅な削減が迫られています。
- こうした厳しい財政事情から、都市整備の課題に対して、行政の力だけで対応することに限界が生じるようになっていきます。
- 一方、官から民への動きのなかから桑名市においても市民活動が活発になっており、公共の新たな担い手として期待されています。
- 閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～」における概念のもと、来たるべき社会情勢等への変化へ対応するため、I o T（モノのインターネット）やA I（人工知能）等の新たな技術を活用して、経済発展と様々な社会的課題の解決の両立を目指す取組みがなされています。

〈Society 5.0で実現する社会〉



出典：内閣府HP

- 国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、持続可能な社会の実現に向けて17のゴール（目標）が示され、その中の一つに“住み続けられるまちづくりを～都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする～”という都市計画に直結する目標についても掲げています。

〈SDGsに掲げられた17の目標〉

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターHP

- 「自治体戦略 2040 構想」では、2040 年頃の将来を見据えて、自治体行政に求められる役割やその対応策について検討が進められています。

(2) 都市整備の課題

- 効率的な社会資本形成を図るためには、新規整備よりも既存ストックの有効活用を重点に進める必要があります。そのため、時間の経過とともにニーズが変化して利用率が低下した施設や機能を喪失した施設の有効活用を図ることが必要であり、桑名市公共施設等総合管理計画に基づき、市民や利用者等も参画しながら施設の再生を図る必要があります。
- 地域の環境は、自ら守り良くするという自覚を持ち、地域住民ができる範囲において自主的に生活環境の改善に取り組む活動が期待されています。そのため、こうした活動を促進するための効果的な支援の検討が求められています。
- I o T（モノのインターネット）やA I（人工知能）等の先端技術の急速な進展に伴い、自動運転に対応した道路空間の改変等、都市計画を取り巻く環境は今後大きく変わっていく可能性があり、それらの動向に合わせて機動的かつ柔軟に対応していく必要があります。

第3章 都市整備構想

3-1 都市整備の基本理念と将来像

「桑名市総合計画」では、まちづくりの基本理念、桑名市の将来像を以下のように設定しています。本プランにおいても、この基本理念を踏まえるとともに、将来像の実現に向けて都市整備を推進するものとします。

◆基本理念

桑名市がもつ歴史・文化・生活の「本物」の価値、力を「見つけ出し」「磨き上げ」「大きくする」力、いわゆる「本物力」、桑名の力＝「桑名力」を活かして「まちづくり」に取組みます。

本物力こそ、桑名力。

～“本物”であふれる桑名市へ～

私たちは「桑名力」を発揮して、桑名のまちづくりを進めていきます。

◆将来像

桑名市が今まで重視してきた「快適な暮らしを次世代にも誇れるまち」、「本物力」が発揮され、「桑名市の魅力が自他ともに認められるまち」を目指し、将来像を以下のように設定します。

次世代へと続く 快適な暮らしの中で
ゆるぎない魅力が 本物として
成長し続けるまち 桑名

さらに、「桑名市総合計画」では、まちづくりの基本視点として以下の2点を掲げており、本プランにおいてもこれらの視点に留意します。

◆まちづくりの基本視点

○まちづくり市民力の発揮

桑名に関わる全ての人たちと情報や地域のあるべき姿を共有して、みんなの力でいろいろな課題を解決していきます。

○次世代への責任

子どもや孫の世代、これから桑名に住む人たちに責任を持って引き継げるまちにします。

3-2 都市整備の目標

3-1 「都市整備の基本理念と将来像」を踏まえるとともに、近年の社会情勢の変化によって生じる都市整備の課題、および「桑名市立地適正化計画」の推進に対応するため、都市整備の目標を以下のように設定します。

なお、IoTやAIなど新たな技術の急速な進展に伴い、都市整備に求められるニーズも現時点では想定しきれない形で変化する可能性が高く、Society5.0やSDGsなどの社会的な取組みと連動しつつ、必要に応じて柔軟な対応を図ります。

① “快適な暮らし”を実現するまちづくり

今後さらに少子高齢化や災害の激甚化が想定される中で、限られた財源のもと持続可能な都市づくりを進めていくことが重要です。このため、桑名市立地適正化計画と連携しながら、これまで桑名がつくり、育ててきた快適な住環境の維持・向上を図るとともに、災害への安全性を確保するための施設整備や土地利用誘導に努めます。

(1) 利便性の高いコンパクトな市街地整備

- ◆これまでに集積・立地している魅力ある既存ストックを維持・活用します。
- ◆集約型都市構造への転換を図るため、「桑名市立地適正化計画」に基づき、居住誘導区域（市街化区域内）に住民の居住を誘導するとともに、都市機能誘導区域へ都市機能（商業施設、福祉施設等）を誘導します。
- ◆都市施設が集積する中心市街地（都市機能誘導区域）においては、商店街の活性化や生活サービス機能の充実を図るとともに、その利便性を有効に活用し、高齢者や子育て世帯が歩ける範囲で様々な都市サービスを受けながら快適に暮らすことができるように住宅の建替え・整備や都市施設の機能更新を進めるなど、便利でコンパクトな市街地の再生を推進します。
- ◆都市機能誘導区域へ商業施設を誘導するとともに、郊外の住宅地の高齢者の生活の利便性を確保するために、移動手段の確保や必要に応じた小規模店舗の立地誘導を図ります。
- ◆高齢者をはじめとする住民が中心市街地（都市機能誘導区域）へ便利に移動できるよう公共交通の維持・増進を図ります。

(2) 魅力ある住環境の推進

- ◆市内各所の特性に応じた景観保全、多様な年代層に配慮した快適で良好な住宅、住宅地などの整備を進めます。

(3) すべての人にやさしいまちづくり

- ◆歩行者空間をはじめ、公共施設などにユニバーサルデザインを取り入れ、すべての人にやさしいま

ちづくりを進めます。

(4) 政策的な人口増加策と定住化促進

- ◆名古屋市とその周辺への通勤者や三重県北勢地域の企業立地の進展に伴い、増加する就業人口を適切に受け入れるため、市街化区域の低未利用地における住宅地開発を計画的に進めるとともに、質の高い居住環境を整備し、定住化を促進します。
- ◆今後増加が予想される空き家の有効活用を進めることにより、定住化の促進と安全・安心な居住環境の形成を図ります。

(5) 災害に強い安全なまちづくりの推進

- ◆南海トラフ地震等により想定される甚大な被害に対し、防災施設整備等のハード対策に加え、都市計画として防災的視点から地震・津波リスクの高い場所における居住系土地利用の抑制など、土地利用の誘導を図ります。
- ◆木曾三川河口地区を中心に、排水対策や堤防の補強など水害対策を強化するとともに、中小河川の整備や地域の保水・遊水機能の向上など総合的な治水対策を推進します。また、拠点施設や住宅の耐震化、ライフラインの強化など災害に強いまちづくりを推進します。
- ◆河川整備、排水機の整備を進めるとともに、緑の持つ保水機能など自然が持つ防災機能の維持・回復を図るとともに、密集市街地の防災力を高め、災害に強い都市環境を形成します。

② “桑名市の魅力（＝本物力）”を活かしたまちづくり

桑名市の魅力の一つとして、日本の東西・南北を結ぶ交通・物流の要衝としての地理的優位性を活かし、産業振興や多様な交流の促進に寄与する都市づくりを進めます。また、市固有の自然の風景や、先人たちが築き上げた歴史・文化、地域産業等を活かした桑名のブランドづくりと連携して、道路・公園等の景観整備や民間施設の景観誘導等、魅力あふれる都市デザインを進めます。

(1) 地理的優位性の活用

- ◆将来にわたって桑名市の活力を維持・強化するために、広域的な幹線道路ネットワークの要衝にある優れた交通条件を活用したまちづくりを進めます。
- ◆企業立地、観光交流をサポートする広域交通網の充実や都市内幹線道路の整備を図ります。

(2) 桑名ブランドの推進

- ◆桑名のまちなみをはじめとする都市デザインを桑名ブランドとして誇れるよう取組みを進めます。
- ◆伝統産業、農業、漁業といった地域産業と観光交流との連携を図り、地域産業の付加価値を高め、産

業の維持・振興を図ります。

(3) 新産業の集積を促進する産業ゾーンの形成

- ◆優れた交通条件と企業立地可能な土地条件を有している桑名市の特性を活かして新規企業の立地を促進するとともに、企業間連携による新技術・新産業の創出を促すために、新産業が集積する産業ゾーンの整備や高速道路のインターチェンジと市内の主要拠点を結ぶ道路体系の整備を推進します。

(4) 地域資源の魅力発揮と観光交流ゾーンの形成

- ◆豊富な歴史・文化と大規模集客施設が立地する桑名市の特性を活かし、観光交流基盤を整備して観光客の拡大をめざします。
- ◆山・川、海に囲まれた豊かな自然資源や城下町等の歴史文化などの地域資源を磨き上げ、多くの観光客が訪れる観光交流ゾーンの整備を進めるとともに、市民がそれらの価値を再認識し、親しみ誇りの持てる資源として継承する活動を支援します。
- ◆水と緑の保全・再生と活用を進め、うるおいのある生活環境と魅力ある景観形成を進めます。
- ◆「桑名市景観計画」に基づき、良好な都市景観を維持・形成することにより観光交流を促進します。

(5) 緑地の保全と創出および水と緑のネットワーク

- ◆地球環境への負荷の軽減とうるおいのある都市環境を実現するために、まとまって残されている緑地の保全を図るとともに、道路・公共施設、民間施設内の緑の創出を図ります。また、生物の生息環境を保持するとともに、視覚的にもまとまった自然景観を形成しうるおいのある都市環境を実現するために、緑地・公園と河川を連続的につなげた水と緑のネットワークを形成します。
- ◆都市公園等については、魅力増進や利用の向上を目指し、民間活力の導入も視野にあり方を検討します。

③ “市民力”を活かしたまちづくり

今後の都市づくりにおいては、新たな開発によって市街地を拡大していくよりもむしろ、既存の市街地を再整備して、快適な暮らしを支え、より魅力を感じられる環境に改善していくことが重要になります。こうした取組みには、それぞれの地域で生活を営んでいる住民・事業者等の理解と協力が不可欠であることから、市民と行政が向き合い「直接対話」しながら、地域の問題を共に考え、協働して課題解決や魅力向上に取り組む都市づくり・地域づくりを進めます。

(1) 市民の知恵と協力による既存ストックの改善と有効利用

- ◆道路、公園、各種公共施設および民間施設を地域のニーズに応じた使いやすい都市施設として再整備し、既存ストックの有効利用を図ります。そのために、再整備の検討にあたって市民の知恵を集める

とともに、管理運営に市民が参画する仕組みづくりを進めます。

(2) 環境改善に向けた自主的な地域活動の推進

- ◆安心して住み続けられる魅力的なまちを実現するためには、地域住民自身が自分のまちは自ら守るという意識を持ってお互いに協力し合うとともに、地域に愛着を持ち、地域の歴史・文化・自然を大切にすることが重要です。そのため、防犯・防災活動、地域資源の保全・活用などの地域住民の自主的な活動による環境改善を推進します。

(3) 地域住民主体のまちづくりの推進体制の整備

- ◆地域住民主体のまちづくりを推進するために、地域住民の参加による地域別計画を策定し、地域の課題と地域の整備方針についての地域住民の共通理解を形成します。また、この計画を推進するために、地域住民の主体的なまちづくり（エリアマネジメント）を支援する仕組みを整備します。

(4) 活力のある自立したまちづくりの推進

- ◆自立したまちづくりを推進するためには、既存ストックの有効利用と地域住民の自主的な活動の推進が必要です。同時に、産業等の活性化を通じて安定した財政基盤の確立に努めます。

3-3 将来の都市構造

桑名市の将来の都市構造は、次のような都市軸と機能配置を想定します。

◆広域連携軸

○広域連携軸の性格と構成

- ・リニア中央新幹線との連携も視野に入れつつ、桑名市の広域的な位置づけと生産・物流の機能性を左右する広域的な都市間連携軸の充実を図ります。
- ・伊勢湾岸道路（新名神高速道路）、東名阪自動車道、国道1号・国道23号・国道258号といった幹線道路ネットワークとJR線・近鉄線・養老鉄道線の鉄道ネットワークを構成します。

○広域連携軸を活かした機能配置

- ・東名阪自動車道の長島インターチェンジ、桑名東インターチェンジおよび大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジ構想周辺地区において産業系ゾーンを配置します。
- ・伊勢湾岸道路（新名神高速道路）の湾岸長島インターチェンジ周辺地区において観光系ゾーンを、湾岸桑名インターチェンジ周辺地区において産業系ゾーンを配置します。
- ・鉄道系のネットワークを活かし、桑名駅周辺地区に商業・サービス・住宅などの各種都市機能の集積拠点となる中心市街地ゾーンを配置します。

◆都市内連携軸

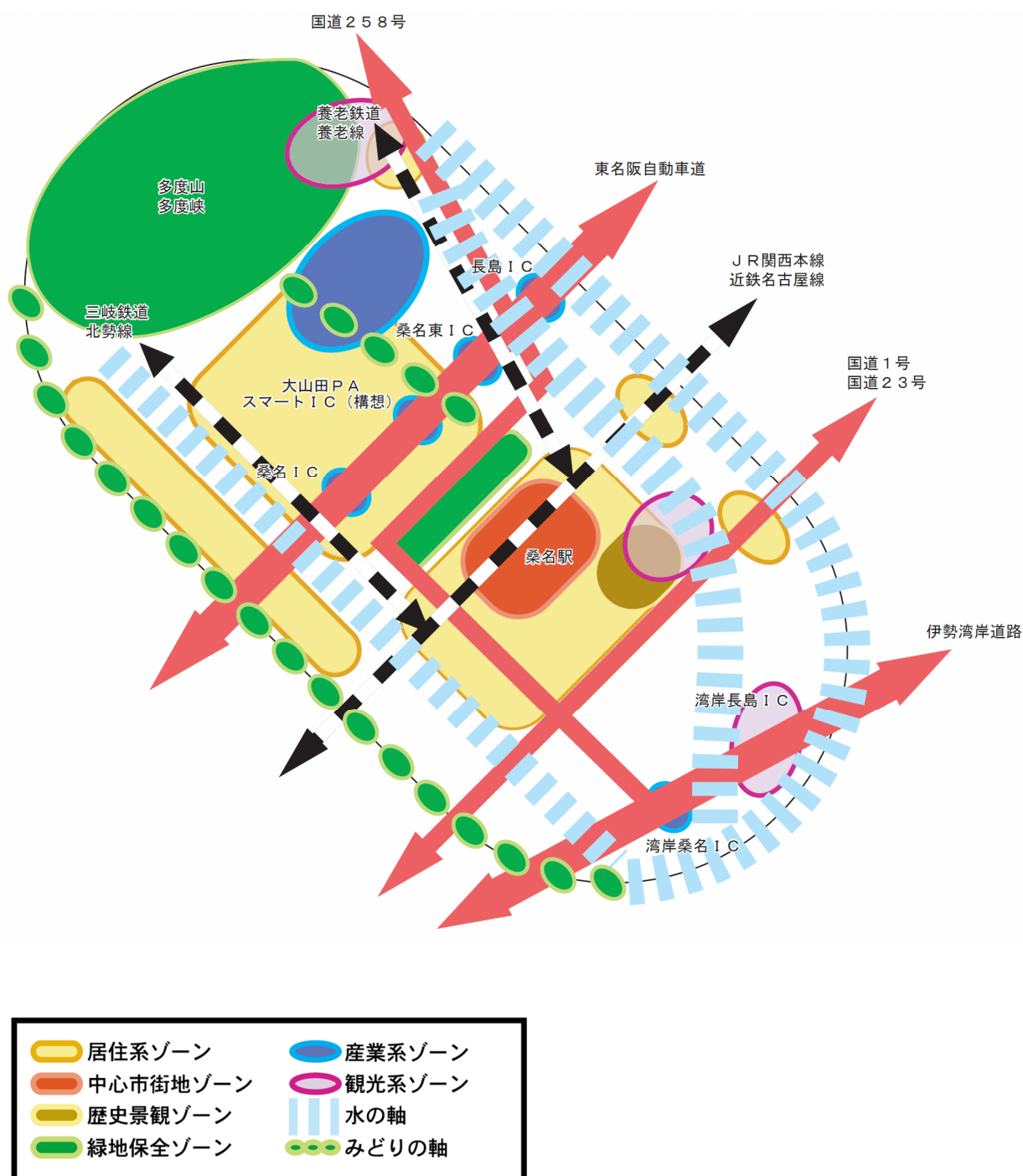
○都市内連携軸の性格と構成

- ・広域連携軸によって期待される波及効果を市域全体に及ぼすために広域連携軸と一体的に都市軸を形成します。
- ・市内各地区にある多様な資源をネットワークし、桑名市の個性と魅力を形成する連携軸を充実します。
- ・市内の多様な自然をネットワークし、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりのための軸を形成します。
- ・都市内幹線道路、三岐鉄道北勢線、河川および連続した緑地によって構成します。

○都市内連携軸を中心とした機能配置

- ・広域連携軸と一体化した道路系の連携軸を強化し、多度地域に産業系ゾーンを配置します。
- ・桑名駅から益生駅周辺の既成市街地地区と西部の住宅市街地、長島地域および多度地域の市街地間を結ぶ道路を中心とした連携軸の強化を図るとともに、相互を結ぶ水とみどりの軸を形成します。
- ・城下町地区を歴史景観ゾーンとして位置づけるとともに、水の軸と一体化した観光系ゾーンを形成します。
- ・多度地域の居住系ゾーンの門前町と多度山の緑地保全ゾーンの多度山・多度峡を一体化した観光系ゾーンを形成します。

図3-1 将来の都市構造



第4章 土地利用の方針

4-1 土地利用の基本方針

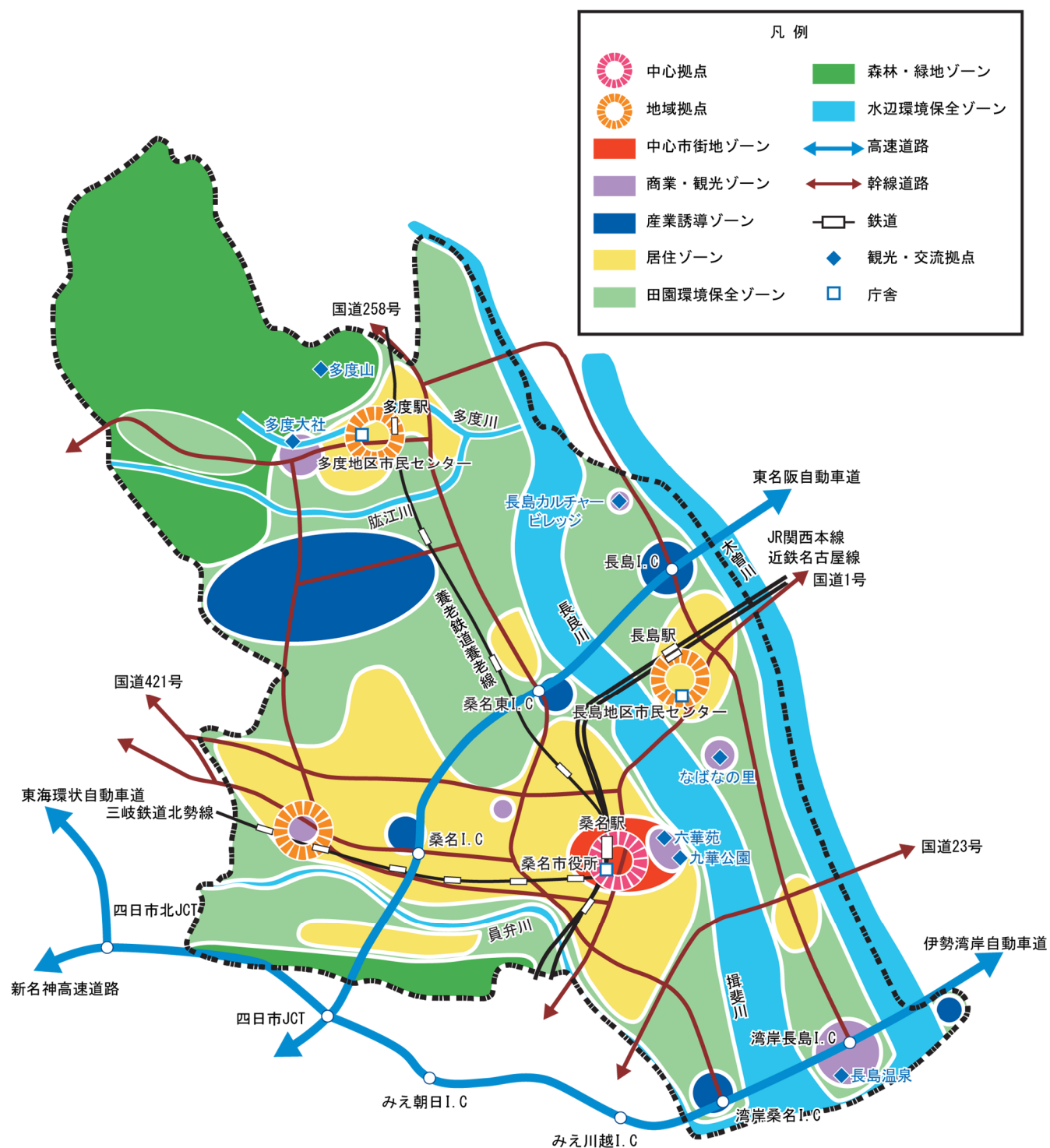
桑名市の将来像『快適な暮らしを次世代にも誇れるまち』『桑名市の魅力が自他ともに認められるまち』の実現に向け、次のように土地利用構想を掲げます。

本プランの土地利用構想は、桑名市総合計画（2015～2024年）における土地利用構想によることとし、社会経済情勢の変化や桑名市総合計画の見直し等に応じて、柔軟に内容の見直しを行います。

表4-1 桑名市総合計画における土地利用構想（ゾーン別の方針）

- | | | |
|-----|------------------|--|
| (1) | 中心市街地ゾーン | 桑名駅の東西に形成されている市街地を中心市街地として位置づけ、各種都市機能の集積を図り、内外から人が集まる賑わいと活力ある拠点づくりを進めます。 |
| (2) | 商業・観光ゾーン | 商業施設が集積する商業地は、選択性・利便性に富んだ市民の消費生活を支えることができるように、現状の商業・サービス機能の維持・更新を支援し、桑名が誇る観光・交流拠点の魅力を積極的に発信し、広域からの集客を図ります。 |
| (3) | 産業誘導ゾーン | 多度地域の南部やインターチェンジ周辺を産業誘導ゾーンとして位置づけ、自然環境や周辺景観との調和に配慮しながら、産業の誘致および支援を進めます。 |
| (4) | 居住ゾーン | 生活道路や下水道などのインフラ整備や維持、公園・緑地の適正管理や緑化の推進に努め、快適に暮らせることができる居住ゾーンを形成します。また、少子高齢化と人口減少に伴って発生が見込まれる居住地における空洞化および過疎化への対策を進めていきます。 |
| (5) | 田園環境保全ゾーン | 優良農地の保全に努め、農業生産基盤の維持を図ります。また、田園環境を保全しながら、道路など日常生活に必要な生活基盤の整備を進め、居住環境の充実を図ります。 |
| (6) | 森林・緑地ゾーン | 景観や防災、環境保全などの森林が持つ多面的な機能の維持・増進を図るとともに、市民や来訪者が楽しむことができるレクリエーション空間として活用します。 |
| (7) | 水辺環境保全ゾーン | 木曾三川や市街地を流れる河川の貴重な水辺環境を保全するとともに、水産資源を活用した漁業の振興を図ります。河川環境を活かしたうおいのある親水空間を整備するとともに、地震、風水害に備えた防災対策を強化します。 |
| (8) | 中心拠点 | 交通結節点である桑名駅周辺を中心市街地として位置付け、コンパクトな都心を目指すため、機能の再構築を図ります。 |
| (9) | 地域拠点 | 地域の日常生活の拠点として、地域コミュニティの維持と良好な居住環境の創出を図ります。 |

图 4-1 土地利用构想图



4-2 土地利用フレーム

① 桑名市における将来の人口推計

「桑名市人口ビジョン」（平成27年11月）では、本市の人口の将来展望として、以下のように推計されています。

本プランの目標年次である2027（令和9）年の人口は、以下の推計のうち最も高い「将来展望シミュレーション③」において13.9万人程度（※2025年：139,739人、2030年：138,019人）となっています。

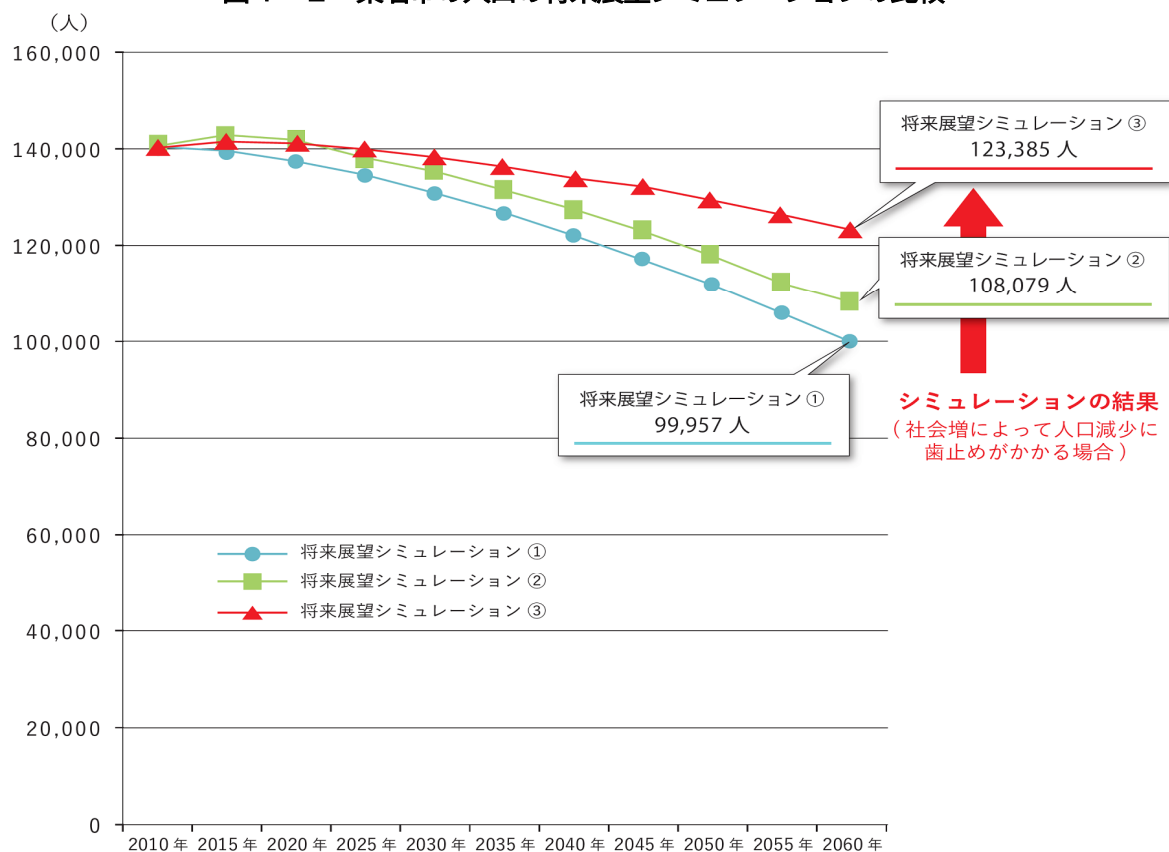
表4-2 独自推計による桑名市の人口の将来展望推計

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
合計特殊出生率 （桑名市独自推計）	—	1.46	1.65	1.8	1.9	2.0	2.07	2.07	2.07	2.07	2.07
将来展望 シミュレーション①	140,292	139,646	137,689	134,703	131,000	126,775	122,201	117,249	111,905	106,074	99,957
将来展望 シミュレーション②	140,290	141,356	140,566	138,021	134,901	131,286	127,173	122,574	117,491	111,928	108,079
将来展望 シミュレーション③	140,290	141,356	141,069	139,739	138,019	136,142	134,139	131,855	129,292	126,385	123,385

※ 将来展望シミュレーション

- ・将来展望シミュレーション①：社人研（＝国立社会保障・人口問題研究所）推計
- ・将来展望シミュレーション②：桑名市総合計画に基づいた推計
- ・将来展望シミュレーション③：社人研推計に独自の合計特殊出生率、中心市街地の許容人口や市外からの人口移動などを推定した「転入超過数」を加えた独自推計

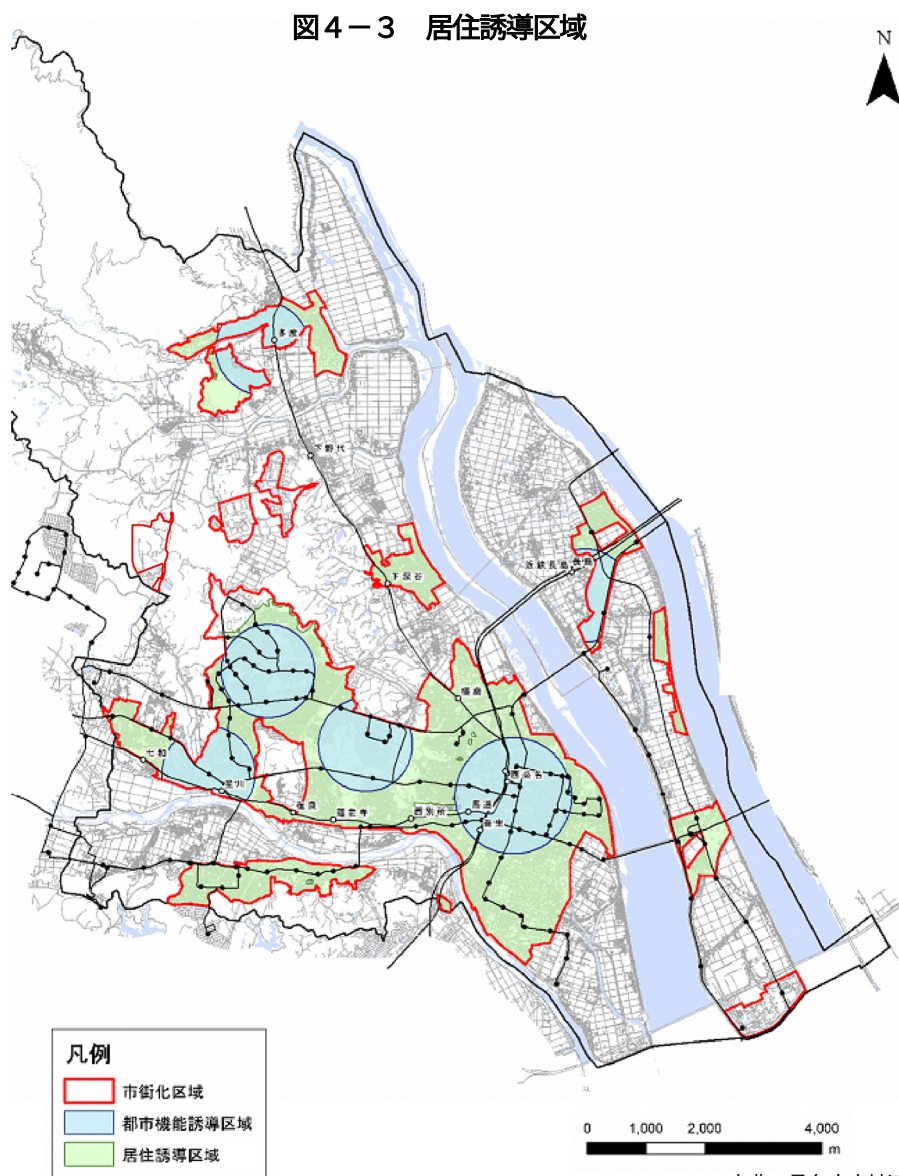
図4-2 桑名市の人口の将来展望シミュレーションの比較



② 市街化区域フレーム

今後人口の減少が見込まれる中で、桑名市立地適正化計画では、現行の市街化区域内に居住誘導区域を設定し、下表のとおり、居住誘導区域内での人口密度の低下を抑える目標を掲げています。このため、将来の市街化区域の規模として、住宅地の拡大は行わず、現状の市街化区域を維持していくことが必要になります。

なお、区域設定に不整合が生じた場合などには適宜見直し、適切な市街化区域の形成を図ります。



出典：桑名市立地適正化計画

表 4-3 〈桑名市立地適正化計画〉 居住誘導区域内の人口密度の目標値

評価指標	計画策定時点	現状のまま推移した場合	目標値
	2010年(平成22年)	2035年(令和17年)	2035年(令和17年)
居住誘導区域内の人口密度	42.9人/ha	39.2人/ha	40.0人/ha

出典：桑名市立地適正化計画

③ 今後の土地需要

ここでは、工業地、商業地について、目標年次である2027（令和9）年までに必要となる土地需要を推計します。

＜工業地の需要＞

工業地の需要について、過去20年間（平成9年～平成28年）の工業統計・経済センサスの製造品出荷額等から、将来（令和9年）の製造品出荷額等（661,672百万円）を算定するとともに、基準とする平成28年の工業地面積（工業系土地利用面積：384.9ha）と平成28年の製造品出荷額等（407,744百万円）から算定した1haあたりの生産性（1,059.4百万円/ha）から算定すると、将来の工業地面積は624.6haとなります。

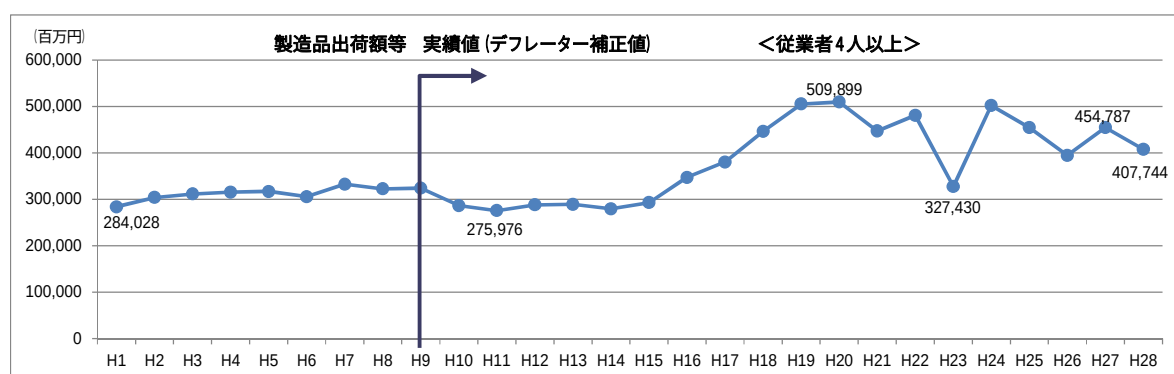
その結果、新たに必要となる工業地面積は207.2haとなります。

表4-4 将来の工業地面積等

	基準年（平成28年）	将来（令和9年）
製造品出荷額等（百万円）	407,744 （デフレーター補正值： H27=100）	661,672
1haあたりの生産性（百万円/ha）	1,059.4	1,059.4
工業地面積(ha)	384.9 （工業系土地利用面積）※	624.6
増加分（ha）	624.6 - 384.9 = 239.7	
工業系用途地域内の未利用地(ha)	32.5※	—
新たに必要工業地面積(ha)	—	207.2

※平成24年度都市計画基礎調査による

図4-4 製造品出荷額等の推移（平成元年～平成28年）



資料：工業統計調査、経済センサス

＜工業地の需要の算定＞

工業地の需要について、将来の製造品出荷額等と、生産効率（百万円/ha）から算出します。

- 1.平成9年から平成28年までの製造品出荷額等の推移から将来（令和9年）の製造品出荷額等を回帰式により推計すると661,672百万円となります。

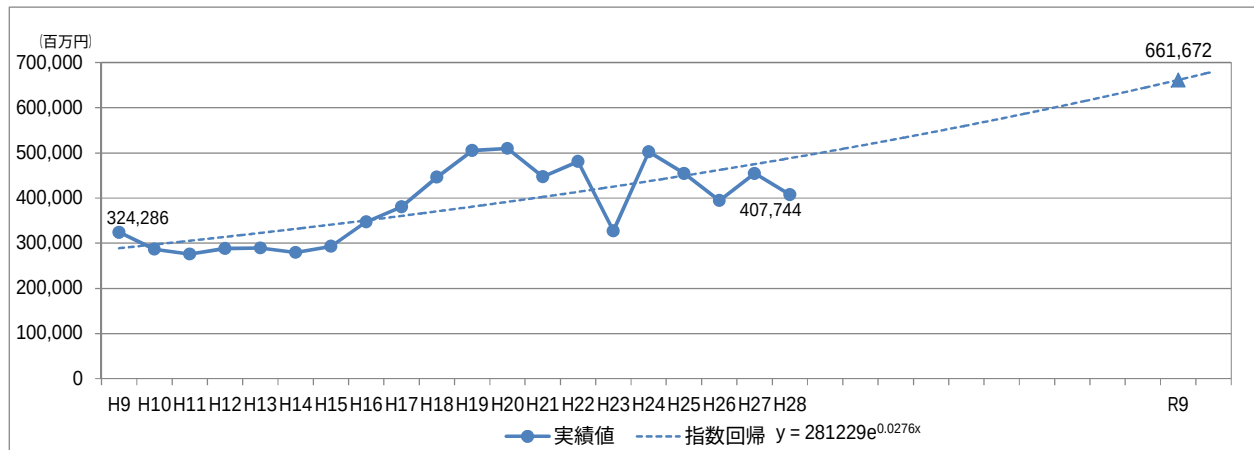
表４－５ 桑名市の事業所数、従業者数、製造品出荷額等＜従業者4人以上の事業所＞

	事業所数	従業者数	製造品出荷額等 (百万円)	デフレーター (H27=100.0)	デフレーター補正值 (百万円)
平成 9 年	554	14,572	323,638	99.8	324,286
平成 10 年	593	14,259	281,922	98.3	286,797
平成 11 年	524	13,562	267,421	96.9	275,976
平成 12 年	535	13,516	279,413	96.9	288,352
平成 13 年	496	12,966	274,061	94.7	289,399
平成 14 年	473	12,012	259,510	92.8	279,645
平成 15 年	456	11,668	269,373	91.9	293,115
平成 16 年	436	11,997	323,466	93.1	347,439
平成 17 年	442	12,693	360,092	94.6	380,647
平成 18 年	403	12,980	431,707	96.7	446,440
平成 19 年	397	13,631	497,302	98.4	505,389
平成 20 年	420	13,699	524,687	102.9	509,899
平成 21 年	362	12,341	436,062	97.5	447,243
平成 22 年	353	12,490	468,483	97.4	480,988
平成 23 年	366	11,154	323,501	98.8	327,430
平成 24 年	343	11,854	492,430	98.0	502,480
平成 25 年	331	11,525	451,145	99.2	454,783
平成 26 年	312	11,382	404,265	102.4	394,790
平成 27 年	365	11,951	454,787	100.0	454,787
平成 28 年	307	12,813	393,473	96.5	407,744
令和 9 年（指数回帰）					661,672

資料：工業統計調査、経済センサス

（デフレーター：日本銀行 時系列統計データ「国内企業物価指数」2015年基準）

図４－５ 製造品出荷額等の推計



2.基準とする平成28年の工業地面積（工業系土地利用面積：384.9ha）と平成28年の製造品出荷額等（407,744百万円）から、1haあたりの生産性が1,059.4百万円／haとなります。

3.この生産性が今後も変わらないと仮定し、将来の製造品出荷額等で割り戻すと将来の工業地面積は624.6haとなり、工業系用途地域内の未利用地（32.5ha）以外に新たな工業地面積が207.2ha必要となります。なお、工業系用途地域内の未利用地は各地に点在しており、一定規模以上の工業系利用が困難であることから、少なくとも207.2haを超える土地が必要となります。

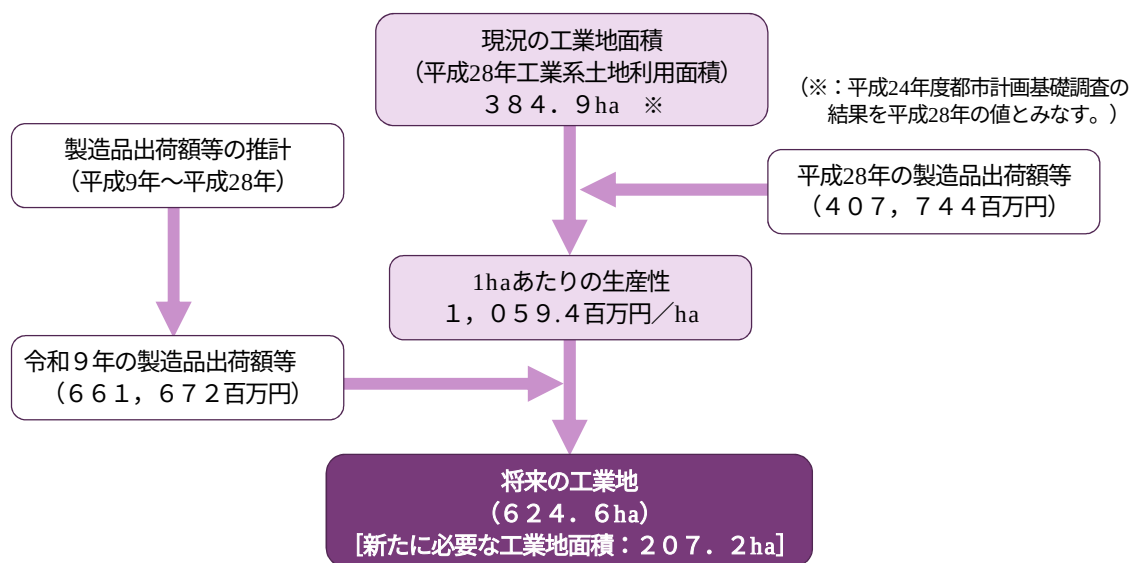


図4-6 工業地需要の算定フロー

＜商業地の需要＞

商業地の需要について、平成16年から平成27年まで（12年間）の商業統計・経済センサスの年間商品販売額（卸・小売業）から、将来（令和9年）の年間商品販売額（324,904百万円）を算定するとともに、基準とする平成27年の商業地面積（商業系土地利用面積：278.0ha）と平成27年の年間商品販売額（277,025百万円）から算定した1haあたりの年間商品販売額（996.5百万円/ha）から算定すると、将来の商業地面積は326.0haとなります。

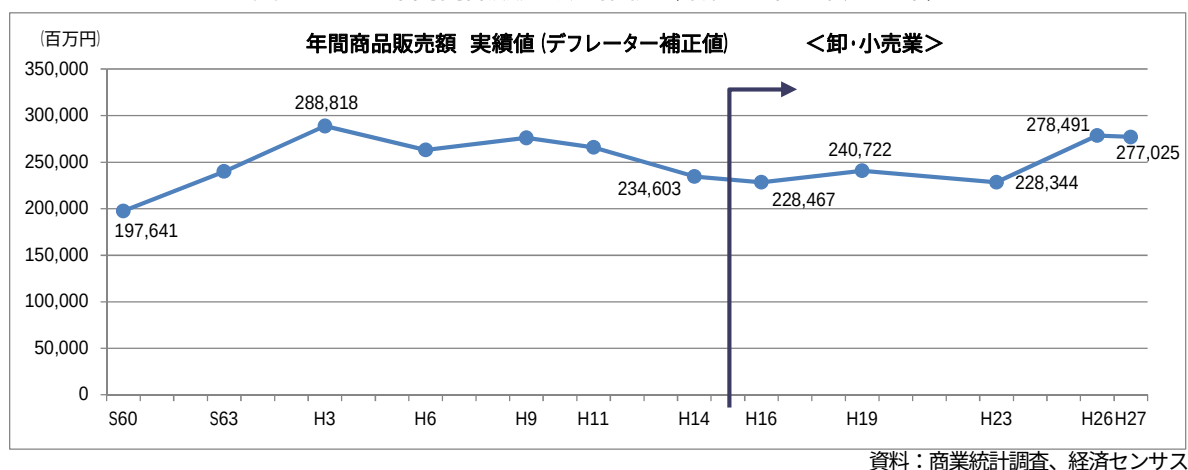
その結果、新たに必要となる商業地面積は45.7haとなります。

表4-6 将来の商業地面積等

	基準年（平成27年）	将来（令和9年）
年間商品販売額（卸・小売業）（百万円）	277,025 （デフレーター補正值： H27=100）	324,904
1haあたりの年間商品販売額（百万円/ha）	996.5	996.5
商業地面積(ha)	278.0 （商業系土地利用面積）※	326.0
増加分（ha）	326.0 - 278.0 = 48.0	
商業系用途地域内の未利用地(ha)	2.3※	—
新たに必要な商業地面積(ha)	—	45.7

※平成24年度都市計画基礎調査による

図４－７ 年間商品販売額の推移（昭和60年～平成28年）



<商業地の需要の算定>

商業地の需要について、将来の年間商品販売額と、1haあたりの年間商品販売額（百万円／ha）から算出します。

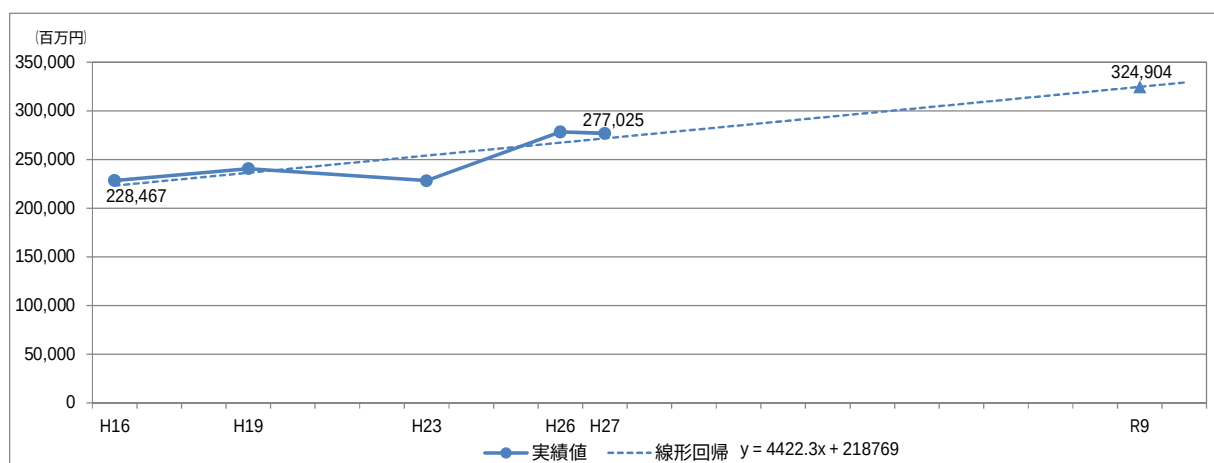
- 1.平成16年から平成27年までの年間商品販売額の推移から将来（令和9年）の年間商品販売額を回帰式により推計すると324,904百万円となります。

表４－７ 桑名市の事業所数、従業者数、年間商品販売額<卸・小売業>

	事業所数	従業者数	年間商品販売額 (百万円)	デフレーター (H27=100.0)	デフレーター補正値 (百万円)
平成 16 年	1,707	11,820	222,070	97.2	228,467
平成 19 年	1,590	11,475	233,982	97.2	240,722
平成 23 年	1,209	9,202	219,895	96.3	228,344
平成 26 年	1,385	9,947	276,263	99.2	278,491
平成 27 年	1,356	10,443	277,025	100.0	277,025
令和 9 年（線形回帰）					324,904

資料：商業統計調査、経済センサス
 （デフレーター：総務省統計局 2015年基準「消費者物価指数」 長期時系列データ）

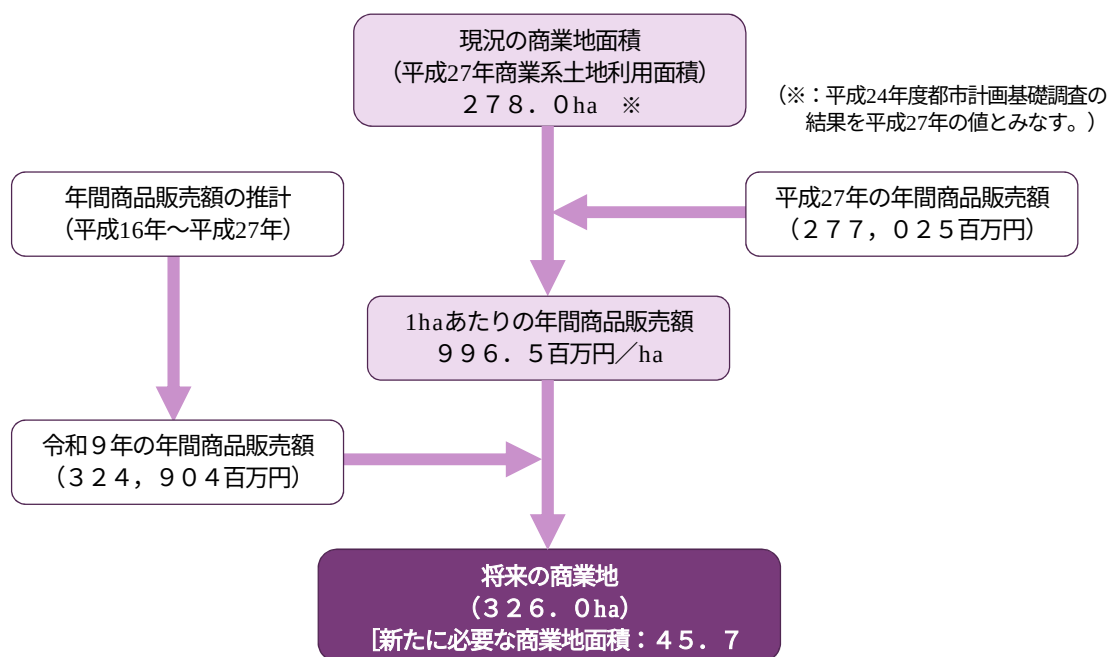
図４－８ 年間商品販売額の推計



2.基準とする平成27年の商業地面積（商業系土地利用面積：278.0ha）と平成27年の年間商品販売額（277,025百万円）から、1haあたりの年間商品販売額が996.5百万円/haとなります。

3.この1haあたりの年間商品販売額が今後も変わらないと仮定し、将来の年間商品販売額で割り戻すと将来の商業地面積は326.0haとなり、商業系用途地域内の未利用地（2.3ha）以外に新たな商業地面積が45.7ha必要となります。なお、このうちの一部は、桑名駅周辺等における規制緩和等により土地の高度利用を促進することで対応が可能と考えられます。

図4-9 商業地需要の算定フロー



④ 今後の土地利用の対応方針

以上の結果から、今後の土地利用の対応方針を以下のように設定します。

<市街化区域>

- 今後人口減少に伴いコンパクトな市街地形成を目指す中で、「桑名市立地適正化計画」に基づき都市機能および居住の誘導を図る必要があることから、住居系および商業系の土地利用については現在の市街化区域内で対応します。
- ただし、新たな産業誘導を図る区域並びにすでに市街地が形成されている地域、区域設定の不整合な地域、大規模開発等により整備された地域については適宜見直し、市街化区域への編入を図ります。

<住宅地について>

- 新たに必要な住宅地については、現在の市街化区域内に設定した居住誘導区域において、低未利用地等や住工混在地域等において減少する工業地等の土地利用転換により確保に努めます。

<工業地について>

- 現在の工業系用途地域以外で必要となる新たな工業地（207.2ha）については、総合計画の土地利用構想で位置づけられた産業誘導ゾーンにおいて、新規産業の立地誘導を行い、市街化区域への編入を図ります。

<商業地について>

- 新たな商業地（45.7ha）については、現在の商業地域、近隣商業地域等において土地の高度利用を含め適正な誘導を図ります。

4-3 土地利用計画

- 地域の自然や歴史・文化と調和した土地利用
- ニーズに応じた新たな工業用地の確保
- 安全・安心に住み続けられる住宅地づくり
- 駅周辺を中心に便利で賑わいのある商業地づくり

桑名市総合計画の土地利用構想と土地利用フレームを踏まえ、以下のとおり、土地利用計画を掲げます。

市街化区域においては、地域の自然や歴史・文化との調和を念頭に計画的な土地利用を推進する中で、経済活動のニーズに応じて必要となる工業および物流系の用途の拡大を図ります。また、安全・安心に住み続けられる住宅地や、駅周辺を中心に便利で賑わいのある商業地の形成に向けて、不整合な土地利用の整序を図ります。

市街化調整区域においては、営農環境や自然的環境との調和を図りつつ、高速道路インターチェンジ周辺および大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジ構想周辺への工業用地や観光交流関連の施設用地等の確保、あるいは農村集落のコミュニティ維持に向け、一定の都市的な土地利用が図られるよう、地区計画制度等の活用を図ります。

なお、この土地利用計画は、いわゆる都市計画の用途地域指定とは異なり、今後の土地利用の動向や可能性を見据えて設定したものです。

① 商業主体地域

桑名の玄関口である桑名駅周辺は、都市基盤や交通結節点としての整備に加え、歴史的、文化的資源を活用した集客、交流機能の整備などを進め、賑わいのある中心市街地としての再構築を図るとともに、居住環境の向上として多様な住まい方に対応できる街なか居住を推進します。

② 商業・サービス・レクリエーション地域

主要な駅周辺地区においては、商業機能の集積を図りつつ、文化やコミュニティなど様々な都市生活を送るための中心的な生活拠点づくりを行います。

また、郊外部の大型ショッピングセンター等については、市内外からのアクセス性を高めるとともに、魅力的な商業空間を形成し、市民の生活利便性の向上を図ります。

さらに、豊かな自然や歴史、リゾート施設などが広がる地域においては、観光客等の満足度が高まるような機能を整備するとともに、市内の各地域の特性ある観光資源と効果的にネットワークし、市民や観光客が様々な体験などを楽しめる場や美しい景観を形成するなど、さらなる魅力の向上を促します。

③ 計画的整備市街地

良好な居住条件を備えたニュータウンや住宅地では、公園や歩道等の施設更新において、居住者の高齢化等に対応するため誰もが使いやすいユニバーサルデザインを導入したり、空き家や空き地を活用した住み替えを促進したりするなど、安全・安心に住み続けられる環境整備を進めます。

また、現在開発が進められている地区については、計画に沿ったゆとりとうるおいのある市街地の形成を促します。

④ 一般市街地・農村集落

既存市街地については、小規模な面的整備や建物・用途の規制・誘導により、既存の都市基盤を有効に活用した居住環境の維持・向上を図ります。

また、農村集落地域においては、無秩序なスプロール化を抑制し、のどかな居住環境を保全しつつ、災害等からの安全性を高めるための環境整備を進めます。

長島駅周辺は現在、市街化調整区域に指定されていますが、地域拠点として生活利便の向上等に向けて地区計画制度の活用等、土地利用のあり方について検討します。

⑤ 農業的利用地

農産物の生産を高めるための農業基盤整備を行った農地については、水害を防ぐ機能やオープンスペース、食について学ぶ場など、多面的な機能を有していることを踏まえ、継続して保全していくとともに、農業者以外の参加による農地活用を進めます。

⑥ 生産・物流地域

既存産業の発展を促すため、市内交通の機動性を高める整備をしつつ、新たに拡張・進出意向のある事業所に対し、工業団地の整備を促して立地を誘導します。

また、高速道路インターチェンジ周辺および大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジ構想周辺については、広域交通利便性を活かせるよう、産業・交流の機能を配置します。

⑦ 公園・緑地

水辺や歴史などテーマ性を持っている公園については、それぞれの特性を活かし、市民が憩い親しむ空間として整備や新たな配置を進めます。

また、緑地については、市内に残る貴重な緑を保全しつつ、市民を含めた多様な主体による緑の維持管理を進めます。

⑧ 森林・樹林地

景観面や防災面、環境保全面などの公共的で多面的な役割を持つ森林については、保全および維持管理を図るとともに、市民や来訪者が憩い楽しむことができるレクリエーション空間として活用を図ります。

⑨ 整備構想検討エリア

木曽岬干拓地については、三重県や周辺自治体とも連携し、都市的な利用を図る方向で整備を検討します。

図4-10 土地利用計画図

※この土地利用計画は、いわゆる都市計画の用途地域指定とは異なり、今後の土地利用の動向や可能性を見据えて設定したものです。

凡 例

- 商業主体地域
(街なか居住地域を含む)
- 商業・サービス・レクリエーション地域
- 計画的整備市街地
- 一般市街地・農村集落
- 農地的利用地
- 生産・物流地域
- 公園・緑地
- 森林・樹林地
- 市街化区域
- 整備構想検討エリア



第5章 まちづくりの方針

5-1 市街地整備の方針

- 市民のみんなが誇れる中心市街地づくり
- 街なかの空地を活用した新たなまちづくり
- いまの暮らしの問題解決に向けた市街地の改善

第4章で示した土地利用計画の実現に向けて、必要となる市街地整備を以下の方針に基づいて進めます。

特に、桑名駅周辺の中心市街地においては、実施中の土地区画整理事業等を継続的に進めつつ、民間事業者とも協働しながら、市の顔として誇りを持つことのできるようなまちづくりの展開を図ります。

その他の市街化区域では、未利用地を活用した土地区画整理事業等による新たな市街地形成を図るとともに、高齢化の進む住宅開発地区や、防災上危険性の高い密集市街地地区など、既存の市街地における各地区の問題解決に向けた市街地の改善を図ります。

① 中心市街地

(1) 中心市街地の整備

桑名駅の東西に形成されている桑名市の中心市街地で、桑名市立地適正化計画において都市機能誘導区域（中心拠点）に位置づけられており、内外から人が集まり活発な交流が展開される賑わいと活力のある拠点の形成を図ります。

そのため、桑名市立地適正化計画や「桑名駅周辺地区整備構想」等と連携しつつ、市の玄関口にふさわしい景観形成や快適でうるおいのある都市空間を形成するとともに、利便性の高い市民生活を支える各種生活サービス機能や地域の歴史・文化資源を活用した観光交流機能の整備を進めます。加えて、これらの整備に民間活力を最大限活用するため、周辺環境への影響に配慮しつつ、土地の高度利用の促進に向けた規制緩和策等について検討します。

(2) 地区別整備方針

ア) 桑名駅東地区

桑名駅東地区は、観光、交流の玄関口として都市の顔にふさわしい景観整備を図るとともに、歴史的な景観の保全・整備を推進します。

交通の結節点の機能強化を図るため、桑名駅自由通路の整備、駅前広場の再編、三岐鉄道北勢線西桑名駅延伸等により乗り継ぎの利便性を図ります。

中心市街地としての賑わいの創出、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、地域の特性を活かした魅力ある商店街の形成、魅力ある個店づくりを進めるとともに、電線の地中化による魅力的な歩行者空間の確保や公共・公益施設のユニバーサルデザイン化を進め、回遊性のある商業空間づくりを促進し

ます。



桑名駅自由通路（東口）※

イ) 桑名駅西地区

交通結節点としての交通ターミナル機能の強化を図るための駅前広場等の整備、安全・安心に歩いて暮らせるまちを形成するための都市機能の集積や景観の形成、街路や公園・交流広場等の整備を進めるため、桑名駅西土地区画整理事業の実施により、桑名駅から益生駅にかけて一体的な都市基盤の整備を図るとともに、計画的な建築物の整備を誘導し、商業・サービス機能の集積と良好な居住環境の形成を促進します。



桑名駅自由通路（西口）※

※イメージ図のため、今後変更になる可能性があります。

② 新市街地

(1) 新市街地の形成

名古屋圏における優れた立地条件を活かし、多様な世代が快適に生活できる良好な市街地を形成するため、市街化区域内の未利用地等において土地区画整理事業等による計画的な市街地の整備を進め、街路や公園等の公共施設の整備や周辺の豊かな緑と共生を図ったうるおいと安らぎのある宅地・住宅などの供給を図ります。

(2) 産業拠点の形成

桑名市では中部国際空港や伊勢湾岸道路（新名神高速道路）などの交通アクセスの優位性を活かした

工業立地を進めるため、丘陵部やインターチェンジ周辺において新たな企業用地の確保を図る産業拠点の形成を図ります。

整備にあたっては、立地条件を活かした都市近郊型農業を展開するために農地の農業的土地利用との調整や樹林地等の自然環境との調和に配慮するとともに、地区計画制度等を活用して整備を進めます。

③ 既成市街地

(1) 地域拠点

桑名市立地適正化計画で地域拠点に位置づけられた多度駅周辺、長島駅周辺および星川駅周辺においては、各地区に求められる都市機能の誘導に向けて、必要となる基盤整備や市街地開発事業等の実施を検討します。

(2) 計画的な住宅開発地区

大山田団地など、計画的な開発によって形成された住宅地においては、現状の居住環境を維持するとともに、居住者の高齢化への対応を図ります。そこで、都市計画制度の活用により質の高い居住環境の保全・充実を図ります。

また、高齢者が生活しやすい環境を形成するために、歩行者空間や公共・公益施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、桑名市立地適正化計画で地域拠点に位置づけられた大山田地区および新西方地区において必要な都市機能の誘導に向けた基盤整備を検討します。

(3) 密集市街地地区

ア) 中心市街地周辺

老朽木造建築物の更新と建築物の不燃化を進めることで、老朽木造建築物の割合を低減し、災害発生時の建物の倒壊や延焼の危険性が低い安全な市街地の形成を図ります。

イ) 漁村集落

漁村地域としての歴史的資産や観光資源を活かしつつ、地震、火災、津波に対して防災力のある集落形成をめざします。そのため、都市計画制度の活用を検討し、老朽建築物の更新を促進するとともに、道路や公園等のオープンスペースの確保に努めます。

ウ) その他の市街地・農村集落

既成市街地や農村集落においては、ゆとりのある住宅環境を保全しながら緑化やオープンスペースを確保し、うるおいのある環境を形成します。

緊急車両の進入を可能とする道路幅員の確保や住宅の耐震化、危険性の高い老朽住宅の建替え等を促進し、市街地の安全性を高めます。

また、工業地域に住宅立地が進み住工混在となっている市街地においては、用途の見直し等により、混在化の進展の防止と調和ある市街地の形成に努めます。

一方、農村集落にあっては、地域活動をもとに、生産環境の保全、農村地域としての良好な居住環境の向上を図るために、必要に応じて地区計画制度等の活用を検討します。

5-2 交通施設整備の方針

- 産業や暮らしの快適な移動を支える道づくり
- みんなが安全・快適に使える道づくり
- みんなの安心とエコな暮らしを支える公共交通

土地利用計画で示した土地利用のもとで、活発な産業や便利で充実した市民生活を支える円滑な移動環境を実現するために、道路の機能にあわせた道路交通ネットワークの整備を図ります。また、道路整備にあたっては歩行者等が安全で快適に移動できる交通環境の形成とともに、高齢化の進展や地球環境への負荷の軽減に配慮し公共交通の充実を図ります。

なお、交通に関する新たな技術やサービスが今後急速に進展することが予想されることから、交通施設整備にあたっては、それらの動向を注視し、福祉や観光等のまちづくりに有効活用できるよう、必要に応じて対応を検討します。

① 道路

(1) 道路交通ネットワークの整備方針

東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道の「自動車専用道路」、自動車専用道路を補完して名古屋圏の主要都市および周辺都市と結ぶ「主要幹線街路」、市内の地区間および自動車専用道路・主要幹線街路を結ぶ「都市幹線街路」、主要幹線街路および都市幹線街路を補完する「補助幹線街路」といった段階別の道路構成を形成し、効率的かつ有機的な道路交通ネットワークを形成します（道路の段階構成の定義は下表のとおり）。

なお、長期間未整備のままとなっている都市計画道路については、全体の交通ネットワークから当該道路の機能を再評価し、廃止や規格の見直しなどを必要に応じて検討します。

表5-1 都市計画街路の分類と定義

区 分	定 義
自動車専用道路	比較的長いトリップの交通を処理するために設計速度を高く設定し、車輛の出入りを制限し、自動車交通を専用とした道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市間交通や通過交通などの比較的長いトリップの交通を大量に処理するために、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
都市幹線街路	都市内の各地区および主要な施設間の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成し、比較的高水準の規格を備えた道路
補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路に囲まれた区域内において、幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路

＊「都市計画マニュアル」（都市計画学会）の定義をもとに一部修正して作成

(2) 主要道路の今後の整備方針

ア) 自動車専用道路

東海環状自動車道は、名古屋市の周辺30～40km圏に位置する都市を有機的に連絡し、交流ネットワークの形成を図るために、整備を促進します。

また、将来拡張が予定されている新産業誘導ゾーンと東名阪自動車道を結ぶ新たなネットワークの形成を図るために、大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジの整備構想を促進します。

イ) 主要幹線街路

広域交通機能を強化し都市間交通の円滑化を図るために、国道1号の4車線化および橋の架け替え事業の早期実現を関係機関に要請し、整備を促進します。

ウ) 都市幹線街路

周辺地域との連絡強化と都市内交通の円滑化を図る幹線道路として、[都]桑名中央東員線（国道421号）、[都]桑部長深線（県道桑名大安線）、県道星川西別所線、県道四日市多度線、[都]桑部播磨線の未整備区間の整備を促進します。

また、将来拡張が予定されている新産業誘導ゾーンの交通アクセス機能を強化するために、県道御衣野下野代線の整備を促進します。

エ) 補助幹線街路

○環状線

住宅市街地内を経由せずに背後地域との交通を主要幹線道路と連結させることにより、市街地内の交通を削減し、交通の円滑化と良好な住環境の確保の効果が期待される環状線として、[都]桑名北部東員線、[都]大山田播磨線の整備を推進します。

○南北線

[都]千倉鎌ヶ地線、[都]蛸塚益生線、市道志知島田線など、市内の骨格道路として都市幹線街路と連絡し、市街地内の交通の円滑化を図る役割が期待されている補助幹線道路は、未整備区間の整備を推進します。

○東西線

[都]長島中央線、市道宮前伊勢大橋線、肱江大久保線など、主要幹線街路や都市幹線街路と結びながら、市内の交通の円滑化を図る役割が期待される補助幹線街路は、未整備区間の整備を推進します。

(3) 安全で快適な交通環境の形成

ア) 交通安全対策

交通事故の危険性が少ない安全・安心な歩行環境を実現するために、交通量が多い幹線道路および学校周辺道路における歩道整備、通学路における安全な歩行空間の確保を図ります。

また、幹線道路沿線の住宅地内の道路への通過交通の侵入による交通事故の危険性を回避するために、通行規制や自動車の速度を抑制する方策など地域の実情に応じた交通安全対策を工夫します。

〈交通安全対策の例〉
(狭さく)

(ハンプ)



出典：「ゾーン30」の概要（警察庁交通局 平成31年4月）

イ) 歩行者ネットワークの確立

歩いて暮らせるまちづくりの推進を図るため、歩道をネットワークし、蓋付き側溝による歩道幅の確保や透水性舗装の採用など快適な歩行環境を整備します。ゾーン30」の概要（警察庁交通局 平成31年4月）

また、歩道整備にあたっては、ユニバーサルデザインを推進し、歩道の段差や傾斜を解消するとともに、地域特性に応じて街路樹や花壇など景観形成にも配慮します。

〈歩行者ネットワーク対策の例〉
(農業用水路の蓋掛けによる歩行空間の設置)



出典：通学路・生活道路の安全確保に向けた道路管理者による対策実施事例（国土交通省道路局 平成31年1月）

(歩道の傾斜勾配の改善)



〈整備前〉



〈整備後〉

出典：国土交通省HP（歩行空間のユニバーサルデザイン）

ウ) 既存道路の維持管理

既存道路については、適切な維持管理を行い、可能な限り有効に活用できるように努めるとともに、道路脇等へのごみのポイ捨てや不法投棄を未然に防ぐ取組みを進めます。

〈既存道路の維持管理の例〉
(剪定) (除草)



出典：国道（国管理）の維持管理を取り巻く最近の動向・情勢変化について（国土交通省）

エ) 道路空間再編の推進

交通を取り巻く新たな技術やサービスの進展に伴い、その受け皿となる道路空間に求められる機能も変化することが予想されます。また、観光振興による賑わいづくりなどの観点から、これまでの自動車中心の道路空間から歩行者等または自転車や公共交通が中心となった道路空間への再編についても検討が求められます。こうしたことから、必要に応じて関係機関や沿道の事業者、住民等と協議しながら、より安全で快適な道路空間の形成に向けた再編を進めます。

〈道路空間の再編例〉

(神戸市：KOBEパークレット)



(松山市：ロープウェイ通り)



(松山市：花園町通り)



出典：まちなかにおける道路空間再編のデザインガイド

(国土交通省国土技術政策総合研究所、社会資本マネジメント研究センター緑化生態研究室)

② 公共交通

(1) 鉄道

ア) JR関西本線・近鉄名古屋線

桑名市の公共交通の基幹路線である両線の機能を強化するためには、利用客の拡大を図る必要があります。そのために、桑名駅前広場の整備による他の鉄道やバスからの乗り継ぎの利便性向上、街なか居住に適した住宅の供給促進による周辺人口の拡大など、総合的な対策を推進します。

イ) 三岐鉄道北勢線・養老鉄道養老線

駅周辺の駐車場・自転車駐車場（駐輪場）の整備、沿線のイベント・催事との連携やPRの充実を図るとともに、周辺地域住民一人ひとりがマイレールの意識を持って積極的に利用するなど、鉄道の維持を図るために官民一体となって利用促進に取り組めます。

また、北勢線については、西桑名駅での乗り継ぎの改善などにより利便性の向上を図ります。

養老線については、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、沿線3市4町（桑名市・大垣市・海津市・養老町・神戸町・揖斐川町・池田町）が連携して、持続可能な地域公共交通網の形成に向けた各種の取組みを展開します。

(2) バス

ア) 民間バス路線

車を運転できない高齢者が今後増加することが予想されることから、身近な生活の移動手段であるバス交通の役割がますます高まっています。桑名市のバス路線の根幹を担う民間バス路線の維持・拡充を図るために、桑名駅西口広場の整備とあわせて運行時間の短縮と定時性の確保が図られるよう駅西と駅東のバスターミナルの再編を進め、民間バスのサービスの充実を支援します。

イ) コミュニティバス（Kバス）

公共交通の空白地域における生活移動手段の確保を図るために運行しているコミュニティバスは、利用者数に応じて多様な公共交通の組み合わせを工夫し、費用対効果の高い公共交通システムを検討します。

③ 鉄道駅周辺

(1) 桑名駅周辺整備

駅西地区の駅前広場の整備にあわせて、現在駅東に集中しているバスターミナルを路線の方向によって駅西と駅東に再配置を進めます。これにより西部方面からのバス路線については、運行時間の短縮と定時性の確保を可能にし、バス路線のサービスの充実を図ります。

駐車場や自転車駐車場（駐輪場）等の交通施設については、今後の利用動向を踏まえつつ、民間活力の活用も含め適正な配置および維持管理に努めます。

また、駅の東西間を結ぶ桑名駅自由通路を整備し、東西の人の往来を活発にするとともに、西桑名駅での乗り継ぎの改善などにより利便性の向上を図ります。

さらに、駅東地区のバスターミナルの再編をあわせた駅前広場整備のなかで、イベント開催や人々が滞留できるような魅力的な広場を整備し、人々が集う魅力づくりを進めます。

(2) JR長島駅周辺整備

駅周辺の放置自転車の解消を図るための自転車駐車場（駐輪場）の整備およびアクセス道路の整備を進め、駅の利便性の向上を図ります。

(3) 養老鉄道養老線各駅周辺整備

養老鉄道養老線の利用促進のため、養老線交通圏地域公共交通網形成計画に基づき、多度駅の駅施設の改善、および下野代駅、下深谷駅、播磨駅における駐輪場整備を進めます。



北勢線



桑名市コミュニティバス「K-バス」

5-3 公園緑地整備の方針

- 自然の緑の保全と街なかの緑化
- 地域の自然や歴史・文化の魅力を活かした公園緑地づくり
- 身近な公園の再生と、市民力を活かした適切な維持管理

地球環境への負荷の軽減とうるおいのある都市環境を実現するために、山林・樹林地等のもとに残されている緑地の保全を図るとともに、市街化区域内を中心に公園緑地の適正な配置や、道路、公共施設、民間施設内の空間を活かした緑化を推進します。

公園緑地整備においては、本市固有の自然や歴史・文化資源を活用しながら、市内外の多様な交流を促進する大規模公園の整備を図る一方、市民が日常的に利用する身近な公園に関しては、主に防災性向上の観点から公園の不足する地域の解消を図りつつ、既存公園の再整備や地域住民等との協働による維持管理体制の構築を進めます。

なお、公園緑地を整備する際には、誰もが安全で安心して利用することができるようユニバーサルデザインに配慮するとともに、公園緑地と河川を連続的につなげた水と緑のネットワークの形成を図ります。

① 公園緑地整備

(1) 大規模公園の整備方針

市内外の人々が訪れ、集い、賑わう拠点である駅前や大規模な公園、レクリエーション施設等を水と緑の拠点として整備し、維持管理の充実を図ります。

ア) レクリエーション施設の整備充実

桑名市総合運動公園、多度運動公園、長島運動公園は広域的なスポーツ・レクリエーション活動の場として機能充実を図るとともに、維持管理の強化に努めます。

イ) 桑名市を代表する公園の整備充実

国営木曽三川公園、九華公園（桑名城址）、走井山公園、播磨中央公園は、桑名市を代表する公園であり、四季折々の自然や景色が感じられる公園として今後もこの機能を維持するとともに、多様なニーズに対応できるよう、さらなる施設の充実と維持管理の強化を図ります。



九華公園（さくらまつり）

(2) 新規の公園緑地の整備方針

都市公園の不足している地域や、防災上においてオープンスペース（緑地・広場）の必要な箇所に、新たな公園緑地を適正に配置整備します。

ア) 都市公園不足地域での公園緑地の整備

都市公園の不足する地域では、防災面などから必要性を考慮しつつ、地区計画制度の活用や、公共施設の再編に伴う跡地利用などにより、公園緑地の整備を図ります。

イ) 未整備の都市計画公園の整備

公園として都市計画決定しているものの、整備がされてない公園については、整備の必要性を再検証した上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

(3) 既存公園の再整備方針

築造後数十年を経過した公園は、施設の老朽化が進み、市民ニーズに対応できなくなっており、それぞれの地域の特性に応じた公園への再整備を進めます。そのため、地域住民が参加したワークショップにより、行政と地域住民の協働による公園の再整備を進めます。

また、避難場所としての防災機能の強化、公園における犯罪を防止するよう防犯機能の強化を図ります。

さらに、樹木や花による植栽やユニバーサルデザイン化等による機能充実を図ります。

(4) 公園緑地の管理方針

公園を誰もが気軽に安全・安心に、かつ快適に利用できるようにするには、行政だけでなく利用する市民なども含め、日常的に安全性の確保や環境保全などを行う維持管理の体制を強化していく必要があります。

そこで、市民や企業等が参加し、地域の公園緑地をそれぞれが責任を持って維持管理していくアダプトプログラム制度を推進します。

さらに、民間事業者や市民団体などが主体となって、公園施設等の設置、維持・管理を実施できる制度の構築を推進します。

② 緑地保全・緑化

(1) 緑地の保全整備の方針

桑名市の良好な都市環境を形成している水と緑の自然環境を、次の世代に継承するために保全するとともに、維持管理に努め、良好な緑地の保全と緑化を図ります。

ア) 水郷県立自然公園の保全

緑豊かな緑地やうるおいのある水辺などが残る水郷県立自然公園は、市の貴重な自然環境として保全しつつ、自然とふれあえるレクリエーション空間としての充実を県に要望しながら促進します。

イ) 山林・樹林地の保全

高塚山古墳や走井山周辺を中心とした地区に残る貴重な緑地は、地権者の意向を尊重しながら保全・活用を図ります。また、都市計画制度の活用により周辺の無秩序な市街化を防止し、適正な保全が図られるよう地権者の同意のもとに進めます。

ウ) 河川・水辺の保全整備

都市の骨格で河川軸となる木曽三川と市街地を流れる中小河川やため池を保全するとともに、漁業振興との調整を図りながら生物が生息できる多自然型護岸への整備や河川沿いに遊歩道の整備など、人と自然がふれあうことができる水辺空間を形成します。

エ) 農地の保全・活用

生産緑地については、農業振興との調整を図りながら市街地に残された貴重な緑地として防災面も含めた保全・活用に努めます。

また、市街化調整区域内の遊休農地については、農地利用や保全管理に努めます。

オ) 文化財の保全

市内には六華苑、諸戸氏庭園、高塚山古墳、諸戸水道遺構などの歴史的に貴重な価値を持つ文化財や太夫の大樟、芳ヶ崎のクロガネモチ、照源寺の夫婦松、長島城跡の大松などの天然記念物に指定され市街地のランドマークになっている巨木、美鹿の神明杉、宇賀神社シイの森といった社寺林などが残っています。これらを市民の共有財産として保全・活用に努めるとともに、周辺の自然環境等を含め、保全と適正な維持管理を図ります。

カ) 希少種等の保全

天然記念物に指定されているイヌナシおよびヒメタイコウチ、また、オニバスなどの希少生物を保護するため、生息地の保全と適正な維持管理に努めます。また、身近な動植物との共存を図るために、自然の保全と適正な管理を図ります。

(2) 緑化推進の方針

山林・樹林地、河川の水辺、市街地内の水と緑の拠点などを、遊歩道や緑道などにおいて街路樹の整備などにより連携させ、水と緑のネットワークを形成します。そのため、市民、事業者、行政による緑化活動の推進を図ります。

ア) 街路樹の整備方針

市内の都市計画道路では、国道258号、[都]桑名中央東員線（国道421号）、[都]桑名員弁線（県道桑名員弁線）などで街路樹が植栽されています。今後もより一層、緑の核となる公園を結ぶネットワークの形成や市民の緑への意識向上を図るため、主要な幹線道路に街路樹の整備を推進します。

なお、街路樹の整備にあたっては、地域性や景観、防災および維持管理の適正化など総合的な観点から樹種を選定します。

イ) 緑化活動の方針

市街地において良好な都市環境や自然環境を守り、創出するため、行政のみならず、市民や事業者の協働による緑化活動を推進します。そのため、緑化等に関する情報提供の強化、緑に関するイベントの開催による市民の緑に対する意識の向上、緑化に向けた市民や企業の活動体制の育成に努めます。

また、市民や事業者による公有地や民有地の緑化活動を促進するために、ワークショップ等による市民参加型の公園緑地づくりの推進、緑地協定などの住宅地や大規模商業施設・工業施設等における緑化促進に向けた制度の導入、アダプトプログラムなどの市民との協働で緑化活動を行う仕組みづくりなどを検討し、緑化推進を図ります。

5-4 都市環境整備の方針

- 市民の安全を支える防災力の強化
- 衛生的で快適な暮らしを支える下水道の整備

木曽三川を中心とする河川・海岸の堤防の強化や排水対策、拠点施設・避難所・一般住宅の耐震化や応急体制の強化など災害に強いまちづくりを推進するとともに、下水道の整備による衛生的で快適な生活環境の形成などを図ります。

① 都市防災

(1) 河川・海岸整備

国が管理する木曽三川における高潮対策、堤防補強、樋門等構造物改修と未着手区間の早期着手、支川の肱江川、多度川の河川改修の促進と地震時液状化の対策を国に要望しながら促進します。

また、県が管理する員弁川および沢北川、揖斐川支川の山除川、肱江川、赤沢川、三砂川、流石川等の河川改修、並びに城南海岸の高潮対策や液状化対策を県に要望しながら促進します。

市管理の中小河川や排水路については、降雨時の冠水を防止するために、必要な改修と維持管理体制の強化を図ります。

(2) 排水機整備

県営湛水防除事業などによって進められている排水機場整備事業を促進し、事業の早期完了を図ります。また、緊急時に排水機を適正に運用ができるように、維持管理体制を構築します。

(3) 土砂災害対策

現在、上野地区における急傾斜地崩壊対策事業の整備を促進します。また、市内各地区に分布している土砂災害の危険箇所の調査を促進し、緊急性の高い箇所について県と協議しながら対策を検討します。

(4) 防災対策の強化

防災拠点や避難所となる公共施設などの耐震性強化を進めるとともに、仮設トイレや非常用食糧などの物資、資機材の配備を進め、防災拠点機能の強化を図ります。また、避難場所としても活用される公園については、仮設トイレを設置しやすくする下水設備を配置するなど防災公園として整備を進めます。

こうした防災拠点の整備とともに、住宅の耐震化、自主防災組織の育成・強化、ハザードマップ等による啓発活動など、災害に強いまちづくりを推進します。また、浸水や土砂崩れ等の災害の危険性が特に高いところでは、土地利用のあり方について検討し、必要に応じて宅地化を抑制するなどの対応を図ります。

② 下水道

(1) 汚水

桑名地域、多度地域は県の北勢沿岸流域下水道（北部処理区）に接続しており、下水道整備事業計画に沿って整備を進めます。

また、単独公共下水道の長島地域は、長島浄化センターについてストックマネジメント計画に基づき、点検・調査、修繕・改築等の整備を進めます。

(2) 雨水

甚内ポンプ場はポンプの整備が完了し、引き続き場内整備を進めます。

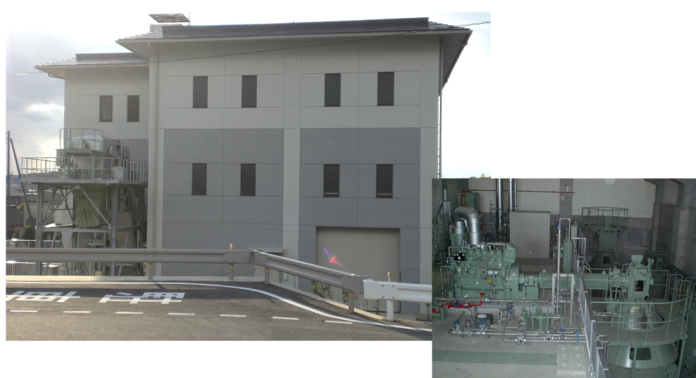
また、雨水計画の策定を進めます。

③ その他の都市施設

学校、図書館、研究施設その他教育文化施設や、病院、保育所その他医療施設または社会福祉施設等については必要に応じた都市計画の手続きを適宜行います。



水防訓練



甚内ポンプ場



中央図書館

5-5 地域の魅力形成の方針

➤ 桑名の“ブランド力”アップに向けた魅力ある景観づくり

桑名の“ブランド力”の向上をめざし、山、川、海に囲まれた豊かな自然資源や城下町としての歴史文化などの地域資源を磨き上げ、観光魅力の開発を進めるとともに、観光客も市民も魅力価値を感じることができる景観づくりを図ります。

① 魅力拠点づくり

六華苑や観光案内所などの観光名所や情報発信拠点の機能の充実と魅力的な空間整備を進めます。

桑名地域においては、揖斐川の高潮堤の整備と一体となった修景整備と外堀の遊歩道により連続的な川辺空間を形成するとともに、九華公園、七里の渡跡、六華苑・諸戸家住宅といったシンボル空間を結び、川を軸に地域の歴史・文化資源が連携した魅力的な空間形成を進めます。

また、桑名駅、東海道、九華公園、七里の渡跡、六華苑・諸戸家住宅を結ぶ歩道の景観整備を進め、まち歩きが楽しめる環境づくりを進めます。

歴史的な景観資源が豊富な旧来の市街地では、古民家をリノベーションした店舗や民泊施設等の立地を支援するなど、地域独自の資源を活用した魅力あるまちなみの形成を促進します。



◀ 桑名ブランド協議会が運営する「七里の渡しインフォメーションショップ“宿場の茶店 ―（はじめ）”」。民泊施設の一角を間借りして設置。

② 景観づくり

(1) 景観形成の方針

桑名市特有の自然景観や歴史景観、都市景観を“桑名ブランド”として誇れるよう、桑名市景観計画に基づき、景観重点地区や景観重要建造物・樹木の指定を進めるなど、市民、事業者等と一体となって良好な景観の保全・創出を図ります。

(2) 景観形成の視点

ア) 自然景観

養老山地の山並みや多度山周辺の自然環境、地域における人々の生活や営みにより育まれてきた里山の景観、木曽三川や員弁川などの河川沿いに広がる田園景観など、地域の誇りある美しい景観を保全し、次世代への継承に努めます。

イ) 歴史的景観

先人達がつくり上げ、戦災や伊勢湾台風以降も地区の歴史性に配慮して再生してきた桑名城下町や東海道、美濃街道沿いのまちなみ、農山漁村の集落、水害から命を守ることから生まれた輪中の景観など、地域で培われてきた歴史的景観を保全するとともに、次世代への継承に努めます。

ウ) 都市景観

ゆとりとうるおいのある住宅地の景観や、本市の活力を支える新たな産業の景観、そして、これらをつなぐ広域的な交通網および駅周辺地区や高速道路インターチェンジなど本市の誇れる玄関口となる景観について保全・創出を図ります。

エ) 眺望景観

本市の良好な景観のイメージを育んでいる眺望景観を大切にするため、眺望景観に影響する行為について、可能なかぎり景観誘導に努めます。また、本市の美しい眺望景観が楽しめる多度山や丘陵地、堤防道路、橋りょうなどの視点場を保全・創出するとともに、眺望景観の対象となる木曽三川や養老山地などへの景観を守り、広がりのある水郷都市としてふさわしい眺望景観を次世代に継承するよう努めます。

オ) 心象景観

石取祭、多度まつり、九華公園のさくらまつりやつつじまつりなどの伝統行事や季節行事、寺町商店街における三八市などの地区住民などによる取組みは、郷土への愛着心を育むことにつながり、結果として、良好な景観の形成に関する取組みにもつながります。そこで、先人達の知恵により育まれてきた伝統行事や美しい自然景観を感じる季節行事は、今後も大切に継承していくとともに、各地域独自の取組みについては、誰もが参画でき、ともに楽しむことができるものとなるよう、その取組みを促します。



六華苑（国指定重要文化財）



多度山からの眺望



木曽三川

第6章 地域別整備構想

6-1 地域別整備構想の位置づけ

本章では地域別整備構想に関して市内を8つの地域に区分し、それぞれの地域特性や課題を整理しています。

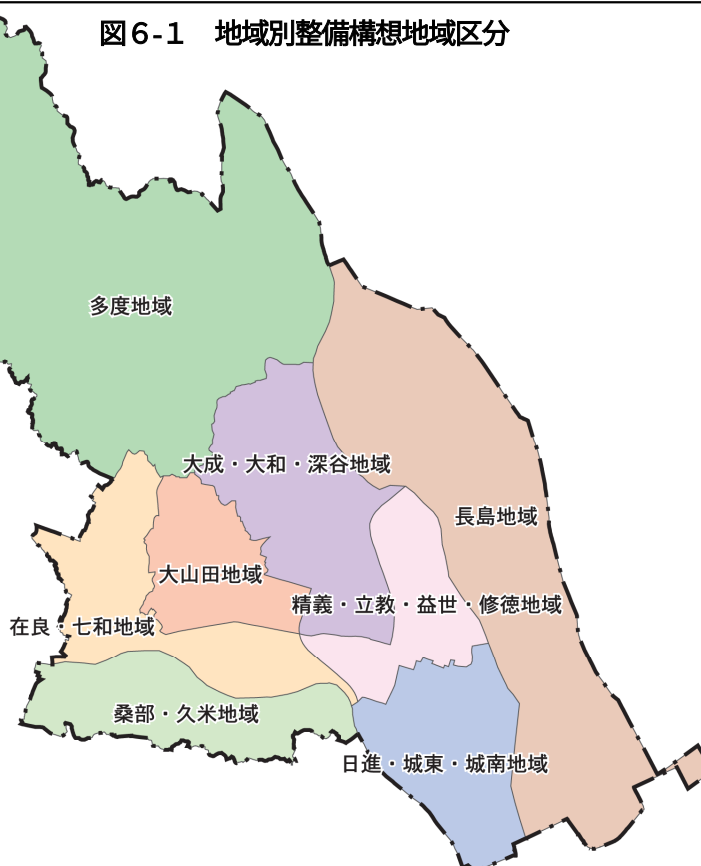
地域別整備構想は、地域住民にとって、住みやすく愛着を感じることができるまちづくりを推進することをめざすものであり、このためには、行政による都市施設の整備とあわせて身近な生活環境の改善が重要な要素になります。この身近な生活環境改善は、行政の力だけで実施できるものではなく、地域住民の理解と協力はもちろん、さらに地域住民の積極的な参加と主体的な取組みが不可欠となります。

そのため地域別整備構想の策定にあたっては、「（仮称）まちづくり協議会」を設立し、地域住民が主体となったまちづくりの気運の向上を図りながら、地域住民が望む地域づくりの方向と整備内容を検討していくことが必要です。

今後、各地域の「（仮称）まちづくり協議会」とともに、「6-2 各地域の概要」で示す(1)地域の概況、(2)地域の現状と課題を踏まえ、「第3章 都市整備構想」「第4章 土地利用の方針」「第5章 まちづくりの方針」と整合を図りつつ「地域別整備構想」を策定するものとします。なお、（仮称）まちづくり協議会の単位は小学校区等を想定していることから、地域別整備構想は、各（仮称）まちづくり協議会の区域ごとに策定するものとします。

地域別整備構想の内容（例）：地域の将来像、まちづくりの目標、まちづくりの方針（土地利用・市街地整備の方針・交通施設整備の方針・公園緑地整備の方針・都市環境整備の方針・地域の魅力形成の方針）、まちづくり方針図

図6-1 地域別整備構想地域区分



<「(仮称) まちづくり協議会」の概要>

※『新しい地域コミュニティ組織「(仮称) まちづくり協議会」設立ハンドブック[暫定版]』

(桑名市 2018 年 11 月発行) より抜粋

1. 新しい地域コミュニティの仕組み

地域では、自治会をはじめ、多くの団体の活動により、暮らしの基盤となる地域を守り、支えています。その一方で、少子高齢化の進展や価値観、生活スタイルの多様化を背景に、地域への関心の希薄化、地域活動の担い手不足などが大きな課題として指摘されている現状もあります。

社会環境が大きく変わる中で、今後、さらに多様化、複雑化していく地域課題に対応するためには、地域の団体の連携を強め、多くの地域の皆さんが話し合っ、「地域のことは地域が決める・地域で取組む」という新たな仕組みが必要ではないかと考えています。

「地域のことは地域が決める・地域で取組む」という新たな仕組みの主体となるのが、(仮称) まちづくり協議会です。

(仮称) まちづくり協議会とは？

範囲：小学校区と同等と認められる区域

構成：自治会をはじめとする地域の各種団体等で構成

活動内容：地域の皆さんが話し合っつくり上げる地域づくり計画に基づく活動

▼市が目指す姿『市民の個性が活かせる地域コミュニティ』

自治会をはじめとした地域の各種団体等がさらに強くつながり、(仮称) まちづくり協議会という組織を形成し、地域の一人ひとりの力を集めて私たちの“まち”をより良くしていく姿を目指しています。

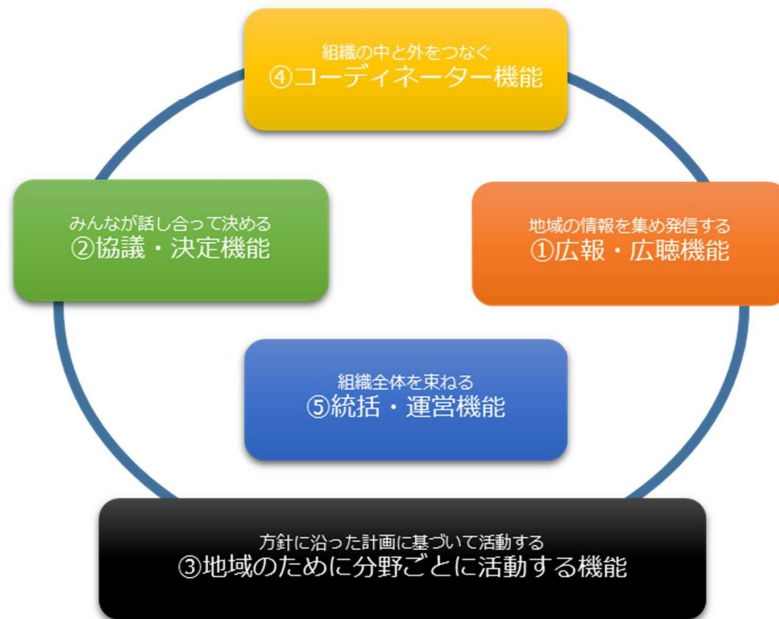
2. 市が目指す(仮称) まちづくり協議会の形態

多様化、複雑化していく地域課題に対し、地域が一丸となって持続可能な取組みを進めるためには、次の5つの機能を備えることが必要と考えています。

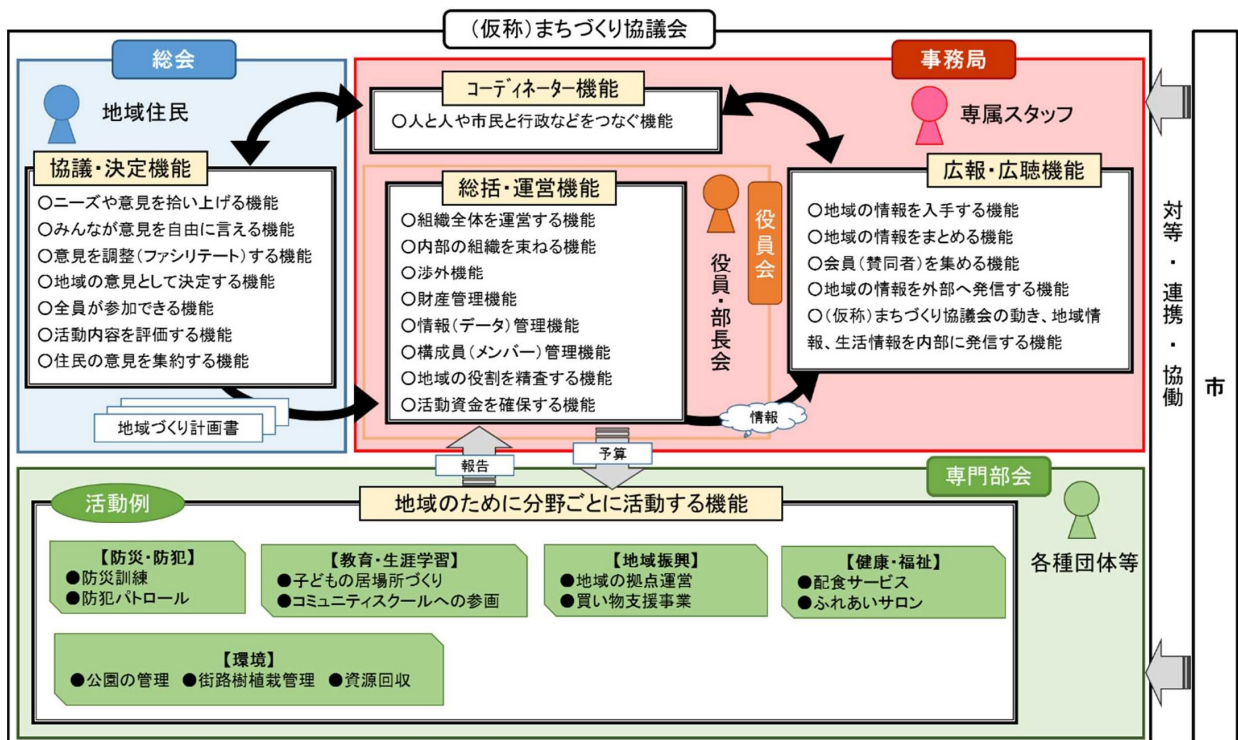
- ① 地域の情報を集め発信する。
- ② 活動の振り返りなどにより集めた情報に基づき、みんなが話し合っ方針を決める。
- ③ 方針に沿った計画に基づいて活動する。
- ④ 各種団体等の間や行政機関等との連絡調整など、組織の中と外をつなぐ。
- ⑤ 組織全体を束ねる。

地域課題に応じた事業に継続的に取組むことができる組織として、上記の機能を備えた(仮称) まちづくり協議会の設立に取り組んでいきます。

5つの機能



5つの機能を備えた（仮称）まちづくり協議会のイメージ



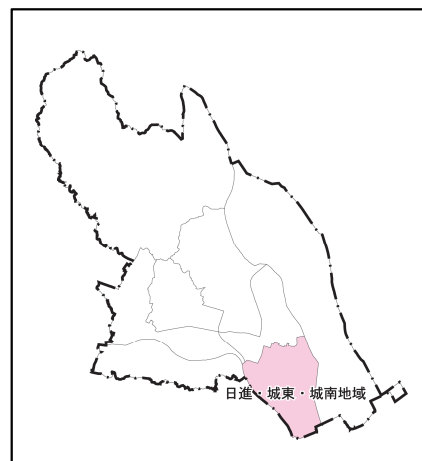
6-2 各地域の概要

① 日進・城東・城南地域

(1) 地域の概況

ア) 位置

- 桑名市の最も南の揖斐川と員弁川の河口部に位置し、東西を2つの川にはさまれた低地となっています。
- 桑名城の城下町地区の南にあたり、地域の北部は城下町地区の一角を占めています。



イ) 人口・世帯数・高齢化率

- 人口は16,560人で、市全体（142,274人／平成31年3月31日）の11.6%、世帯数は7,520世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の12.7%となっています。
- 65歳以上人口は4,413人、高齢化率は26.6%となっています。市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べるとわずかに高齢化率が高くなっています。

	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
日進	5,911	2,704	1,649	27.9
城東	2,017	979	681	33.8
城南	8,632	3,837	2,083	24.1
総計	16,560	7,520	4,413	26.6

平成31年3月31日現在

ウ) 土地利用

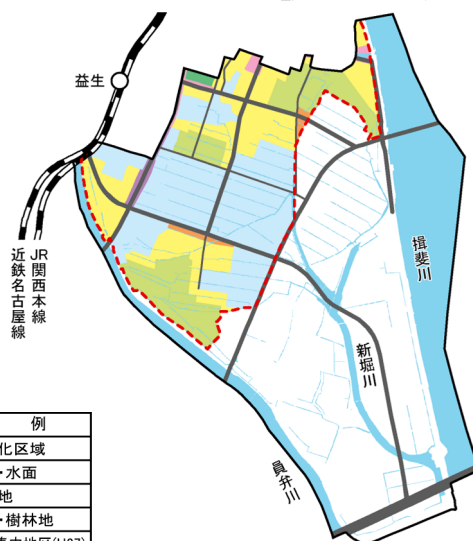
- 地域の北部は、中心市街地とつながる市街地が広がり、中部から南部にかけては農用地が広がっています。
- 北部の市街地部では、工業系用途地域の占める割合が高くなっています。

【土地利用現況図】



凡	例
市街化区域	
河川・水面	
農用地	
山林・樹林地	
人口集中地区(H27)	
鉄道	
主な道路	

【用途地域指定図】



凡	例
市街化区域	
河川・水面	
第一種低層住居専用地域	
第二種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
主な道路	

(2) 地域の現状と課題

ア) 東海道の歴史・文化資源の活用

- 東海道沿いには、神社仏閣が数多くありますが、城下町地区との連続性に欠ける面があります。
- 町屋橋跡は、史跡案内看板の老朽化が進む一方、周囲の景観にマッチしないフェンスがある、トイレが無いなどの問題があり、公園としての機能を高める必要があります。
- 掛樋を通り伝馬公園につながる歩行者専用道路は、整備されているものの十分に活用されておらず、再整備が必要となっています。

イ) 交通安全対策

- 城南小学校周辺の道路は、通学路にもかかわらず、道路、歩道が狭いために危険であり、歩行者の安全対策が必要となっています。
- 〔都〕伊勢大橋小泉線は一部が未着手であることから、交通安全対策を兼ねて道路の整備が必要です。
- 国道1号の混雑を避ける車が住宅地の細街路に流入するために、通過交通対策が必要となっています。

ウ) 生活環境整備

- 住宅と工場の混在による住環境と生産環境問題、公共下水道整備の遅れ、公園の不足など生活環境を阻害する要因が見られることから改善が必要となっています。
- 南部地区には、公園がないことから、伝馬公園に利用者が集中し公園周辺の路上駐車が増えています。
- 路線バスの便数が少なく、宅地化の進展に公共交通が不十分な状況にあります。今後の高齢者の増加に対応した路線バスの充実が必要となっています。

エ) 湾岸桑名インターチェンジ周辺整備

- 国道1号、国道23号、国道258号、伊勢湾岸道路（新名神高速道路）など広域アクセスが充実しています。
- 伊勢湾岸道路（新名神高速道路）湾岸桑名インターチェンジからの眺望は優れているものの、桑名市の玄関口としては寂しいため、優れた立地条件を活用した整備が必要となっています。

② 精義・立教・益世・修徳地域

(1) 地域の概況

ア) 位置

○桑名市の中央部に位置し、桑名駅から城下町地区にかけての中心市街地地区から、北は揖斐川沿いにＪＲ線および近鉄線まで、西は〔都〕桑名中央東員線の南側沿いに国道258号までの地域にあたります。



イ) 人口・世帯数・高齢化率

○人口は21,790人で、市全体（142,274人／平成31年3月31日）の15.3%、世帯数は9,826世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の16.6%となります。

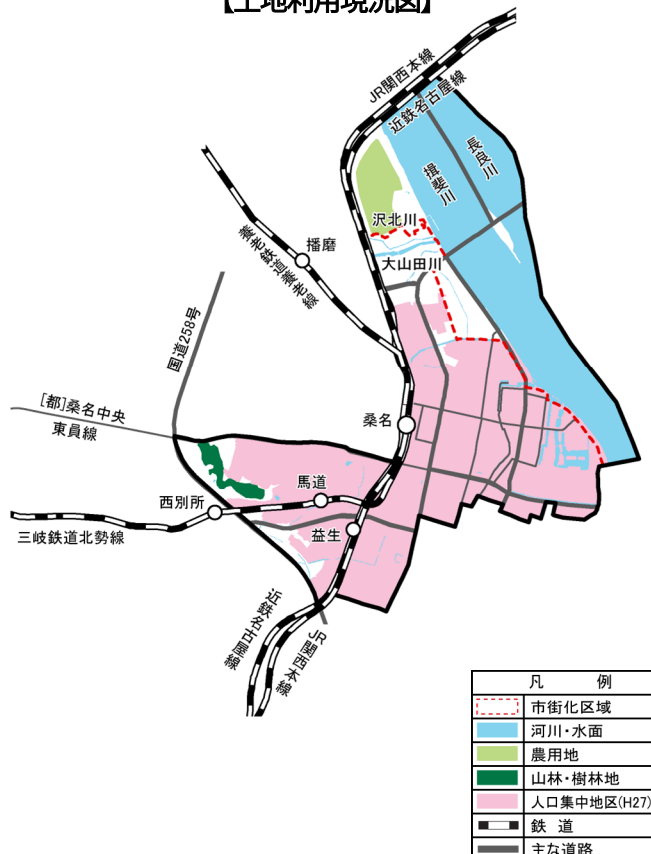
	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
精義	4,363	2,008	1,408	32.3
立教	3,537	1,629	1,256	35.5
益世	7,770	3,462	2,239	28.8
修徳	6,120	2,727	1,304	21.3
総計	21,790	9,826	6,207	28.5

平成31年3月31日現在

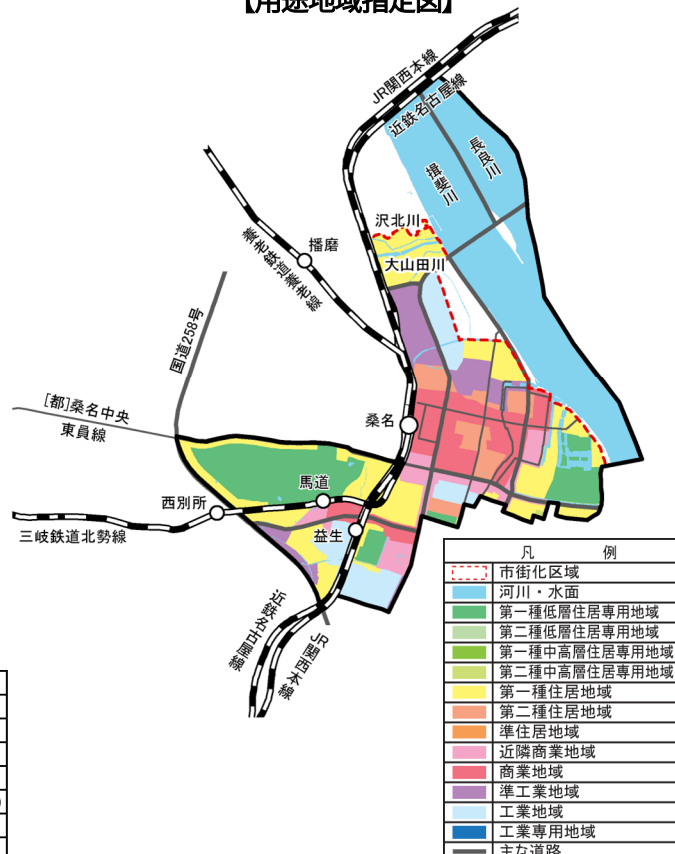
ウ) 土地利用

- 地域の中央部から西部にかけては、市街地が広がり、用途地域では中央部は商業系、西部は住居系の用途に指定されています。
- 地域の北部には、農用地があり、市街化調整区域に指定されています。

【土地利用現況図】



【用途地域指定図】



(2) 地域の現状と課題

ア) 中心市街地の活性化

- 再開発によりサンファールが整備されましたが、にぎわいを取り戻すには至っていません。また、桑栄メイト、一番街等の店舗の老朽化が進んでおり、駅前商業の活性化を図るうえで、建替え、再開発が必要となっています。
- 商業とあわせて、市民の生活サービス機能や市外からの来訪者をもてなすサービス機能の充実など、中心市街地の活性化が求められています。

イ) 歴史・文化資源の活用・保全

- 城下町地区には、住吉浦、七里の渡跡、六華苑・諸戸氏庭園、東海道、濃州道などの多くの歴史的・文化的資源が残されており、これらを保全するとともに観光資源としてさらに魅力アップを図る必要があります。
- 走井山周辺にも矢田城跡、諸戸水道遺構、有王塚などの多くの歴史的・文化的資源が残されているうえ、眺望も優れており、貴重な資源の保全と活用が求められています。
- また、地域には文学碑、町屋御用水などの資源も残されており、資源の持つ価値を理解するとともに、保全策を検討する必要があります。

ウ) 自然資源の保全・活用

- 市街地に近接して丘陵地の緑が残っており、市街地の良好な景観と生活環境を形成していますが、マンション開発等により損なわれる危険性があり、こうした緑や景観の保全方策を検討する必要があります。
- 揖斐川では堤防整備が進められており、員弁川（町屋川）とあわせた河川の自然環境の保全と活用が必要となっています。

エ) 交通安全対策

- 国道1号は歩道が狭かったり、車道と分離されていなかったりすることから、歩行者の安全性の確保が必要となっています。
- 市道寿安永線や修徳小学校周辺の道路には、国道1号、国道421号からの通過交通が入り、交通事故の危険性が高くなっています。

オ) 交通の分断・渋滞対策

- 鉄道により東西が分断され、踏み切りも段差があり、スムーズな横断が困難な状況です。
- 毎朝、駅周辺での送迎用の車による混雑や伊勢大橋付近の慢性的な渋滞など、円滑な交通を確保するための道路整備が必要となっています。

カ) 防犯・防災対策

- 街路灯が十分でなく暗い住宅地の道や暗い公園など、犯罪の危険性の高い箇所が見られます。
- 上流の住宅地開発などに伴い、大山田川の水害の危険性が心配されます。

キ) 高齢社会への対応

- 空き家や老朽住宅が増加しており、利便性を活かした住替えの促進策の検討が必要となっています。
- 高齢者の居場所の確保といきがいづくりの方策を検討する必要があります。

③ 大成・大和・深谷地域

(1) 地域の概況

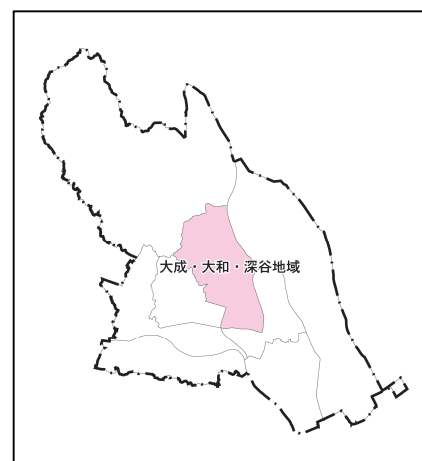
ア) 位置

○桑名市の中央部やや北側に位置し、桑名駅西地区から養老鉄道線に沿って多度地域に接する区域で、揖斐川をはさんで長島地域とも接しています。

イ) 人口・世帯数・高齢化率

○人口は16,390人で、市全体（142,274人／平成31年3月31日）の11.5%、世帯数は7,404世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の12.5%となっています。

○65歳以上人口は4,895人、高齢化率は29.9%となっており、市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べると高くなっています。



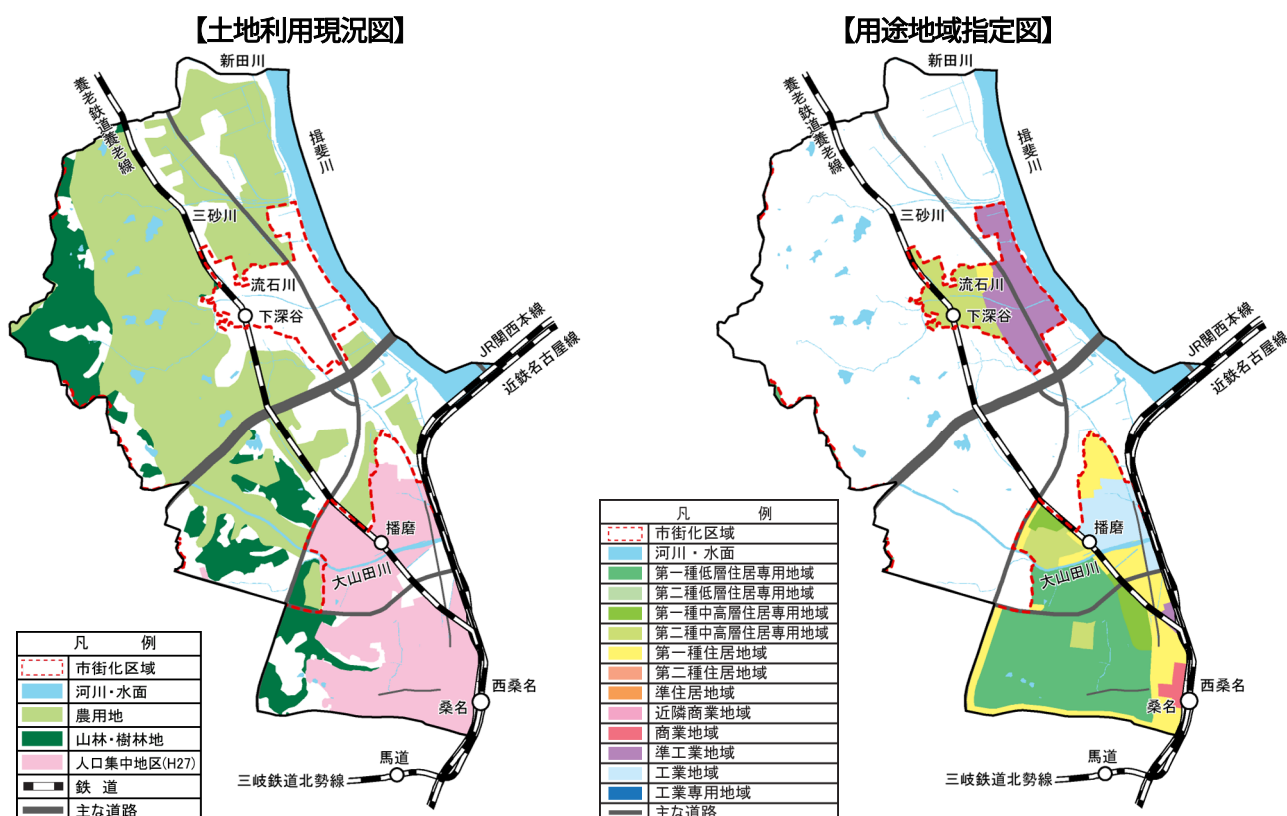
	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
大成	9,164	4,091	2,347	25.6
大和	2,826	1,289	916	32.4
深谷	4,400	2,024	1,632	37.1
総計	16,390	7,404	4,895	29.9

平成31年3月31日現在

ウ) 土地利用

○地域の北側の大半は、農用地となっており、西側に一部森林・樹林地があります。

○市街化区域における用途指定の状況は、全体的に住居系の用途が多いものの、一部は工業系の用途になっています。



(2) 地域の現状と課題

ア) 歴史・文化資源の保全

- 蛸塚縣神社の境内には古墳時代の遺跡があり、くすのきの大木や周辺のため池とあわせて安らぎのある魅力的な空間を形成しています。
- 桑名駅の西側一帯には、照源寺や大福田寺をはじめとする寺院や高塚山古墳など歴史的にも由緒ある資源が数多く存在しています。
- 堺城跡、北廻城跡、屋長島城跡、中江城跡など長島一向一揆の拠点となった城跡が点在しています。

イ) 自然環境・景観の保全

- 竹林の里山が多く、豊かな自然環境に恵まれた景観が残っています。特に、高塚山古墳から北別所の土佛山周辺にかけての丘陵部の緑地は豊かな居住環境を生み出しています。
- 揖斐川の河川敷にはヨシが生えており、これらを活用した景観形成とともに、河川敷で楽しめる空間整備が望まれます。
- 揖斐川や国道258号に沿って農地が保全され、ホタルの繁殖地も存在しますが、今後の田園景観・環境の維持が課題となっています。

ウ) 交通安全対策

- 東名阪自動車道や国道258号など、地域内には利便性の高い道路が通っています。一方で、播磨地区は道路が狭いうえに、桑名東インターチェンジを利用する通過交通が流入するため、交通事故の危険性が高くなっています。
- 本地域の一部では、狭い道路などが多いため、消防車などの緊急車両が入りにくい状況にあります。

エ) 交通体系の整備

- 鉄道により桑名駅の東西が分断されているため、東西を結ぶ道路や通路が必要となっています。
- 大山田地区と国道258号を結ぶ道路が不十分な状況にあります。
- 本地域と多度地域とを結ぶバス路線がないうえ、住宅地から桑名駅方面へのバス料金が料金設定になっています。

オ) 防災・防犯対策

- 近年、集中豪雨などにより一旦水が出やすくなっており、大山田川や三砂川の増水による水害が懸念されます。
- 高速道路のインターチェンジが近くにあるなど交通利便性が高いため、犯罪が発生しやすい環境になっており、犯罪に対する不安が高まっています。
- 桑名北高校への通学路は防犯灯等が少なく危険なため、防犯灯の設置が必要となっています。

カ) 生活基盤の整備

- 新西方地区は、緑が豊かで良好な住宅環境を形成しています。

- 新西方地区では桑名駅・名古屋駅へのバス路線、商業施設、医療機関が充実しており、快適性と利便性が高い住宅地を形成しています。
- 新西方地区の南側では、土地区画整理事業が進められ一体的な住宅地が形成されます。
- 下水道や街区公園など身近な公園、スポーツのできる施設の整備が遅れている地域もあり、生活環境の向上と水害危険性を低下させることが課題となっています。
- 鋳物など地場産業を支える中小規模の工場が多く、これらの支援が課題となっています。

キ) 大山田パーキングエリア周辺整備

- 大山田パーキングエリアでのスマートインターチェンジの整備を見据え、アクセス道路である[都]桑名北部東員線、[都]大山田播磨線の整備及び新たな産業集積拠点の形成に向けた土地利用を計画する必要があります。

④ 桑部・久米地域

(1) 地域の概況

ア) 位置

○本地域は市域の南西部に位置し、地域の北側には東西に員弁川が流れ、地域の南側の四日市市や朝日町との境界には丘陵部の樹林地が残る自然環境が豊かな地域となっています。

イ) 人口・世帯数・高齢化率

○人口は11,779人で、市全体の（142,274人／平成31年3月31日）の8.3%、世帯数は4,721世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の8.0%となっています。

○65歳以上人口は3,079人、高齢化率は26.1%となっており、市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べてわずかに高くなっています。

	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
桑部	5,047	2,043	1,520	30.1
久米	6,732	2,678	1,559	23.2
総計	11,779	4,721	3,079	26.1

平成31年3月31日現在

ウ) 土地利用

○地域の中央部に正和台、赤尾台の開発住宅地があり、その周りに桑部、能部、島田、志知などの既存集落地が点在し、これらの周囲を河川や丘陵地、農地が取り囲むように土地利用が形成されています。

○用途地域では多くが住居系の用途に指定されていますが、〔都〕桑部長深線（県道桑名大安線）の幹線道路沿いでは一部、工業系の用途が指定されています。

【土地利用現況図】



【用途地域指定図】



(2) 地域の現状と課題

ア) 安全・安心な交通対策・道路整備

- 員弁川に架かる橋が少ないなど南北道路が脆弱であることから、朝夕の通勤時における桑部橋や坂井橋周辺は交通渋滞が激しくなっています。そのため、〔都〕島田星川線や〔都〕桑部播磨線などの都市計画道路の早期整備を進めるとともに、交通渋滞等の原因となっている桑部橋周辺や〔都〕桑部長深線（県道桑名大安線）赤尾北交差点などに右折レーンや信号機の設置などの改善が求められています。
- 県道星川西別所線や市道桑部志知線は道路幅員が狭いにも関わらず、交通量が多いことや側溝に蓋が無いことから歩行者にとって危険であり、安全な歩道空間の確保が必要です。

イ) 豊かな自然環境・田園環境の保全と活用

- 地域南部の市境界部分には里山や竹林などの緑地が多く残っています。しかし管理が不十分であり、荒廃化が進んでいます。このようななか、地域住民が中心となって竹林の整備と竹炭や竹酢液の生産が行なわれています。このような竹林ボランティアをさらに育成しつつ、竹資源を活用し、子どもの自然体験の場の創出や住宅材の供給を図っていくなど、里山・竹林の管理とこれらの活用方を考えていくことが必要です。
- 平群池周辺や能部東谷地区などの水路にはホタルが生息しています。また、員弁川ではカワセミなどの野鳥の宝庫になっており、これらの貴重な生物の生息環境を保全していくことが求められます。
- 地域には多くの田畑が残っており、水稻をはじめ、野菜、菜の花などの栽培が行われています。しかし、担い手不足などから一部で休耕田が増えており、これらの遊休農地の有効活用を検討することが必要となっています。

ウ) 地域住民が憩え、楽しめる公園緑地等の整備と管理の充実

- 員弁川右岸の市道にはさわやかロード桑部として、花木（コスモス、菜の花、レンギョウ、ユキヤナギ、ヒラドツツジなど）を植栽した道づくりが行われています。また、員弁川の右岸の堤防の一部（西金井）には桜並木と遊歩道が整備されています。しかし、これらの遊歩道は草刈が不十分であり、夜間は犯罪等の危険も心配されています。さらに、員弁川においては、ところどころで利用者のポイ捨てなどによるごみ等が見られるため、多くの人が安心して快適に利用できるよう、マナーの向上を図る取り組みが必要です。
- 能部西徳寺跡地や能部神社等の遊休地を活用し、住民の憩いの場等になるような広場や集会所などの整備が求められています。

エ) 歴史・文化資源の保全と活用

- 地域には島田城跡、長谷神社、平群神社などの神社仏閣、『平家物語』に登場する景清の屋敷跡、また新田開発や城郭再建等で桑名藩の復興に大いに貢献した野村増右衛門の偉人を輩出するなど、歴史資源が豊富に残っています。
- 平群池周辺では「ヤマトタケル」にちなんだ伝説や昔話が伝えられています。

オ) 安全で快適な生活環境の整備

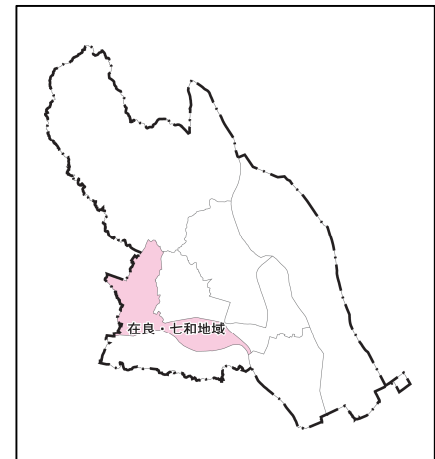
- 地域内には下水道未整備地域があり、河川の水質浄化を図るためにも整備推進が求められます。
- 古川は、かつては泳ぐことができる川でしたが、市街化が進んだことで、そこから流入する汚水で水質が悪化しています。また、古川に流入する水路（正和台等からの水路）が直線化されたことから、洪水時には氾濫の危険性があるため、護岸の改修や流入する水路の流路変更が必要となっています。
- 水害対策として設けられたかすみ堤、能部谷川堤などの堤防は管理が不十分であることから雑木化してきており、防犯上にも問題が生じています。

⑤ 在良・七和地域

(1) 地域の概況

ア) 位置

○本地域は市域の西部に位置し、東西を走る三岐鉄道北勢線や国道421号の沿線に市街地が広がっています。また地域の南側には員弁川が流れ、北側には丘陵部の樹林地が残るなど、自然環境が豊かな地域となっています。



イ) 人口・世帯数・高齢化率

○人口は15,114人で、市全体の（142,274人／平成31年3月31日）の10.6%、世帯数は6,512世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の11.0%となっています。

○65歳以上人口は4,587人、高齢化率は30.3%となっており、市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べて高齢化が進行しています。

	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
在良	8,250	3,564	2,748	33.3
七和	6,864	2,948	1,839	26.8
総計	15,114	6,512	4,587	30.3

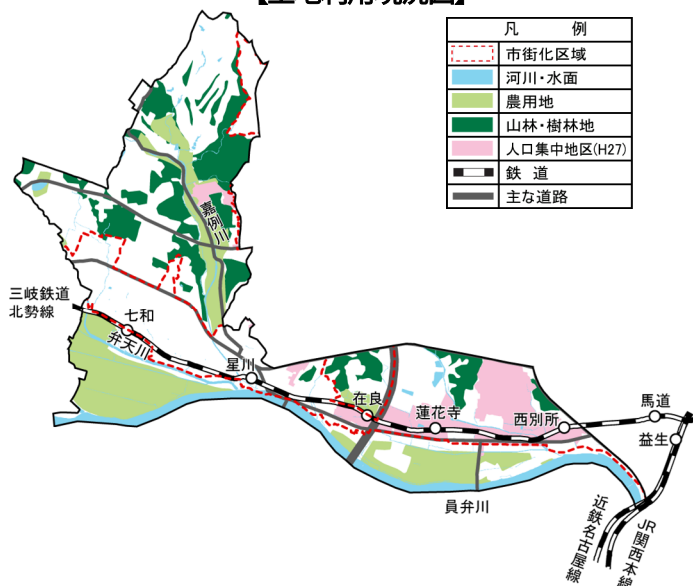
平成31年3月31日現在

ウ) 土地利用

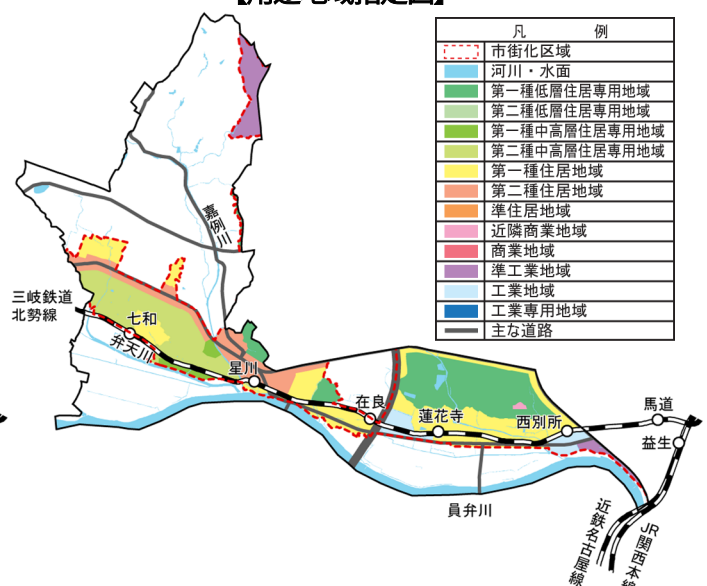
○地域の北東部に希望ヶ丘、蓮花寺の計画的な住宅地があり、三岐鉄道北勢線や県道星川西別所線沿いには住工が混在した地区や沿道利用型の商業施設が集積しています。また、南西部には自然発生的に市街化が進行した住宅地もあります。さらに、北部には丘陵部の樹林地が、南部には農地や河川が保全されています。

○用途地域では多くが住居系の用途が指定されていますが、県道星川西別所線沿いでは一部、工業系の用途が指定されています。

【土地利用現況図】



【用途地域指定図】



(2) 地域の現状と課題

ア) 安全・快適な道路・交通対策

- 地域内には三岐鉄道北勢線の5駅があり、地域住民の大切な公共交通機関となっています。また、東名阪自動車道の桑名インターチェンジもあり、交通の利便性が高い地域でもあります。しかし、朝夕の通勤時間帯などには、県道星川西別所線の坂井橋付近や〔都〕桑名員弁線（県道桑名東員線）のサンシパーク周辺では渋滞が発生しており、交通安全や住環境の面からも改善が求められます。
- 在良駅の北東側には、大規模な工場が立地していること、また南北方向の幹線道路が少ないことから、大型トラックなどが昼夜を問わず住宅団地内を出入りしており、通過交通による危険性や騒音・振動、路上駐車などが問題となっています。
- 県道星川西別所線の在良小学校南側の交差点は見通しが悪く、また沿線店舗からの出入りの車もあり、危険であることから交差点の改善が求められます。交差点には歩道橋が設置されていますが、この歩道橋にはスロープが設置されておらず、安全・安心に県道星川西別所線を横断するための横断歩道の設置が求められます。
- 住宅団地内には路上駐車が目立ち、安全性やマナーの向上が求められます。

イ) 安全・安心な生活環境対策

- 本地域は小規模な開発等により市街化が進行した区域と、既存の集落が混在しており、歩道が無い道路や狭い道路も多く、災害の危険性や消防、救急面からも解消が必要です。
- 嘉例川、弁天川などの河川が員弁川に合流する地域であり、また丘陵地から流れ出る雨水等により洪水時の水害の危険性が指摘されています。そのため、下水道および排水路の整備・管理の充実など、排水対策や治水対策の改善並びに下水道整備による生活環境の向上が求められています。
- 河川、竹林、ため池などにごみの不法投棄が見られることから、マナーの向上に向けた取組みが求められます。

ウ) 住民が憩う環境の整備・充実

- 子どもたちがのびのびとボール遊びや魚釣りなどができる公園等が少なく、利用者のニーズに応じた公園等の整備・充実が求められます。
- 神田池は堤に桜などが植えられており、四季折々の風情が美しいため池となっていますが、かつてため池で行われていた掻い掘りが行われなくなっているため、水質の悪化や雑草が生い茂るなど環境が悪化しています。また、安全性の面からため池への立ち入りが禁止され、住民との関わりがなくなっており、子どもからお年寄りまでが気軽に憩うことができる環境整備が求められます。

エ) 歴史・文化資源の保全と活用

- 地域には希少種が生息する自然豊かな環境、芳ヶ崎の市指定天然記念物のクロガネモチの大木、額田神社・安渡寺などの神社・仏閣があり、これらの資源を保全・活用し、地域の魅力の向上を図っていくことが求められます。

オ) 自然環境（竹林、河川）の保全・活用

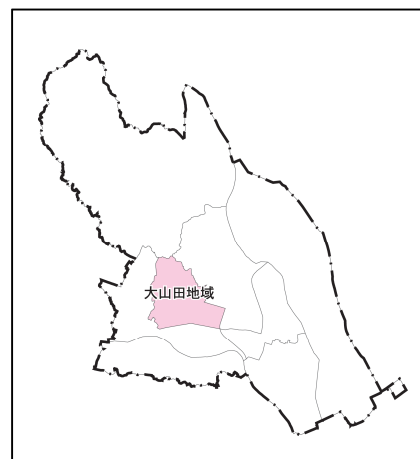
- 嘉例川の国道421号との交差点付近には、桜や水仙などが植栽され、きれいな河川景観が形成されています。また、この付近からの鈴鹿山脈の山並みの景観が美しく、今後もこれらの環境・景観を守り育てていくことが求められます。
- 嘉例川の上流部には、ヒメタイコウチ、ホトケドジョウなどの希少種が生息しており、地域で保全活動が行われています。しかし、蓮花寺川の上流などかつてヒメボタルの生息地があった場所が、住宅地開発などにより失われており、このような生物の生息環境の保全・再生が求められます。
- 地域内の竹林は放置され、荒廃化が進んでいる箇所も見られ、活用できるような仕組みが必要です。

⑥ 大山田地域

(1) 地域の概況

ア) 位置

- 桑名市の中心部からやや西よりに位置し、周囲を山林や田畑、竹林に囲まれた丘陵地となっています。
- 地域内を東名阪自動車道が縦断し、広域の交通アクセスに恵まれ、計画的な住宅開発が行われています。



イ) 人口・世帯数・高齢化率

- 人口は34,803人で、市全体（142,274人／平成31年3月31日）の24.5%、世帯数は13,125世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の22.2%となります。
- 65歳以上人口は6,318人、高齢化率は18.2%となっており、市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べると高齢化率が低くなっています。

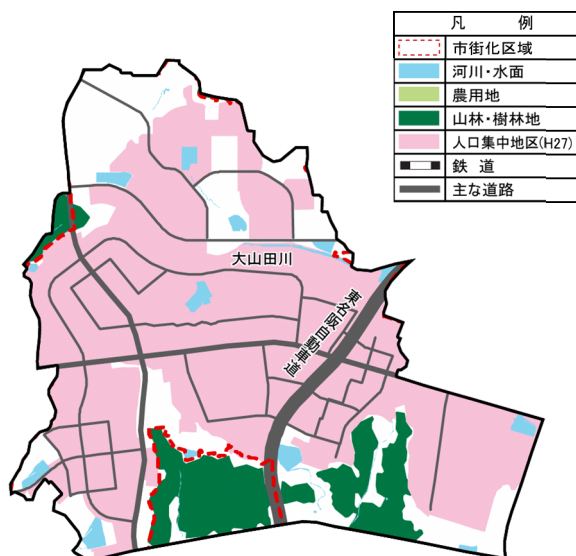
	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
星見ヶ丘	6,065	2,241	474	7.8
筒尾・陽だまりの丘	8,640	3,093	1,442	16.7
松ノ木	4,462	1,679	1,044	23.4
大山田	6,546	2,465	1,463	22.3
野田	2,385	1,097	797	33.4
藤が丘	3,009	1,131	653	21.7
新西方	3,696	1,419	445	12.0
総計	34,803	13,125	6,318	18.2

平成31年3月31日現在

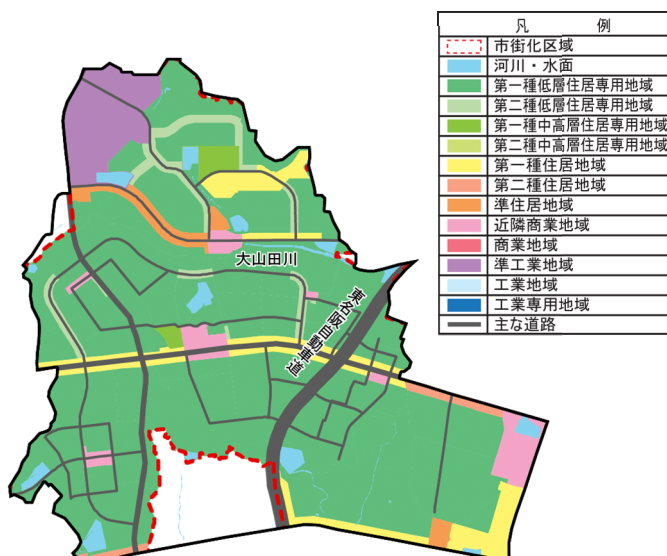
ウ) 土地利用

- 地域の中央部には市街地が広がり、南部の市街化調整区域に山林・樹林地が残っています。
- 用途地域では、住居系の用途が中心となり、幹線道路沿いに近隣商業地域も見られます。
- 北部は準工業地域に指定されています。

【土地利用現況図】



【用途地域指定図】



(2) 地域の現状と課題

ア) 安全・快適な道路・交通対策

- 人口増加に伴い地域内の交通量も増加しており、これらに対応するために、〔都〕 大山田播磨線や〔都〕 桑名北部東員線などの東西軸の強化が求められます。
- 幹線道路と住宅団地内との交差点における渋滞や、住宅団地内の通過交通の増加などから、交通安全や住環境の面から交通量の抑制と安全確保が求められます。
- 陽だまりの丘および星見ヶ丘では、バスの運行本数が少なく、利用しにくいサービス水準にあり、高齢化への対応や地域内の交通量抑制のためにもバス交通の充実が求められています。

イ) 安心・便利な生活環境対策

- 道路の老朽化により車道の路面にひび割れが生じていることから、適切な維持・補修が求められます。
- 既存の歩道や遊歩道の一部では、歩道のひび割れや隆起、段差などにより、歩行者や自転車や車椅子の安全な通行の妨げになっており改善が求められます。
- 地区市民センター、学校、病院（医院）などの都市機能がバランスよく配置されています。地域の人口増加や高齢化などに伴い、今後は近隣の商業機能の充実やコミュニティ施設、高齢者福祉施設などの整備が求められます。
- 住宅地に隣接する里山では、ごみの不法投棄が見られます。また、〔都〕 桑名中央東員線（国道421号）沿いの採土場については安全に配慮した管理が求められています。

ウ) 公園緑地等の整備・充実

- 総合運動公園、播磨中央公園、藤が丘デザイン公園など、設備の充実した公園が整備されており、子どもの遊び場や家族連れの憩いの場として多くの市民に利用されています。
- 地域を取り囲むように田畑や竹林、大山田川など、豊かな自然環境が残っており、これらの保全および維持管理が求められます。
- 大山田川の河川整備が進み、今後は水質改善とともに遊歩道の有効活用を図り、親水性の高い河川環境を形成することが求められます。
- 幹線道路における街路樹の維持管理や屋外広告物規制などによる、良好なまち並みの形成に向けた取り組みが求められます。

エ) 防災・防犯対策

- 身近な場所に安全な避難場所を確保していくことが求められます。
- 近年では盗難事件が増加しており、地域の防犯力の強化が求められます。

オ) 誰もが安心できる環境の整備

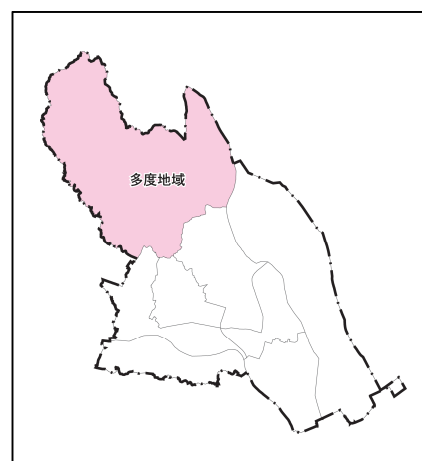
- 障害者の学習や就労等の社会参加の受け皿となる障害者のための施設等の充実や地域福祉の担い手の育成・確保が求められます。

⑦ 多度地域

(1) 地域の概況

ア) 位置

- 桑名市の北端にあり、養老山系を含む旧多度町域です。
- 地域の西側はいなべ市および東員町と接し、北側は岐阜県と接しています。



イ) 人口・世帯数・高齢化率

- 人口は10,940人で市全体（142,274人／平成31年3月31日）の7.7%、世帯数は4,100世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の6.9%となっています。
- 65歳以上人口は3,149人であり、高齢化率は28.8%となっています。市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べやや高くなっています。

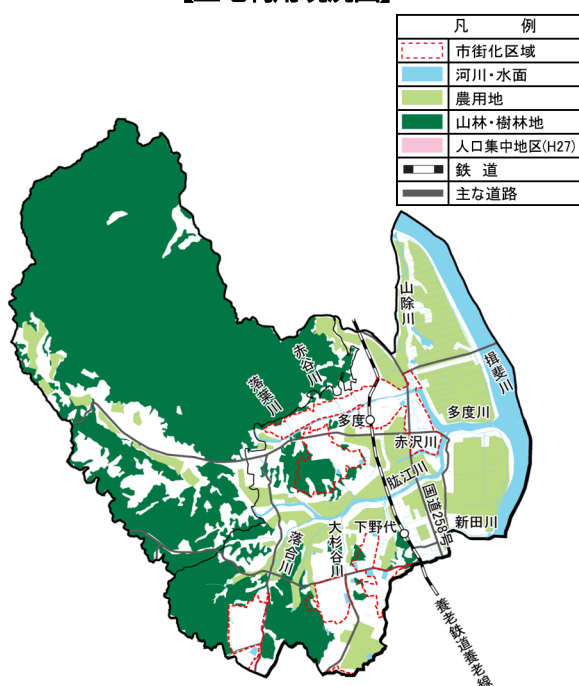
	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
多度中	5,780	2,099	1,508	26.1
多度東	1,179	420	380	32.2
多度南	1,238	430	431	34.8
多度西	812	303	278	34.2
多度北	1,931	848	552	28.6
総計	10,940	4,100	3,149	28.8

平成31年3月31日現在

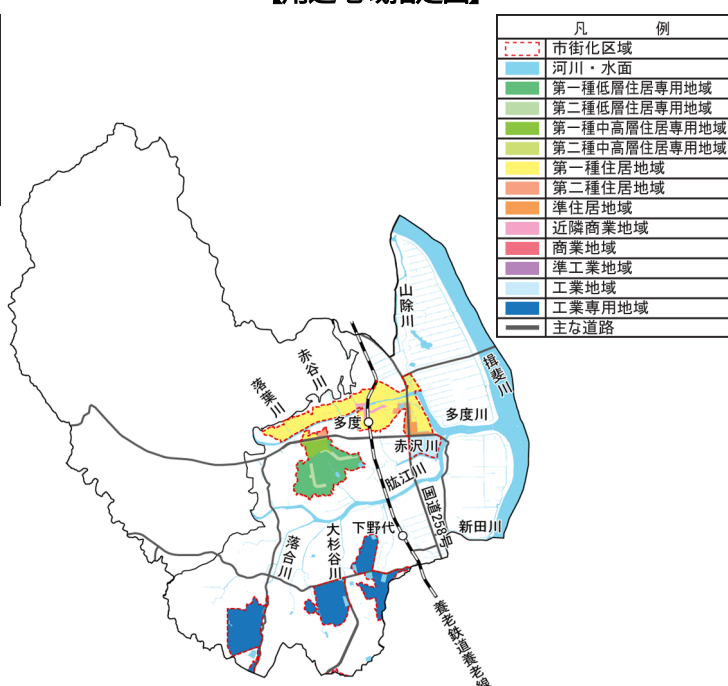
ウ) 土地利用

- 地域の北西部は、大半が山林・樹林地となっており、肱江川および揖斐川沿いは農用地が広がっています。
- 市街化区域における用途指定状況は、多度駅周辺および国道258号沿いに商業系がある以外は住居系となっています。また、地域の南部に工業団地が開発されており、工業系の土地利用がされています。

【土地利用現況図】



【用途地域指定図】



(2) 地域の現状と課題

ア) 自然環境の維持

- 多度地域には、水郷県立自然公園特別地域になっている多度山・多度のイヌナシ自生地をはじめとする豊かな自然が残っており、手軽にハイキングを楽しめる環境が整っています。しかし、松枯れなどにより放置された雑木林・竹林が多く見られ、これらの維持管理が課題となっています。
- のどかな田園風景が残っており、各地には希少な動植物も確認されていますが、一部でサル等の獣害が深刻化しており、農業や生活への影響が懸念されています。
- 地域住民が水に親しみ楽しめる場として河川の手入れをすることが望まれ、特に、多度川の上流部ではホタルの生息が確認されています。

イ) 開発、土砂採取等への対応

- 工場立地・誘致により、税収の増加、雇用の場の創出につながっていますが、開発により生き物の生息環境の喪失が心配されます。
- 企業からの排水は環境基準を満たしているものの、より一層の環境対策への取組みを立地企業へ働きかける必要があります。
- 土砂採取等により緑が減少しているため、植樹などを行い、緑の回復が求められています。

ウ) 道路・交通アクセスの改善

- 工業団地周辺は、今後も立地条件を活かした関連産業のより一層の集積を図る必要があります。そのためにも、新たな道路整備による幹線道路へのアクセス性の向上が課題となっています。
- 肱江川沿いの道路や集落内道路が狭いことから、緊急車両の通行のため道路を拡幅する必要があります。
- 防犯・交通安全の側面から、歩道の設置や街灯の増設、農道の拡幅整備が求められています。

エ) 市街地整備（土地利用、施設配置の検討）

- 社会情勢やまちの将来像の変化を踏まえ、多度地域の中心的拠点である多度駅周辺について、都市計画道路の必要性の検討や駅利用者の利便性の向上に努める必要があります。
- 福祉施設、文化施設等の公共施設との連携による施設の活用を推進し、地域の活性化を図る必要があります。
- 子どもたちの教育環境を整えるため、施設一体型小中一貫校の設置を進めています。
- 計画的整備市街地と生産・物流地域が適切に配置された土地利用を計画する必要があります。
- 防災面については、急傾斜地崩壊危険箇所の対策やゼロメートル地帯の堤防補強などが進められていますが、土砂災害や洪水を未然に防止するため、関係機関と連携を図りつつ、さらなる対応が望まれます。

オ) 観光資源の整備

- 多度大社の参拝客だけでなく、地域の観光に力を入れていく必要があります。
- 内母神社の石取祭や下野代のいもち行事といった祭礼、徳蓮寺や野志里神社など、地域の名所・旧跡の磨き上げとPRが望まれます。

⑧ 長島地域

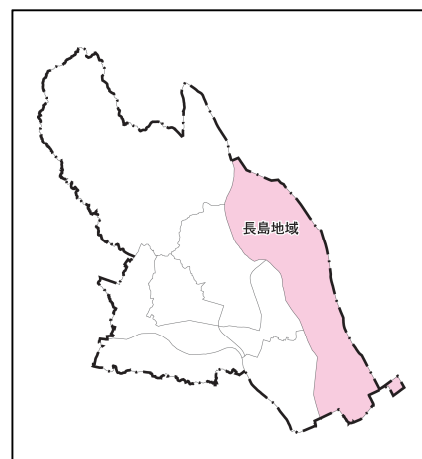
(1) 地域の概況

ア) 位置

- 本地域は、桑名市の東部にあたる揖斐・長良川と木曽川との旧長島町の区域に位置しています。
- 木曽川をはさんで木曽岬町および愛知県と接しています。

イ) 人口・世帯数・高齢化率

- 人口は14,898人で、市全体（142,274人／平成31年3月31日）の10.5%、世帯数は6,037世帯で市全体（59,245世帯／平成31年3月31日）の10.2%となります。
- 65歳以上人口は4,336人、高齢化率は29.1%となっており、市全体の高齢化率（26.0%／平成31年3月31日）と比べると高い状況です。



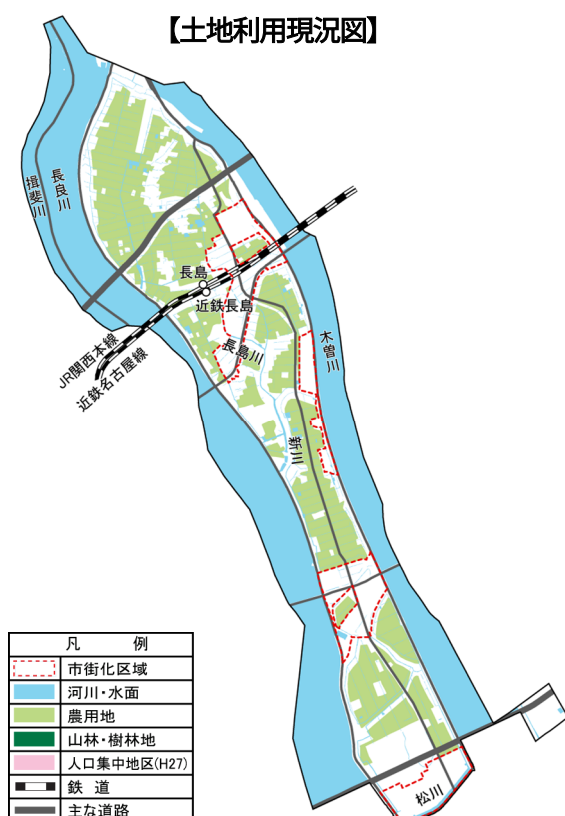
	人口	世帯数	65歳以上人口	高齢化率(%)
長島中部	8,263	3,339	2,317	28.0
長島北部	2,806	1,030	974	34.7
長島伊曾島	3,829	1,668	1,045	27.3
総計	14,898	6,037	4,336	29.1

平成31年3月31日現在

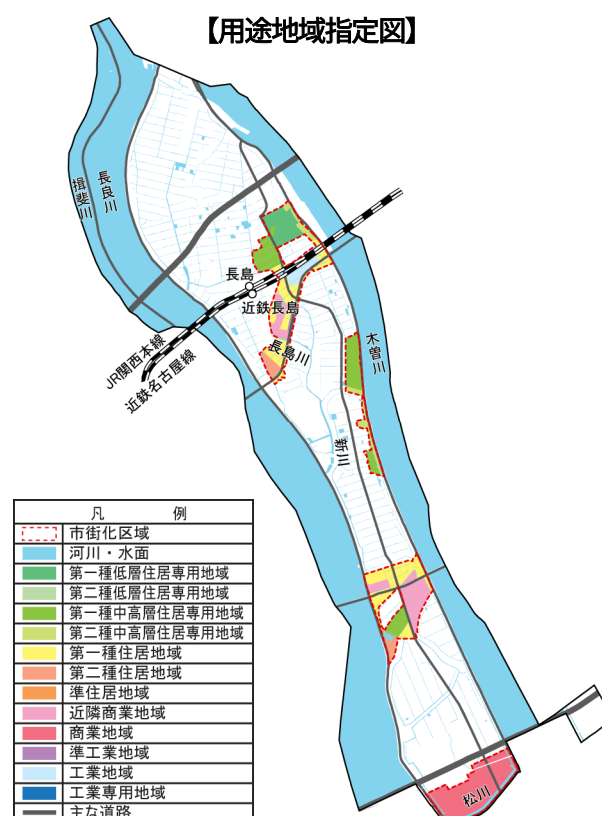
ウ) 土地利用

- 地域内は、市街化区域を除くとほぼ農用地となっています。
- 市街化区域内の用途指定は、国道1号および国道23号沿い、伊勢湾岸道路（新名神高速道路）沿いに商業系用途が指定されており、沿岸部には大規模レジャー施設があります。

【土地利用現況図】



【用途地域指定図】



(2) 地域の現状と課題

ア) 道路・交通対策

- 東名阪自動車道や国道1号など、東西方向の道路交通条件は比較的整っています。橋梁部分や〔都〕西川名四線（県道水郷公園線）、県道桑名海津線の伊勢大橋との交差点部分等では、朝夕の通勤や観光客による交通渋滞が深刻な問題となっています。
- 近鉄長島駅前広場が整備されましたが、利用しやすい表示の設置など改善が必要です。また、JR長島駅前広場の早期整備が望まれています。

イ) 防災対策

- 本地域は、全域が海拔ゼロメートル地帯であり、伊勢湾台風等の水害をはじめとした多くの災害を被っています。また、大地震の発生時には液状化による被害も懸念されており、排水機場の充実や自主防災組織の充実が必要です。

ウ) 田園環境の保全

- 全域が水郷県立自然公園内にあり、長良川や木曽川の雄大な水辺の自然環境が形成され、水屋等の輪中地帯特有の景観が残る田園風景が美しい地域となっています。
- せせらぎ水路の整備や長島川遊歩道の整備等によりうるおいある水辺環境が形成されていますが、不法投棄の問題、河川・水路の悪臭対策や水質浄化の課題があります。
- 農業については、都市近郊型農業地帯として稲作をはじめ、ブランド性のある付加価値の高い農産物が生産されている一方で、将来的な休耕田の増加に対する懸念や中高層マンション建設等に伴い、豊かな田園景観が喪失してしまうことが懸念されます。

エ) 暮らしの環境整備

- 「ながしま遊館」が整備されるなど子どものための生活関連施設の充実は図られていますが、身近に利用できる遊び場や児童館等の施設整備が必要です。
- 本地域には、総合病院がなく周辺地域や市外の病院を利用しているため、公共交通機関の充実など自家用車に頼らない環境が望まれています。
- 長良川や木曽川においては、水上バイクなどマリンスポーツが盛んですが、利用者によるごみの投棄が見られ、誰もが安全、快適に利用できるような改善が必要です。

オ) 地域の一体感、コミュニティの形成

- 本地域は、集落や耕地を洪水から守るためにその全体を囲むように作られた輪中堤によって強く結ばれた共同体がつくられてきた歴史もあり、お互いに助け合う地域性や温かな人情が残っている一方で、自治会が入り込みあっているなど、自治会・コミュニティの再編が求められている地域もあります。

カ) 観光の振興

- 本地域には、大規模レジャー施設が集積しているほか、輪中の歴史等が学べる輪中の郷、芭蕉ゆかりの地である大智院や一向一揆の長島六坊、長島三町石取祭、八幡神社獅子舞など、歴史的・文化的資源に恵まれています。また、長島川付近には、又木茶屋や長島水辺のやすらぎパーク等が整備されています。
- 大規模レジャー施設と歴史的・文化的な価値のある地域資源との結びつきが希薄であるため、地域全体に観光による波及効果が広がっていません。

キ) 新たな産業誘致等による地域活性化

- 広域交通網が充実しているなど、新たな産業誘致において優位な立地条件にありますが、地盤が軟弱であることなどから小規模工場が点在するにとどまっています。このため、軟弱な地盤などに配慮し、企業誘致を図ることが課題となっています。
- 商業については、名古屋駅からも近く、また近隣地域において大型商業施設の集積が進んでいることもあり地元商業の衰退が見られます。

第7章 計画推進にあたって

本プランは、市全体の整備目標、その実現に向けた部門別整備方針、地域別整備構想で構成されています。部門別整備方針、地域別整備構想を推進するためには、関係する事業の調整と進行管理を行う体制を確立するとともに、各地域においては地域別整備構想に基づいて地域住民が主体となったまちづくりを推進することが重要になります。

さらに、例えば桑名駅周辺地区整備や高齢化が進む住宅団地の再生など、地域の賑わいづくりや活性化に向けて、民間事業者等のノウハウを活かした公民連携のまちづくりを促進することがますます重要になっています。

7-1 庁内の推進体制

① 個別施策・事業の推進

〈個別計画との調整〉

本プランで示されている施策・事業のなかには、緑の基本計画、景観計画、中心市街地活性化基本計画などの関連する個別計画に基づいて実施されるものが多く見られます。

したがって、本プランを推進するには、整備目標や都市整備方針と個別計画の内容との整合性を図る必要があります。そのため、個別計画の策定にあたっては、総合計画をもとに本プランとの調整を図ります。

〈土地利用規制の見直し〉

本プランに示す土地利用計画を具体化するためには、国、三重県および地権者と協議・調整し、市街化区域、用途地域、農用地区域の変更、地区計画、生産緑地等の指定・見直しを検討します。

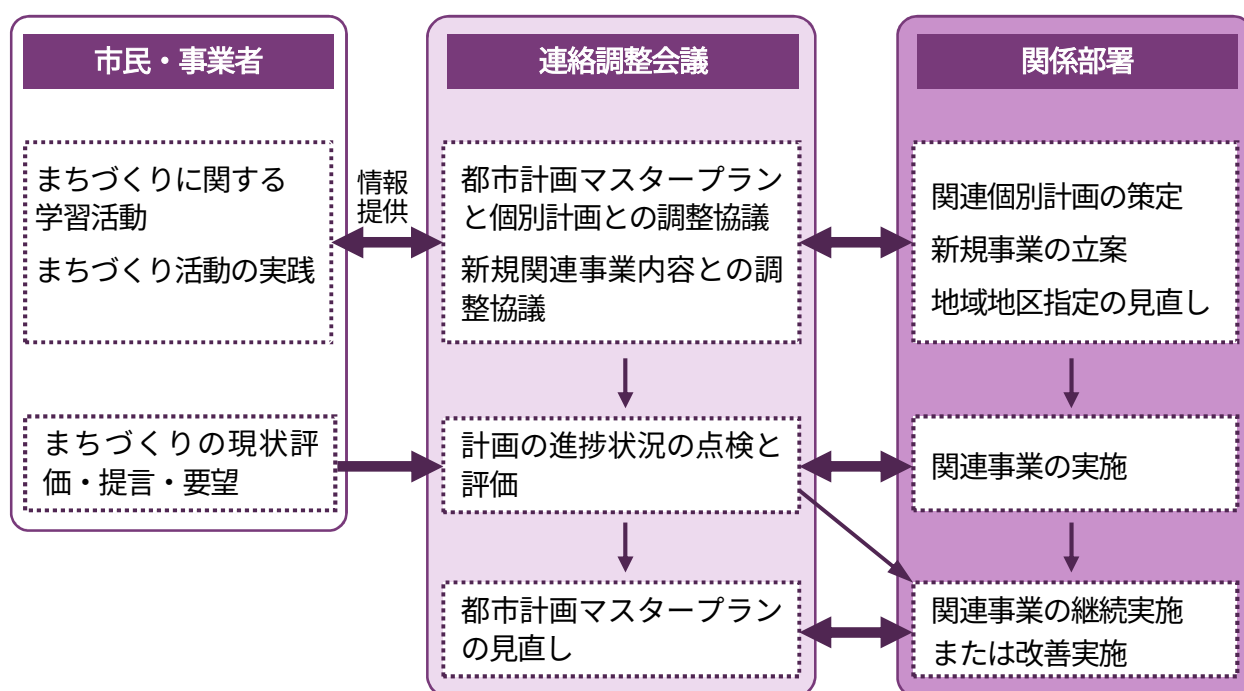
② 計画の進行管理

本プランを推進するために、プランに基づく関連事業を実施計画に反映させて着実な事業実施を図るほか、定期的に施策・事業の進捗状況を確認したうえで、必要に応じて計画内容を見直すことも検討します。

そのために、庁内の関係部署によって構成される連絡調整会議を開催し、計画の進捗状況の点検・評価および計画の見直しのほかに、各課の個別計画や新規事業内容の調整を図ります。

また、計画の点検・評価にあたっては、本プランの内容と進捗状況を市民・事業者へ情報提供を行い、各主体によるまちづくりの活動を促進するとともに、市民・事業者の視点から見たまちづくりの現状に対する評価や今後の進め方についての提案を受け、評価や見直しに反映させるように努めます。

図7-1 都市計画マスタープランの推進体制



7-2 住民主体のまちづくりの推進

① 地域住民の意識の向上

地域のまちづくりを進めるには、そこに住む地域住民が地域の魅力や問題点を理解し、まちづくりに関心を持つ必要があります。

そのため、本プランおよび地域別整備構想についての幅広く市民にPRするとともに、まちづくりの先進事例や地域の歴史・文化について、地域住民が気楽に学習できるようにわかりやすい学習資料の提供や自主的な学習活動の支援を行います。

② 「（仮称）まちづくり協議会」とともに策定した地域別構想の推進

「（仮称）まちづくり協議会」とともに策定した地域別整備構想に基づき、地域住民と行政が協力してまちづくりを展開していきます。

地域住民は地域が主体となる取組みに対しては積極的に参画し、行政は地域別整備構想に基づき土地利用の検討や規制の見直し、都市施設の整備等について可能なものから進めていきます。

③ 行政の支援

地域住民主体のまちづくりを着実に推進させるために、地域別整備構想は次のような行政の支援策についても検討します。

■「（仮称）まちづくり協議会」への支援

「（仮称）まちづくり協議会」とともに円滑に地域別整備構想が策定できるよう、情報提供や専門的な助言等地域別整備構想策定に対して必要な支援を行います。

■まちづくり活動の支援

地域住民が主体的に取り組む活動を促進するために、活動のスタートアップや新たな活動の展開に必要な支援制度を検討するとともに、人的支援をはじめとして事業が円滑に進むようにサポートに努めます。

■条例等による支援

住民参加のまちづくりを全市的に推進するために、行政、市民の責務などを規定した条例等による支援が考えられます。

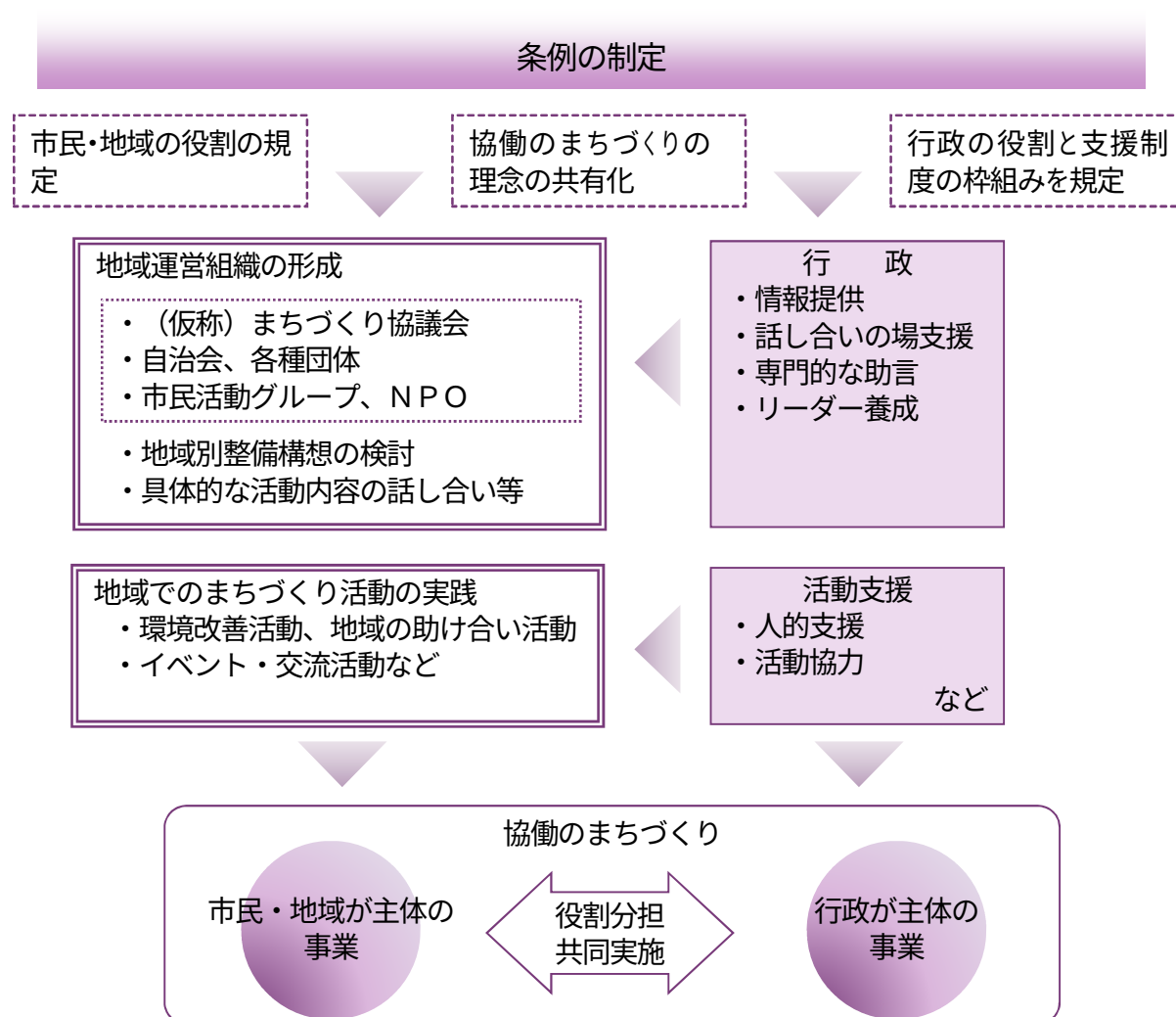
地域住民による主体的なまちづくり活動を積極的に促進するために、支援制度を規定することも検討します。

■話し合いの支援

地域での話し合いが円滑に進むように、情報の提供、話し合いの場の運営支援、専門的な助言を行います。

また、早い時期に自立した運営ができるように、地域活動の中心的な担い手となる活動リーダーを養成するための研修事業や地域のリーダーを専門的に補佐する専門家アドバイザー派遣制度などが考えられます。

図 7-2 住民主体のまちづくりの推進体制



7-3 公民連携によるまちづくりの推進

官民連携による地域の賑わいづくりなどを促進するための法制度として、都市再生特別措置法に基づき、市町村と連携してまちづくりに取組む団体を支援する制度や、道路空間を活用してオープンカフェを開くなどして賑わいを演出することのできる制度等があります。これらの制度は、下表に示すように繰り返し法改正を行うことにより充実が図られています。

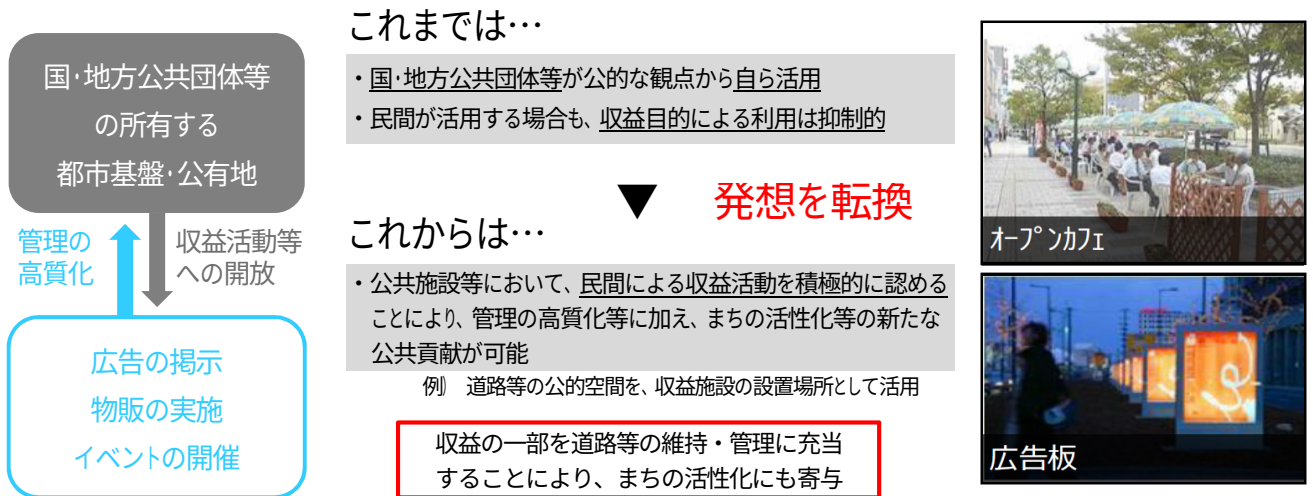
表7-1 都市再生特別措置法（平成14年制定）の改正経緯等

平成16年	まちづくり交付金制度の創設
平成17年	まちづくり交付金のエリアを対象とした民間都市再生整備事業計画の認定制度による金融支援・税制特例の創設
平成19年	都市再生整備推進法人の指定制度の創設、民間都市再生事業計画の認定申請期限の5年延長
平成21年	歩行者ネットワーク協定制度の創設
平成23年	道路の上空利用のための規制緩和、道路占用許可特例制度の創設、都市利便増進協定制度の創設、都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案制度および都市再生整備推進法人制度の拡充
平成24年	防災機能の向上を図るための都市再生安全確保計画および都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設
平成26年	市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するための立地適正化計画に関する制度の創設
平成28年	民間都市再生事業計画の認定申請期限の5年延長、都市公園の占用許可特例制度・低未利用土地利用促進協定制度の創設
平成30年	立地誘導促進施設協定制度・低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設、都市再生推進法人の業務の追加

出典：官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き（国土交通省）

特に平成23年の法改正では、市町村と連携してまちづくりに取組む団体を支援する制度や道路空間を活用して賑わいのあるまちづくりを実現する制度等ができました。これにより、民間主体にとってはまちづくりの取組みを展開しやすくなり、行政にとっては民間主体による賑わいの創出や公共施設等の整備・管理の負担軽減が期待されます。

図7-3 都市基盤や公有地等の民間の収益活動等への開放
(都市再生特別措置法 平成23年改正)



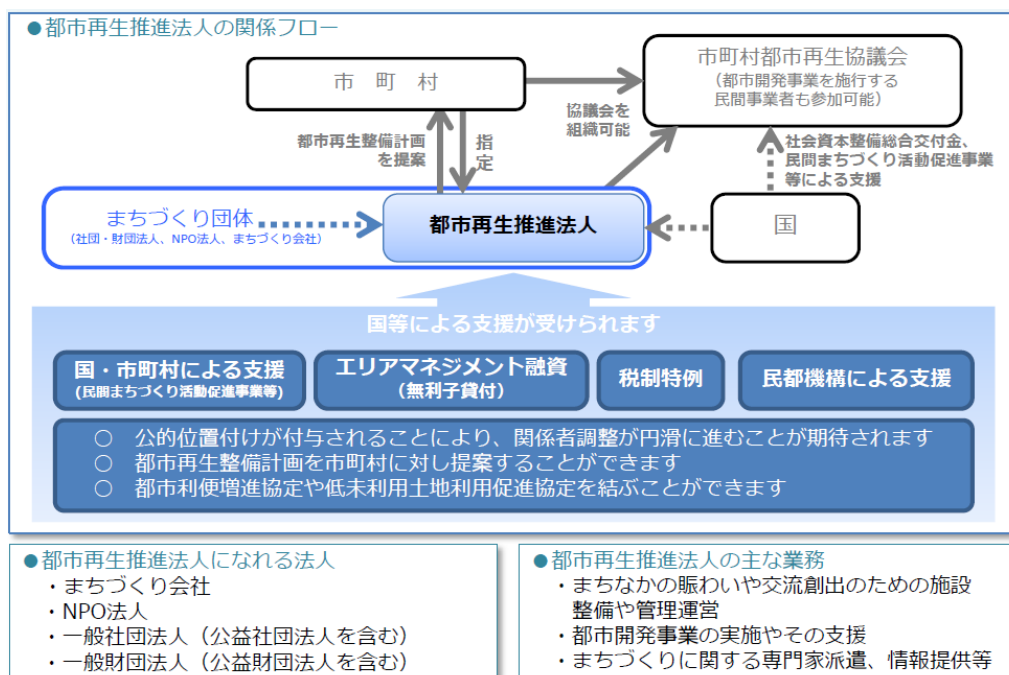
出典：官民連携まちづくりの進め方 都市再生特別措置法に基づく制度の活用手続き（国土交通省）

また、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担いうる団体を「都市再生推進法人※」として市町村が指定する制度があり、これに指定されることで公的な位置づけが付与されるほか、公的な財政支援を受けられるなどのメリットがあります。

こうした国の支援制度の活用を図りつつ、本プランの実現に向けて、民間事業者や地元組織、住民等多様な主体が連携したまちづくりを推進します。

（※平成26年の法改正により「都市再生整備推進法人」から改称）

図7-4 都市再生推進法人の関係フロー



出典：都市再生推進法人制度について（国土交通省）

桑名市都市計画マスタープラン改定に係る資料編

桑名市都市計画審議会は、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき設置された審議会で、桑名市都市計画マスタープランの改定過程において、本審議会で頂いた意見等を踏まえたうえで、諮問・答申を経て、市が桑名市都市計画マスタープランの改定を行いました。

桑名市都市計画審議会 委員名簿（令和元年度）

役 割	氏 名	所属・役職名
会 長	伊藤 孝紀	国立大学法人 名古屋工業大学大学院 准教授
委 員	石田 美穂	三重県行政書士会 桑名支部 会員
委 員	伊藤 実	公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会 桑名支部長
委 員	野呂 清	三重県桑名警察署 署長
委 員	服部 祥子	愛知県弁護士会 会員
委 員	林 希代子	一般社団法人 三重県建築士会 桑名支部 会員
委 員	松尾 一美	桑名市農地利用最適化推進委員
委 員	三田 泰雅	四日市大学 総合政策学部 准教授
委 員	山本 重雄	桑名商工会議所 副会頭
委 員	鷲野 賢治	三重県土地家屋調査士会 桑名支部 会員
委 員	愛敬 重之	桑名市議会 都市経済委員会 委員長
委 員	太田 誠	桑名市議会 都市経済委員会 副委員長

桑名市都市計画審議会 委員名簿（令和3年度）

役 割	氏 名	所属・役職名
会 長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院 芸術工学研究科建築都市領域 教授
委 員	伊藤 聡	桑名市農地利用最適化推進委員
委 員	伊藤 実	公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会 桑名支部長
委 員	田島 香里	三重県行政書士会 桑名支部 会員
委 員	服部 祥子	愛知県弁護士会 会員
委 員	林 希代子	一般社団法人 三重県建築士会 桑名支部 会員
委 員	堀畑 守民	三重県桑名警察署 交通第一課長
委 員	三田 泰雅	四日市大学 総合政策学部 教授
委 員	山本 重雄	桑名商工会議所 副会頭
委 員	畑 紀子	桑名市議会 都市経済委員会 委員長
委 員	成田 久美子	桑名市議会 都市経済委員会 副委員長

桑名市都市計画マスタープラン 改定経緯

時 期	経 緯	事 項
平成30年7月下旬～	関係部局協議	○都市計画基礎資料の整理・分析 ○都市計画マスタープランにおける関連事業の進捗状況の調査分析 ○都市施設、基盤整備等の整備状況の確認
平成31年2月中旬	関係部局協議	○土地利用フレームの推計 ○土地利用計画等の検討
平成31年3月下旬	平成30年度業務報告	○都市計画マスタープランに関連する他計画の整理、関連事業の進捗など取組み状況の調査分析 ○桑名市民満足度調査の反映すべき意見の抽出および都市計画基礎調査の結果検証 ○都市計画の現状の課題および今後の取組むべき課題の整理
令和元年7月下旬	令和元年度 第1回 桑名市都市計画審議会	○都市計画マスタープランの改定について（骨子案）
令和元年9月上旬	桑名市議会全員協議会 （協議）	○都市計画マスタープランの改定について（骨子案）
令和元年9月上旬～10月上旬	パブリックコメント	○都市計画マスタープランの改定について（骨子案）
令和元年10月上旬～下旬	関係部局協議	○都市計画マスタープランの改定について
令和元年11月上旬	広域調整	○桑名都市計画区域内の市町との広域調整
令和元年11月中旬	令和元年度 第2回 桑名市都市計画審議会	○都市計画マスタープランの改定について
令和元年11月下旬	桑名市議会全員協議会 （報告）	○都市計画マスタープランの改定について
令和2年2月中旬	令和元年度 第3回 桑名市都市計画審議会	○都市計画マスタープラン改定の最終報告
令和3年5月下旬～6月下旬	パブリックコメント	○都市計画マスタープランの一部改定について
令和3年7月下旬	令和3年度 第1回 桑名市都市計画審議会	○都市計画マスタープランの一部改定について

用語解説集

【あ行】

あ	アダプトプログラム制度	市民ボランティアが道路、公園等を定期的に清掃・美化などを行う一方、行政や企業が、清掃道具の提供をするなど、ボランティア活動のサポートを行う制度。
う	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所あたり面積15～75haを標準として配置する。
え	エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。
お	オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

【か行】

か	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
き	既存ストック	既に整備された道路、橋、上・下水道、公園、公共建築物などの社会資本（インフラストラクチャー）のこと。
	狭さく	車の速度低下を目的として、道路を狭くするために設置するもの。
	居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区あたり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
く	グローバル	世界的な規模であるさま。また、全体を覆うさま。
こ	公共下水道	主として市街地における下水を排除し、または処理するために、地方公共団体が管理する下水道。公共下水道のうち、終末処理場を有するものを単独公共下水道、流末を流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道という。
	コンパクトシティ・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。

【さ行】

し	市街化区域	都市計画法第7条に規定。既に市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。
	市街化調整区域	都市計画法第7条に規定。市街地としての開発や建設を抑制する区域。
す	スプロール化	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。
	スマートインターチェンジ	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジです。
せ	生産緑地	市街化区域内にある農地等が持っている農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度。
そ	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。

【た行】

た	多自然型護岸	河川による侵食から堤防や川岸を安全に保護するために設けられる護岸を自然の建材や植栽などによって形成する工法。
ち	地区計画	ある一定の地区を対象に、実情に合ったよりきめ細かい規制を行い、その地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全を図るための制度。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。
と	東海地震防災対策強化地域	東海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域として指定する地域。
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

	都市計画区域	都市計画法第5条に規定。市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件並びに人口・土地利用・交通量などの現況および推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。
	都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
	土砂災害計画区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
	土地区画整理事業	土地区画整理法に基づく事業。土地所有者等から土地の一部を提供(減歩)してもらい、それを道路や公園等の新たな公共施設として活用することにより、整然とした市街地を整備する。

【な行】

な	南海トラフ地震防災対策推進地域	南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなる地域。
の	農用地	農業振興地域内にある農用地等および農用地等とすることが適当な土地のうち、集団的農用地および土地基盤整備事業の対象地等農業上の利用を確保すべき土地について区域を指定し、農業生産の基盤の保全、整備および開発を推進する。

【は行】

は	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。
	パブリックコメント	行政機関が規制の設定や改廃、事業の実施などにあたり、原案を公表し、市民から意見を求める制度。
	ハンパ	自動車の走行速度を低減するために、道路上に設けられた凸型の構造物。
ほ	ポテンシャル	潜在する能力、可能な能力。

【ま行】

み	民泊	住宅の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供すること。
---	----	------------------------------------

【や行】

ゆ	ユニバーサルデザイン	老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに全ての人にとって使いやすいデザインを考えること。これまでの「バリアフリー」からもう一歩踏み込んだ考え方。
---	------------	--

【ら行】

ら	ライフライン	都市生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送などをいう語。多く、地震対策との関連で取り上げられる。生命線。
	ランドマーク	地上の目印。その土地の目印や象徴になるような建造物。
り	リノベーション	古い建築物の機能を今の時代に適したあり方に変えて、新しい機能を付与すること。
	緑地保全地域	里山等の都市近郊の比較的大規模な緑地を守るため、都市計画に緑地保全地域として指定することにより、一定規模以上の木竹の伐採など一定の行為について届出・命令制とし、緩やかな保全を図る制度。

【わ行】

わ	ワークショップ	問題解決やトレーニングの手法。近年は企業研修や住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法としてよく用いられている。
---	---------	---

【英字】

A	AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。
I	IoT	Internet of Thingsの略。様々な物がインターネットに接続され、情報交換することにより相互に制御する仕組み。
N	NPO	nonprofit organizationの略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。
S	SDGs	Sustainable Development Goalsの略。国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
	Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

桑名市都市計画マスタープラン2020

発 行 令和2年3月

一部改定 令和3年8月

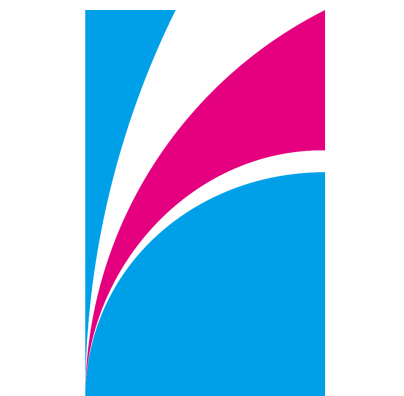
編 集 桑名市 都市整備部 都市整備課

〒511-8601 桑名市中央町2丁目37番地

TEL 0594-24-1223

FAX 0594-23-4116

E-mail tosiseim@city.kuwana.lg.jp



本物力こそ桑名力